

西東京市財政白書

平成 22 年度決算版



いこいな
シンエイ / 西東京市

平成 23 年 9 月



企画部財政課

財政白書の平成 22 年度決算版を作成しました

市民の皆様には西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 22 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

平成 22 年度は、合併後 10 年を迎え、新市建設計画事業の総仕上げの年となりました。この 10 年間で、市民生活に大きな影響を与える社会経済情勢や、市を取り巻く財政環境は、目まぐるしく変化してきました。長引く景気の低迷や震災の影響が懸念されることから、今後の市の財政見通しは非常に厳しいものと考えられます。市民の皆様が、今後の市の行財政運営のあるべき姿と、行財政改革の必要性や方向性について議論していただく際の素材として、この「財政白書」を活用していただければ幸いです。

なお、今回の作成に当たっては、平成 22 年度の決算状況を踏まえた時点修正のほか、より分かりやすくをモットーに、一層の内容充実に努めました。

また、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、本文中、固有名詞である専門用語については財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

本書において、決算額は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

西東京市の「普通会計」は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費等を除く。)、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計(住宅用地造成事業に係る経費を除く。)が含まれています。なお、平成22年度数値については、変更になる可能性があります。

また、本文中の決算数値等の表示単位は原則として百万円単位を使用しています。

各表や本文中の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計や対前年度増減額、対前年度増減率、構成比などを一致させられない場合があります。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、西東京市が独自に計算したものです。なお、住民1人当たり決算額の算出に当たっては、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口を用いています。また、本文表中における住民1人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

今回、他団体との比較に用いました、「類似団体」とは、人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。西東京市は「 - 3」(人口15万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造は 次・次産業が95%以上かつ 次産業が65%以上)という類型に属しています。

平成22年度における「 - 3」に属する都内の類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・西東京市の9市です。

また、平成22年度における「 - 3」に属する全国の類似団体は、上記の都内類似団体9市と、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市・上尾市・新座市、千葉県市川市・松戸市・佐倉市・習志野市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県鎌倉市・藤沢市・秦野市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市・川西市、山口県宇部市、沖縄県那覇市の20市を加えた合計29市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

目 次

財 政 の イ メ ー ジ	1
市の財政を家計に例えると…？ 平成22年度の年収は約680万円・年間支出は約665万円	
1 決 算 の 総 括	3
歳入・歳出決算額は過去最大に、実質収支、実質単年度収支は共に黒字へ	
2 市 の 歳 入	5
歳入総額は過去最大となるも、市税の割合は減少	
3 市 税	9
収入額は依然として厳しい状況…ただ徴収率はやや回復	
4 地 方 交 付 税	11
基準財政収入額の減などにより普通交付税交付額は大幅増	
5 市 の 歳 出 (性 質 別 経 費)	15
扶助費と公債費の増加傾向が続き、扶助費は平成13年度の2倍以上に	
6 市 の 歳 出 (目 的 別 経 費)	17
子ども手当の影響などにより、民生費が300億円を超える	
7 経 常 収 支 比 率	19
都内類似団体平均を下回るが、歳出面の硬直化が進む	
8 公 債 費	21

合併特例債などの活用により公債費は増加するものの、
公債費比率は適正な水準で推移

9 市 債 …………… 23

合併特例債、臨時財政対策債の増加により、借入額が過去最大に

10 基 金 …………… 27

財政調整基金の残高が40億円台に回復

11 公 営 企 業 会 計 ・ 公 営 事 業 会 計 へ の 繰 出 金 …………… 29

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

12 他 市 ・ 区 (西 東 京 市 に 隣 接 す る 団 体) と の 比 較 …………… 32

距離は近くても、財政面では意外と遠い隣接市・区

13 行 財 政 改 革 の 取 り 組 み …………… 37

地域経営戦略プラン2010に基づき、自立した行財政基盤の確立を目指します

財 政 健 全 化 法 …………… 39

今年も早期健全化基準・経営健全化基準を下回る

【参考資料】 …………… 44

合併による財政効果を振り返る …………… 45

平成22年度決算状況(決算カード 暫定版) …………… 49

平成22年度財務書類(速報版) …………… 51

用語集 …………… 53

財政のイメージ

市の財政を家計に例えると...? 平成22年度の年収は約680万円・年間支出は約665万円

財政とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」といった単語などで、近年耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、その漢字から何となくイメージは湧くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

財政とは、国又は地方公共団体の行政活動を「経済的な側面」で捉えたもののことです。すなわち、「市の財政」とは「市が行う経済活動」を指します。

経済活動ならば、皆様にとっても、ぐっと馴染みのある言葉になったのではないのでしょうか？そこで、財政を更に身近に感じていただくために、平成22年度における西東京市の決算数値を、1万分の1に縮小して家計に置き換えてみます。市の財政と家庭の家計では、仕組みが異なる部分もありますが、これで大体のイメージをつかんでみてください。

<平成22年度の西東京市の家計状況>

		年 額	(月 額)
収 入		680 万円	(566,667円)
	家族で稼いだ金額	389 万円	(324,167円)
	実家からの仕送り額	190 万円	(158,333円)
	住宅ローンなどの借入額	87 万円	(72,500円)
	貯金を下ろした額	14 万円	(11,667円)
支 出		665 万円	(554,167円)
	生活費(税金・社会保険料・食費等)	425 万円	(354,167円)
	子どもへの仕送り額	85 万円	(70,833円)
	家の増改築費用	79 万円	(65,833円)
	住宅ローンなどの返済額	55 万円	(45,833円)
	貯金額	21 万円	(17,500円)

現在の貯金残高 89万円 (家族で稼ぐ収入の約4分の1)

現在のローン残高 564万円 (家族で稼ぐ収入の約1.6倍)

各項目の置き換えの考え方は、次のとおりです。

「収 入」

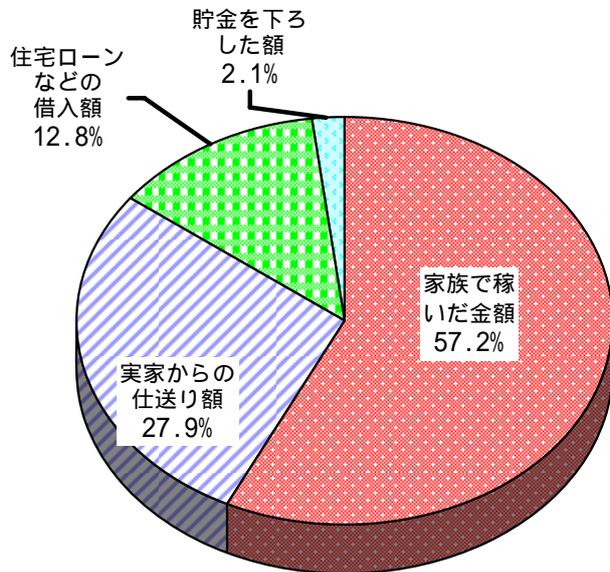
家族で稼いだ金額 : 市税、使用料及び手数料、地方譲与税、地方交付税、各種交付金など
 実家からの仕送り額 : 国庫支出金、都支出金
 住宅ローンなどの借入額 : 市債
 貯金を下ろした額 : 基金繰入金

「支 出」

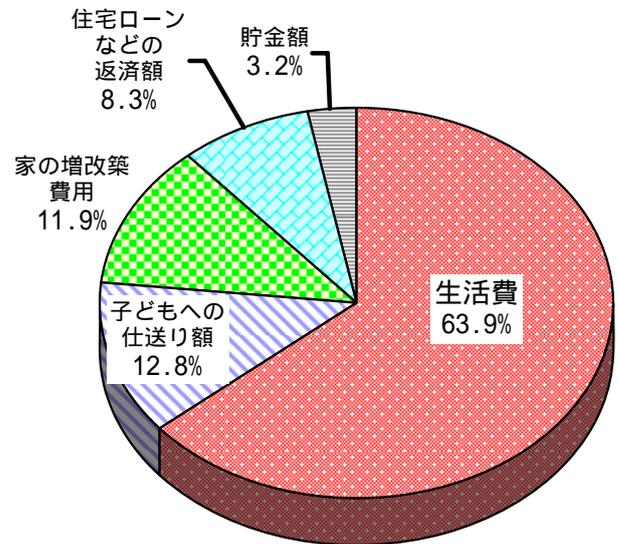
生活費 : 人件費、扶助費、物件費、補助費等など
 子どもへの仕送り額 : 繰出金
 家の増改築費用 : 投資的経費
 住宅ローンなどの返済額 : 公債費
 貯金額 : 積立金

西東京市の家計状況 平成22年度

「収入」



「支出」



家計に置き換えた数値をみると、収入では、実家からの仕送り額が収入全体の約3割を占めていることが分かります。

この実家からの仕送りは、額の大小こそありますが、西東京市に限らずどの市区町村も例外なく受けており、財政における大きな特徴になっています。

また、家族で稼いだ金額の中には、地方交付税の額が、47万円・6.9%含まれています。

次に、支出を見てみます。

家計で言うところの、子どもへの仕送り金は、財政における一般会計から特別会計への繰出金になります。親世帯から独立した子どもは、基本的には生計が別です。しかし、その子どもが自分で生活費等を賄えればいいのですが、そうでない場合には、親が援助してあげなければなりません。

家の新築・増改築は、財政でいう普通建設事業等の投資的経費になります。まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり、住宅ローン（市債）を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活を圧迫させてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業は減少します。

また、貯金は、例えば子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、そこには目的や理由があります。財政も同じで、目的ごとに基金を設けて、積立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を下ろしているのはそのためです。なお、生活費が足りなくて貯金を下ろすのと、目的を実現する時期が来たので貯金を下ろすのとでは、少し意味合いが違います。貯金を下ろした金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、西東京市の財政について、平成22年度における決算数値を基に、過去との比較を交えながら具体的に説明していきます。

1 決算の総括

歳入・歳出決算額は過去最大に、 実質収支、実質単年度収支は共に黒字へ

平成22年度の歳入は、市内法人の業績回復を受け、法人市民税が一定の回復傾向を見せ、新築家屋の増により固定資産税が増となりました。しかし、個人市民税が、雇用情勢・所得環境の低迷により減となったため、市税全体では微増にとどまりました。一方で、普通交付税は、基準財政収入額の減等を主な要因として大幅な増となり、臨時財政対策債も普通交付税と同様に大幅な増となりました。このことから、歳入決算額は、前年度に比べて31億5千5百万円・4.9%増の680億4千4百万円となりました。

平成22年度の歳出は、定額給付金給付事業が無くなったため、補助費等の大幅減がありました。一方で、子ども手当、生活保護費や社会福祉費等による扶助費、障害者総合支援センターや児童館・保育園等の建て替えなどによる普通建設事業費、合併特例債や臨時財政対策債等による公債費などが増となりました。このことから、歳出決算額は、前年度比28億8千9百万円・4.5%増の665億3千4百万円となりました。

歳入・歳出決算額の過去10年間の推移を見ると、平成13年度以降、徐々に減少していましたが、平成17年度を境に上昇傾向に転じ、平成22年度は共に過去最大となりました。平成22年度決算額は、平成17年度決算額と比較すると、歳入決算額で125億1千9百万円・22.5%増、歳出決算額で122億7千2百万円・22.6%増となっています。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

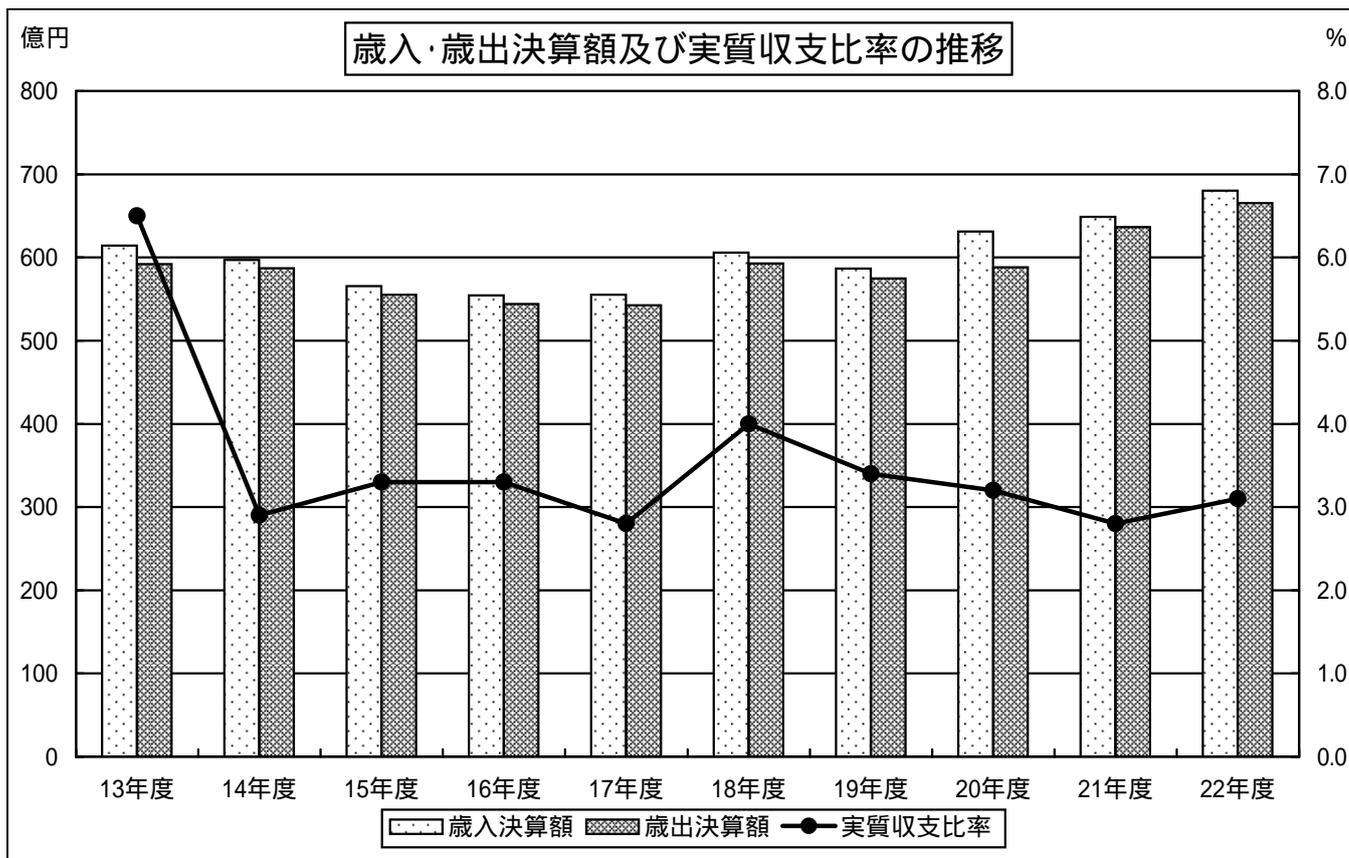
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
歳入決算額	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	350.1	352.0	326.9
歳出決算額	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	342.3	343.5	317.8
形式収支	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	7.8	8.5	9.0
翌年度へ繰り越すべき財源	1	17	15	19	360	0	5	3,130	231	363	1.9	1.0	1.4
実質収支	2,203	960	1,022	1,024	904	1,325	1,196	1,156	1,014	1,148	5.9	7.5	7.6
単年度収支	32	1,243	62	2	120	421	129	40	142	134	0.7	2.3	0.6
積立金	1,752	2,050	873	673	760	957	666	1,285	893	1,275	6.6	7.4	6.3
繰上償還額	0	0	0	0	0	0	35	38	0	0	0.0	0.0	0.3
積立金取崩額	1,158	1,150	690	1,500	958	800	1,100	900	1,300	500	2.6	5.5	3.1
実質単年度収支	626	343	245	825	317	577	528	383	548	909	4.7	0.3	3.0
実質収支比率	6.5	2.9	3.3	3.3	2.8	4.0	3.4	3.2	2.8	3.1	3.1	4.0	4.1

実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、純剰余額又は純損失額を表すことから、地方公共団体の財政運営状況を分析する上で重要な指標です。過去10年間を見ると、実質収支は増減を繰り返しているものの、黒字で推移しています。

単年度収支は、当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたもので、実質単年度収支は単年度収支に財政調整基金積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。平成22年度の実質単年度収支は、単年度収支が黒字となったことに加え、財政調整基金の積立額が前年度比3億8千2百万円増、取崩額が前年度比8億円減となったことで、黒字となりました。これらの収支の黒字・赤字は、翌年度の財政運営に大きな影響を与えます。

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模（標準財政規模）に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3%から5%程度が適当であるとされています。合併当初は新市決算における収支構造の把握や分析が困難であったため、比率が上昇しました。しかし、平成14年度以降については、おおむね適正な水準で推移しています。



～ちょっとブレイク～

いろいろな収支があるけど、何が重要なの??

市の決算には、左の表のように、様々な種類の収支がありますが、その年度の黒字と赤字を判断するのは、どの収支だと思いますか？

実は、実質収支なのです。なぜなら、左のページで説明しているとおり純剰余額または純損失額を表す、実質的な収支の差額だからです。地方自治体の破綻法制である財政健全化法（P39「財政健全化法」を参照）では「一般会計等の実質収支÷標準財政規模」で算出される実質赤字比率が健全化判断指標に採用されていますし、実質収支の赤字が標準財政規模の一定割合を超えると、借金である市債の借入れが制限されてしまいます。

なお、西東京市は、これまで実質収支は黒字で、赤字になったことは1度もありません。

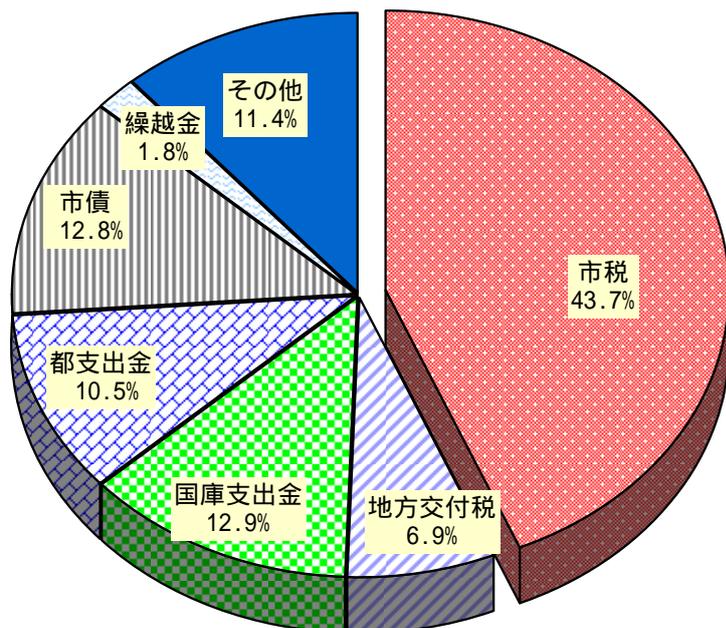


2 市の歳入

歳入総額は過去最大となるも、市税の割合は減少

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、様々なものがあります。そのなかでも、市税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債の歳入に占める割合は特に高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成22年度決算における歳入の内訳



(単位:百万円)

	22年度決算額
市 税	29,725
地方交付税	4,685
国庫支出金	8,747
都 支 出 金	7,160
市 債	8,718
繰 越 金	1,245
そ の 他	7,764
合 計	68,044

その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入です。

グラフを見てわかるとおり、歳入の中で最も多くの割合を占めるのは市税です。次いで、国庫支出金、市債、都支出金、地方交付税と続きます。

平成22年度の市税は、大幅に下落した前年度から微増するにとどまりました。その一方で、国庫支出金や地方交付税、市債は前年度よりも大きく伸びたため、全体の歳入決算額が前年度より多くなり、市税の歳入全体に占める割合（構成比）は前年度比2.0ポイント減の43.7%となりました。これは、合併以降の10年間で最小の割合です。

国庫支出金は、子ども手当の創設や生活保護費等負担金の増により決算額が増え、構成比は前年度比2.4ポイント増の12.9%となりました。

また、市債は、合併特例債や臨時財政対策債により増加し、構成比も前年度比3.1ポイント増の12.8%となりました。地方交付税も、交付額が大きく伸びたため、構成比は前年度比2.8ポイント増の6.9%という結果になっています。

財源については、市が自らの権限で収入することができるかどうか、という視点で「自主財源」と「依存財源」に、また、財源の使い道が特定されているかどうか、という視点で「一般財源」と「特定財源」に分けることができます。

< 自主財源と依存財源 >

市税、使用料、手数料のように、市が自らの権限で収入することができるものを、自主財源と言います。一方、地方交付税、国庫支出金、都支出金のように、国や東京都の基準で交付されるものや、市債のように、市が自らの権限で収入することができないものを、依存財源と言います。

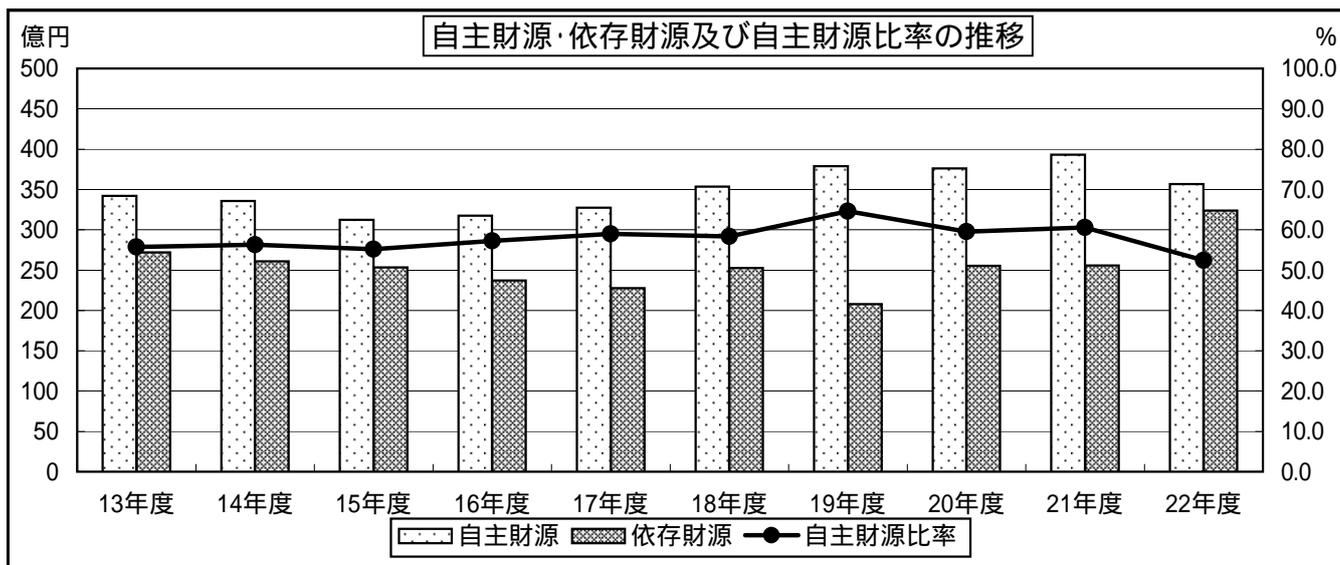
歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）が高いほど、財政運営の自主性と安定性を確保することができます。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
													西東京市	都内類団
自主財源	市税	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	152.9	172.2	158.7
	分担金及び負担金	267	272	233	223	238	252	260	380	326	258	1.3	2.4	2.5
	使用料及び手数料	580	585	606	655	700	718	1,033	1,159	1,132	1,022	5.3	7.7	8.1
	財産収入	52	62	419	99	392	1,672	408	448	539	796	4.1	2.1	1.6
	寄附金	2	1	56	1	1	1	1	59	52	203	1.0	0.8	0.5
	繰入金	2,693	2,868	2,159	2,581	2,731	2,803	4,081	3,231	3,031	2,059	10.6	13.2	8.1
	繰越金	2,171	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	6.4	10.9	9.5
	諸収入	346	348	343	324	284	345	291	295	278	362	1.9	3.2	6.7
	合計	34,221	33,590	31,222	31,759	32,744	35,344	37,888	37,606	39,325	35,670	183.5	212.7	195.8
	依存財源	地方譲与税	298	300	317	639	961	1,392	345	333	306	300	1.5	1.8
地方交付税		4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	24.1	5.8	13.4
国庫支出金		5,622	5,497	5,516	5,449	5,100	4,781	4,607	8,498	6,808	8,747	45.0	53.6	51.5
都支出金		5,557	5,554	5,457	5,599	5,794	6,243	6,971	6,499	6,577	7,160	36.8	39.8	25.1
市債		6,413	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	44.9	22.7	25.1
その他		4,613	3,783	3,717	3,964	3,950	4,290	3,216	3,082	2,885	2,765	14.2	15.7	13.7
合計		27,195	26,105	25,352	23,698	22,782	25,251	20,787	25,518	25,564	32,375	166.6	139.3	131.1
歳入決算額	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	350.1	352.0	326.9	
自主財源比率	55.7	56.3	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6	59.6	60.6	52.4	52.4	60.4	59.9	

自主財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。



合併後10年間の推移を見ると、自主財源比率は、小さな増減はありつつも平成21年度までは合併当初より高い水準を維持していました。しかし、平成22年度の自主財源比率は前年度から8.2ポイントも下がった52.4%で、この10年間で最も低い値となりました。これは、自主財源のうちの繰越金が前年度から減少した一方、依存財源である地方交付税や国庫支出金が前年度から大きく増加したことが影響しています。

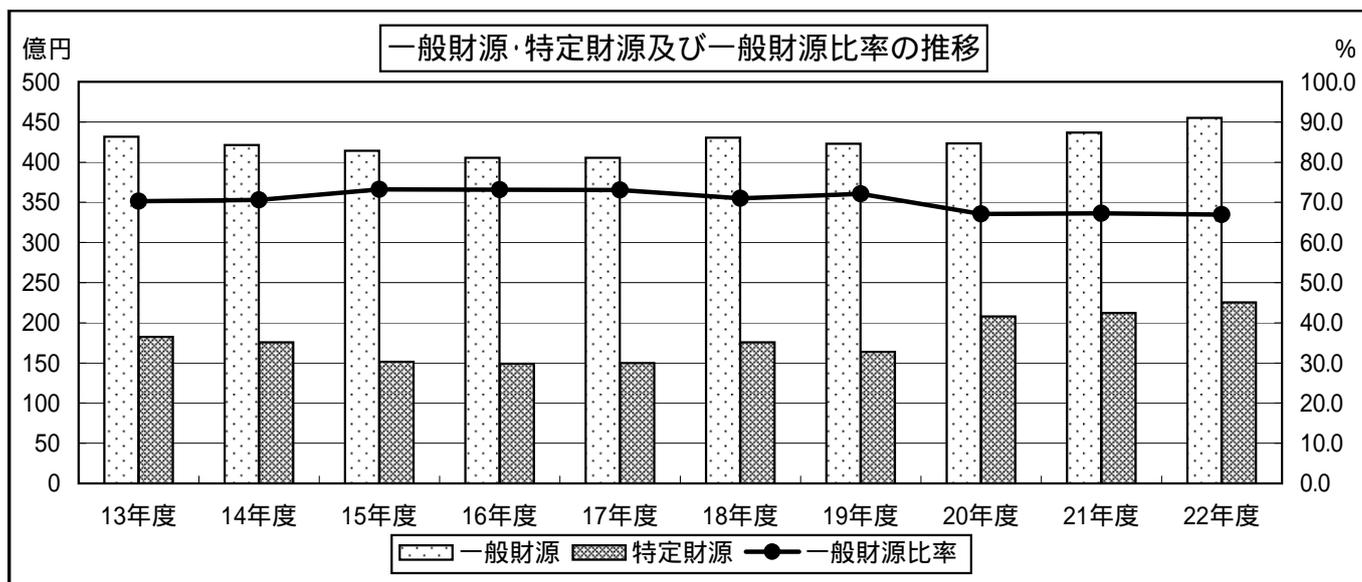
< 一般財源と特定財源 >

収入のうち、使い道に制限がなく、どのような目的にも使えるものを、一般財源と言います。一方、使い道が限定されており、特定の目的のために使うものを、特定財源と言います。

歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）が高いほど、行政需要に柔軟に対応することができるため、一般財源比率は高いことが望ましいとされています。

		(単位:百万円、%)										(単位:千円、%)		
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	全国類団
一般財源	市 税	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	152.9	172.2	158.7
	地方譲与税	298	300	317	639	961	1,392	345	333	306	300	1.5	1.8	2.3
	地方交付税	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	24.1	5.8	13.4
	繰入金	1,979	2,010	1,340	1,983	1,457	1,400	2,097	2,002	1,792	1,253	6.4	7.7	4.9
	繰越金	2,171	2,203	960	1,022	1,024	1,151	1,325	1,195	1,275	1,015	5.2	10.1	8.2
	市 債	1,241	2,164	4,124	3,115	2,509	2,287	1,782	1,669	3,172	4,046	20.8	9.3	12.4
	その他	4,678	3,807	4,535	4,365	4,850	5,872	3,763	3,761	4,746	4,492	23.1	23.1	20.4
	合 計	43,168	42,121	41,428	40,544	40,549	43,032	42,297	42,326	43,661	45,516	234.2	230.0	220.3
特定財源	国庫支出金	5,598	5,466	5,273	5,291	4,753	4,569	4,565	8,415	5,634	8,339	42.9	51.5	49.3
	都支出金	5,532	5,519	5,444	5,571	5,779	6,223	6,937	6,456	6,533	7,095	36.5	39.6	25.0
	繰入金	766	907	867	652	1,320	1,444	2,020	1,258	1,239	805	4.1	5.5	3.2
	市 債	5,172	4,418	2,499	2,350	2,076	3,615	1,370	2,905	3,128	4,672	24.0	13.4	12.7
	その他	1,180	1,265	1,062	1,049	1,050	1,711	1,486	1,765	4,694	1,617	8.3	12.0	16.3
	合 計	18,247	17,574	15,146	14,912	14,977	17,563	16,377	20,799	21,228	22,528	115.9	122.0	106.6
歳入決算額		61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	350.1	352.0	326.9
一般財源比率		70.3	70.6	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1	67.1	67.3	66.9	66.9	65.4	67.4

一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。市税や地方譲与税、地方交付税など一部の財源を除き、歳入科目が同一であっても、一般財源・特定財源に性質が分かれています。



一般財源比率の過去10年間の推移を見ると、平成13年度から平成19年度までは70%以上で推移していましたが、平成20年度に67.1%に下落してからは67.0%前後となっています。平成22年度の一般財源比率は、一般財源である地方交付税が前年度より約20億円増えたことに対し、特定財源における国庫支出金が前年度より約27億円も増えたことなどから、相対的に前年度より僅かに減少し、66.9%となりました。

まとめ!



財源の種類

	一般財源	特定財源
自主財源	市税	使用料、手数料 など
依存財源	地方交付税 など	国庫支出金、 都支出金、市債 など

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するには、自主財源、一般財源、それぞれの比率が高いことが必要です。特に市税収入は、そのどちらにも関係しているうえ、財源に占める割合が最も大きいことから、皆様に納めていただいている市税は、市の歳入にとって最も重要で、貴重な収入です。

~ちょっとブレイク~

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源・・・???

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源、それぞれが絡み合っていて、なかなか理解するのが難しいですね。自主財源では同じ費目なのに、一般財源と特定財源に分かれたり、依存財源でも同じように分かれたりするので、頭の中がこんがらがりそうです。

そこで、自主財源・依存財源の費目が一般財源と特定財源に分かれている主なものと、その理由を具体的に見てみましょう。

	一般財源	特定財源
自主財源	繰入金 (基金を取り崩したもの)	
	財政調整基金	まちづくり整備基金
依存財源	市債	
	臨時財政対策債	建設地方債



【繰入金】

繰入金には、「基金を取り崩したもの」と「特別会計からの繰入金」がありますが、ここでは「基金を取り崩したもの」について見てみます。西東京市の普通会計の基金は11種類ありますが、そのうち財政調整基金は、年度間の財源調整のための基金で、使い道は決まっておらず、どのような経費にでも使用できます。その他の基金、例えば特定目的基金のまちづくり整備基金は、使い道が施設の整備に要する経費などのための基金ということで、特定財源となります。

このように同じく基金を取り崩して繰り入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。(P27「10 基金」を参照)

【市債】

市債は、市が借入れる借金のことですが、市が発行することができる市債は、原則として建物や道路などを整備するために借入れる、建設地方債に限られているため、特定財源になります。しかし、臨時財政対策債は国の財源不足により、一般財源である地方交付税の代替財源として借入れているものなので、使い道は限定されずに、一般財源となります。このように、市債を借入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。

(P23「9 市債」を参照)

3 市税

収入額は依然として厳しい状況・・・ただ徴収率はやや回復

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業等から納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
													西東京市	都内類団
決 算 額	個人市民税	12,436	12,087	11,549	11,561	12,053	13,046	14,787	14,982	14,620	13,949	71.8	71.8	65.7
	法人市民税	1,812	1,172	1,338	1,582	1,456	1,719	2,046	2,152	1,044	1,505	7.7	11.6	10.5
	固定資産税	10,621	10,781	10,394	10,516	10,670	10,316	10,430	10,487	10,812	11,001	56.6	68.9	64.1
	軽自動車税	58	60	62	64	67	70	73	75	76	77	0.4	0.6	0.8
	市たばこ税	914	892	918	928	897	912	899	876	836	870	4.5	5.1	5.3
	特別土地保有税	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	都市計画税	2,266	2,258	2,169	2,189	2,211	2,224	2,254	2,262	2,294	2,324	12.0	12.9	11.1
	合計	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	152.9	172.2	158.7
徴収率		90.6	90.8	91.4	93.4	94.1	94.8	95.1	95.7	95.2	95.3	95.3	95.2	93.5

数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。

徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

類似団体には西東京市には歳入実績のない、鉱産税・入湯税・事業所税の歳入実績がある団体があるため、合計額と内訳は合致しません。

平成22年度の市税収入の決算額は、前年度比4千3百万円・0.1%の微増となりました。合併以来最も大きく下落した昨年度からは僅かに持ち直したものの、市税収入は依然として厳しい状況にあります。

個人市民税は前年度比6億7千1百万円・4.6%の減となりました。その主な要因は、平成20年9月以降の世界的な金融経済危機に伴う景気の悪化が、課税の対象となる平成21年中の所得の減少を招いたことによるものです。

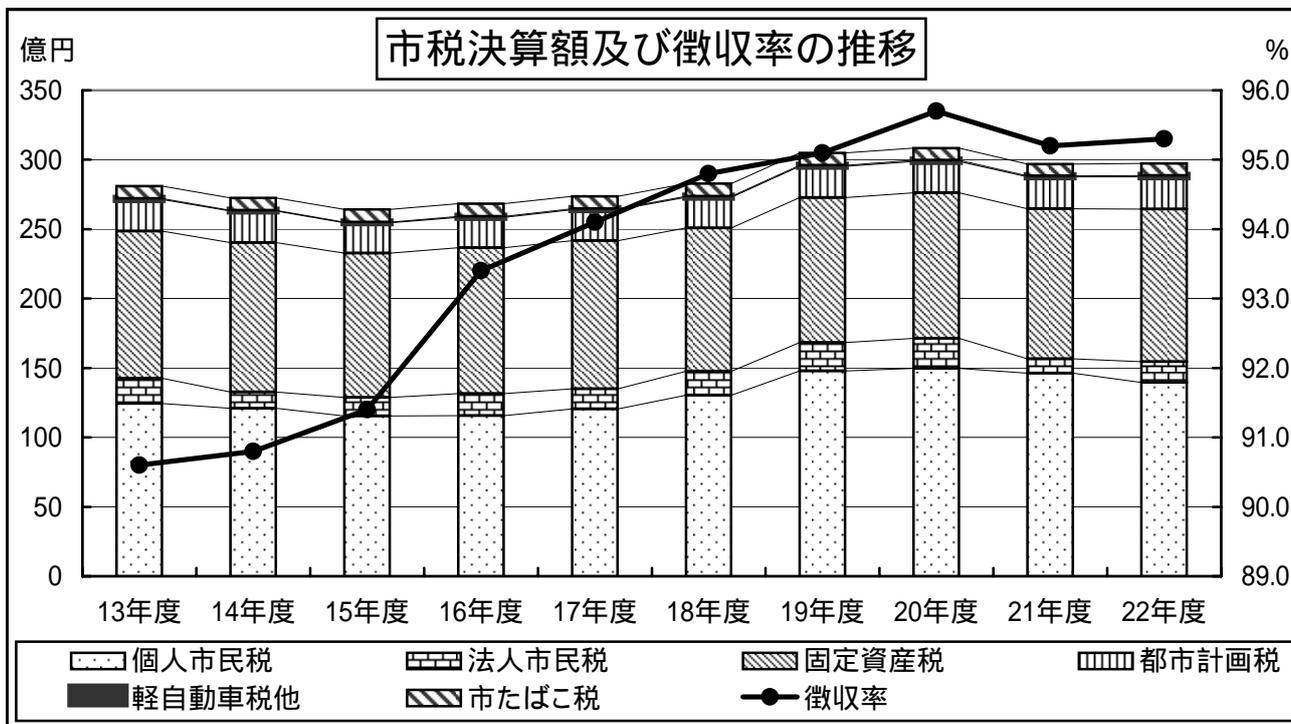
法人市民税については、前年度比4億6千1百万円・44.2%の増と、昨年度の下落幅が大きかっただけに、平成22年度は市税目の中で最も大きな増加率となりました。その要因は、住宅ローン減税などの経済対策や海外経済の回復などを背景に一部の企業において収益が改善したことが挙げられます。

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産といった固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気や労働人口に左右されることのない比較的安定した財源とされています。平成22年度においては、1億8千9百万円・1.7%の増となりました。

平成13年度から7年連続で上昇していた徴収率は、平成21年度に前年度比0.5ポイント減少しましたが、徴収率の向上に努めたことにより、平成22年度は前年度より0.1ポイント増の95.3%と再び上昇しました。



西東京市では、市税の現状について市民の皆様を知っていただくために「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取組みの紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



ここで過去10年間の推移を見てみます。まず個人市民税は、景気がやや改善したことや税制改正等の影響により平成17年度から平成20年度までは大きな伸びを見せていました。しかし、それ以降は下落傾向にあります。合併以降の10年間で、人口は1万5千人近く増え、毎年確実に増加しているものの、平成22年度の個人市民税は平成19年度の水準以下と伸び悩んでいる状況にあります。個人市民税は市税の中でも大きな割合を占めているだけにその影響は大きく、今後も注意が必要です。

法人市民税は、特に景気等に大きく左右されるという特徴から、平成14年度、平成17年度そして平成21年度に大きな落ち込みを見せるなど、年度によって収入額に大きな波があることが分かります。

固定資産税については、基本的には上昇傾向にあります。平成15年度、平成18年度、平成21年度と、3年おきに前年度の収入額と大きく増減する年があります。これは、土地と家屋については原則として3年ごとに評価替えを行い、次の評価替えまでの3年間はその価格を据え置く方法をとっており、いずれもその評価替えを行った年に当たるためです。

軽自動車税は、緩やかながらも年々増加しています。その要因としては、特に四輪の軽自動車の課税台数が増えていることにあり、普通乗用車に比べて維持費や燃費に優れる軽自動車に対する需要が高まっているからだと考えられます。

市たばこ税は、受動喫煙対策などの影響により減少傾向にありましたが、平成22年10月のたばこ一本当たり3.5円の値上げにより、収入額は増加しました。

～ちょっとブレイク～

もしも徴収率が100%だったら・・・?!～徴収率0.1ポイントがいかに大きいか～

平成22年度の市税徴収率は95.3%でした。さて、この徴収率がもしも100%だったとしたら、幾らぐらいの違いになるのでしょうか？

具体的な金額で見てみましょう。平成22年度の市税収入実績額は297億2千5百万円でしたが、課税額は311億8千6百万円でしたので、その差はなんと14億6千1百万円にもなります。

また、平成22年度の徴収率は平成21年度から0.1ポイント回復しました。「0.1ポイントなんてほんの少しじゃない?」と思われるかもしれませんが、0.1ポイント変わると平成22年度においては3千1百万円の違いが出てきます。10年前の平成13年度の徴収率は90.6%でしたが、徴収努力の成果により、平成22年度には平成13年度から4.7ポイントも増加しました。もしもいまだに90.6%だったと仮定した場合と比較すると、その差は14億7千1百万円にもなります。

このように、徴収率アップの努力を積み重ね、着実に徴収率を上げていくことは、非常に大きな影響額として表れてくるのです。



4 地方交付税

基準財政収入額の減などにより普通交付税は大幅増

地方交付税は、地域間の税源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定水準の行政サービスが提供されるよう、全ての地方公共団体間に財源を保障することを目的としています。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があります。

【普通交付税】・・・財源不足団体に交付。交付税総額の94%を財源。

普通交付税は、地方公共団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に対してのみ交付されます。この上回った額を「財源不足額」といい、普通交付税の交付基準額となります。

普通交付税の算定は毎年度行われており、交付団体になるか、不交付団体になるかは、その年度ごとに決定します。そのため、交付団体と不交付団体とを、毎年度行き来するようでもあります。平成22年度における都内26市の算定結果は、交付団体が19市、不交付団体が7市で、西東京市は交付団体でした。

なお、西東京市における普通交付税は、平成13年度以降、合併団体に適用される「合併算定替」に基づく算定が行なわれているため、時限的に本来の「西東京市」として算定される額よりも多く交付されています（合併算定替についてはP13を参照）。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
地方交付税	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	24.1	5.8	13.4
普通交付税	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	21.9	5.2	12.1
特別交付税	823	678	557	457	399	374	368	392	401	431	2.2	0.6	1.4
臨時財政対策債	793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	20.8	9.3	12.4
合計	5,484	6,104	7,446	5,284	4,467	4,607	4,278	4,202	5,279	9,111	44.9	15.1	25.9
財政力指数	0.870	0.894	0.915	0.932	0.952	0.968	0.969	0.969	0.968	0.936	0.936	1.100	1.006

各年度の財政力指数は、当該年度を含めた直近3ヶ年の平均です。また、西東京市における指数は、一本算定によるものです。

各年度の臨時財政対策債は「発行可能額」であり、実際の「発行額」(P23「9 市債」を参照)とは額が異なる年度があります。

財政力指数についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

普通交付税・財政力指数の推移

過去10年間の交付額の推移を見ると、平成15年度までの普通交付税は緩やかな減少傾向にあったものの、後述の臨時財政対策債を合わせた交付額は年々大きく増加していました。

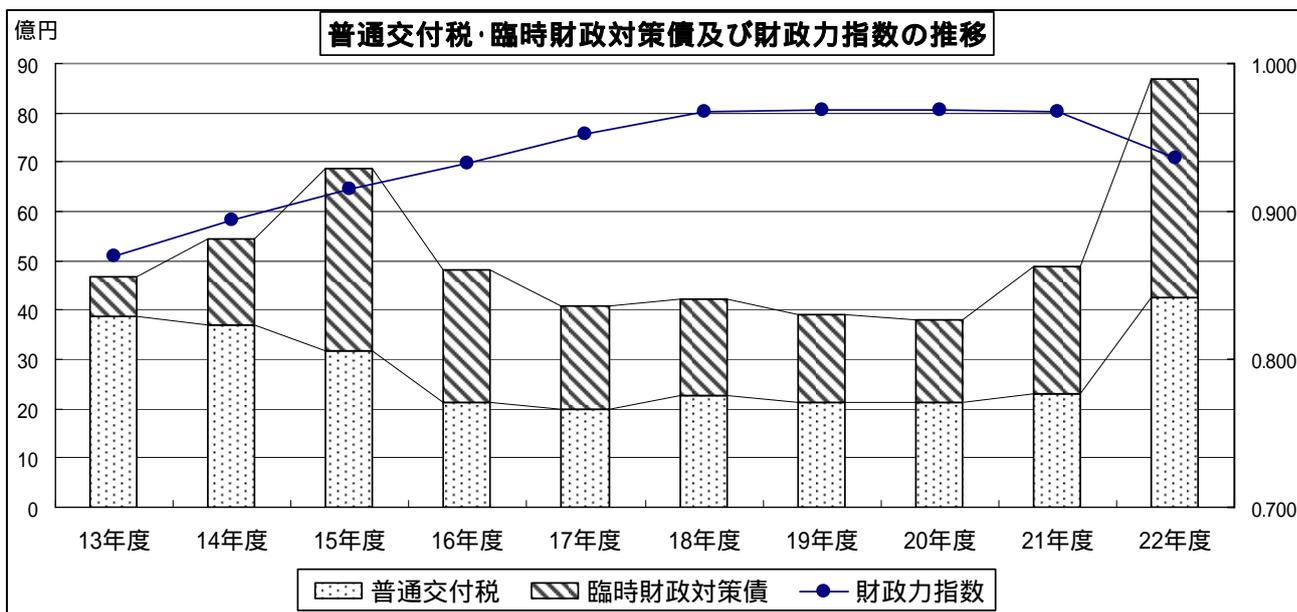
しかし、三位一体の改革の影響などにより、平成16年度の普通交付税は前年度比10億4千2百万円・32.9%の大幅な減で21億2千4百万円になりました。続く平成17年度は、合併後最少の額となる19億9千2百万円となり、臨時財政対策債を合わせても平成13年度以下の交付額となりました。

平成18年度からは多少増額し、平成21年度までの4ヶ年の普通交付税は21~22億円台で落ち着いていました。しかし、平成22年度は、基準財政収入額の減等により42億5千3百万円、前年度比19億6千5百万円・85.9%という大幅増の交付額となり、三位一体の改革以前の水準を超える額となりました。交付税が増えることはつまり一般財源が増えるということなので、その分行政需要に柔軟に対応しやすくなるのですが、平成21年度からは臨時財政対策債の額が再び増え始めていることや、そもそも依存財源である交付税は国の動向次第で大きく増減することも予想されるため、今後の交付額には注意を払う必要があります。

財政力指数は、1 に近づくとつれて財政状況が好転したものとみなされ、1 を超えると不交付団体となります。西東京市は平成 15 年度から 0.9 台に乗り、合併当初より高い水準を保っています。ただし、平成 13 年度以降に導入された臨時財政対策債により、本来の基準財政需要額から臨時財政対策債が控除されるという措置がとられているため、財政力指数は実態を反映したものにはなっていません。

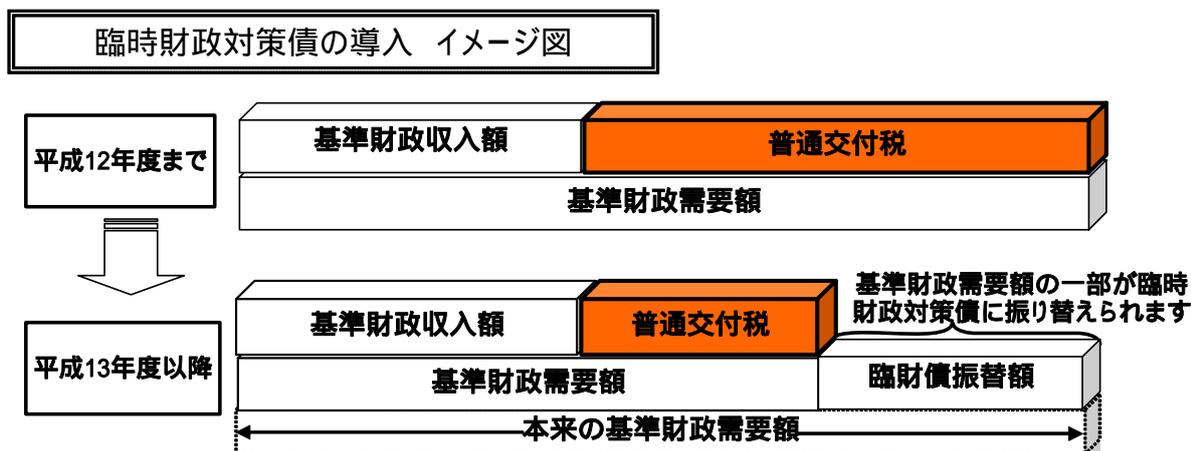
他市との比較

平成 22 年度の住民 1 人当たりの決算額を見ると、臨時財政対策債を含めた西東京市の地方交付税は都内類似団体の約 3 倍、普通交付税では 4 倍以上となっています。そこには、都内類似団体 9 市のうち 4 市は普通交付税の不交付団体という背景があります（特別交付税については 9 市とも交付）。それでも、平成 22 年度は、普通交付税の交付団体が、全国的に前年度より大きく増加したという流れで都内類似団体の中でも 4 市増え（平成 21 年度は都内類似団体での交付団体は西東京市のみ）、西東京市と都内類似団体との差は平成 21 年度よりも縮小しています。



臨時財政対策債

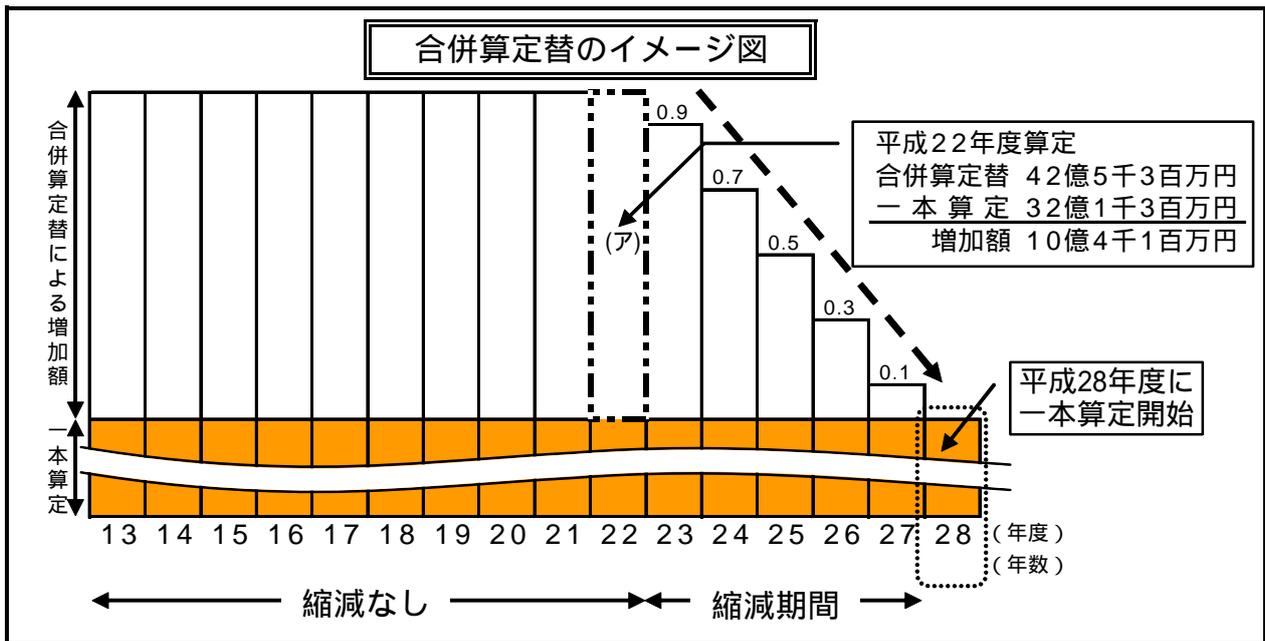
地方交付税制度においては、平成 13 年度から「臨時財政対策債」が導入されています。これは、本来の基準財政需要額から、地方団体ごとに算出された臨時財政対策債の発行可能額を控除し、そこから基準財政収入額を引いた額を財源不足額とするものです。一般財源を確保するために、地方団体は、この発行可能額を上限として臨時財政対策債を借入れることができます。



合併算定替の増加額

西東京市の普通交付税の算定には、現在「合併算定替」が適用されています。合併算定替は、「市町村の自主的合併を推進するため、合併直後に交付税が激減しないように設けられた交付税算定における特例措置」とされており、合併後の一定期間に限り、合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることはないよう保障するものです。

西東京市の場合、平成12年度に合併したので、合併算定替に基づく算定は平成13年度から行なわれています。これにより、平成22年度までの10年間は、合併算定替による普通交付税の増加額は全額保障され、交付を受けてきました。しかし、11年目である平成23年度は増加額の90%、12年目である平成24年度は増加額の70%というように、合併算定替により上乗せ交付されている割合は、段階的に縮減されていきます。そして、最終的に平成28年度には、本来西東京市として一本で算定される額（一本算定）が交付されることとなります。



平成22年度の西東京市の合併算定替による増加額は、10億4千1百万円（表（ア）の部分）でした。合併算定替によって、一本算定の約1.3倍の額が交付されており、合併算定替による増加額がいかに大きいか分かります。（これについては、P45「合併による財政効果を振り返る」でも説明しています。）

< 普通交付税交付額の合併算定替による増加額の推移 >

（単位：百万円）

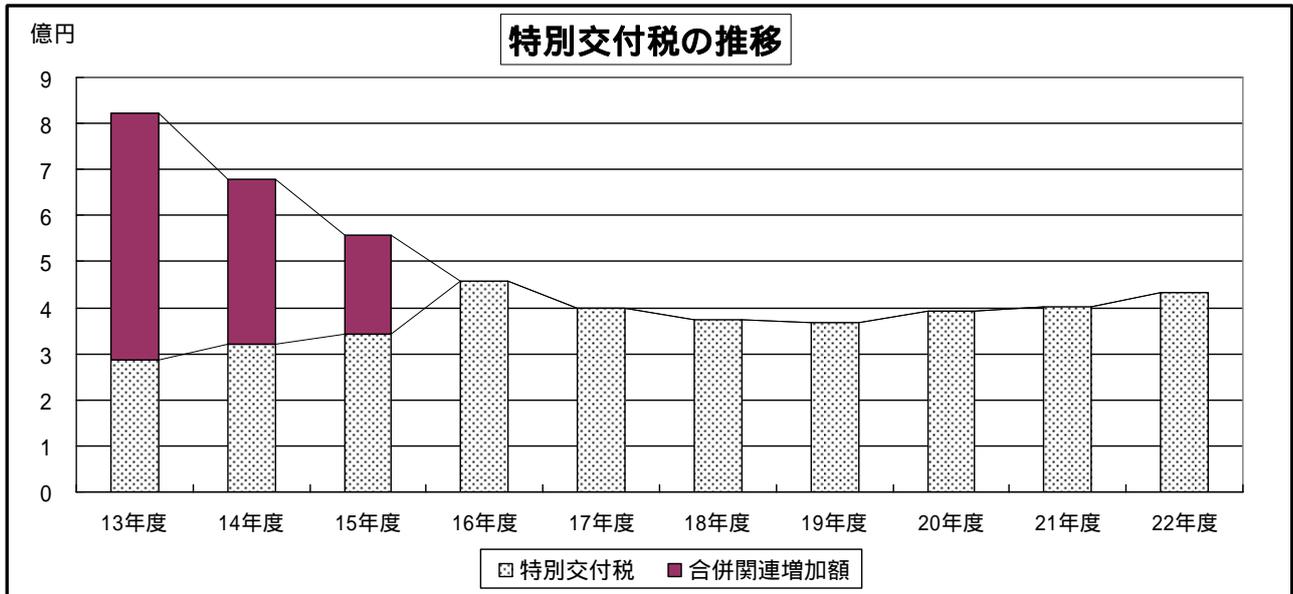
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合併算定替	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253
一本算定	2,164	2,106	1,808	791	617	849	712	690	918	3,213
増加額	1,704	1,604	1,357	1,333	1,375	1,420	1,415	1,450	1,371	1,041

今後の西東京市における普通交付税

前述のとおり、合併算定替による普通交付税の算定は平成27年度までです。しかも、合併算定替による増加額を満額交付されるのは平成22年度までであり、平成23年度以降は、合併算定替による増加額を段階的に縮減する措置が始まります。よって、今後は一層、普通交付税に過度に依存することのない財政運営を行なっていく必要があります。

【特別交付税】・・・災害などの普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対し交付。交付税総額の6%を財源。

特別交付税について、合併前年度の平成12年度から平成15年度までの4年間は、合併関連増加額として財政措置が施されていたため、特に交付額が大きい時期でした。その後、平成19年度まで減少が続いたものの、平成20年度からは増加傾向にあり、平成21年度には4億円台に乗りました。そして、平成22年度は、東伏見六丁目地内特殊地下壕埋戻工事を実施したことによる措置があったことなどから、交付額は前年度比3千1百万円・7.7%増の4億3千1百万円という結果になりました。



～ちょっとブレイク～

「基準財政需要額」ってなに?!

全国の都道府県市区町村はそれぞれ、位置や面積、気候も異なりますし、例えば人口数やその平均年齢も違えば中心産業、学校数、医療費等々・・・その状況はそれぞれですよね。そういった各自治体の自然的・地理的・社会的諸条件を考慮しつつ「全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービス」をその自治体が提供するには幾ら必要なのか、一定の算式で分野ごとに計算し合計したものが基準財政需要額です。これは、各自治体の実際の予算額でも決算額でもありません。

具体的な金額を見てみましょう。平成22年度の西東京市における小学校費の基準財政需要額は9億3千9百万円でした。普通交付税の算定において、西東京市という自治体が全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービスを提供するには、小学校費の支出分は9億3千9百万円であろう、ということです。しかし、この額は、飽くまで一定の算式に当てはめて計算した理論上の額ですので、実際の支出額とは異なるわけです。事実、平成22年度に一般財源（国・都支出金等の特定財源を除いたもの）で支出した西東京市の小学校費は11億9千4百万円でした。

なかには、合併特例債償還費のように実際の支出額を基にした額が基準財政需要額に算入される場合もあります。しかし、そもそも交付税はどのような分野にも使える一般財源であり、使う目的が定まっている特定財源ではありません。

このようなことから、基準財政需要額とは、普通交付税を算定するための計算上の支出額であり、算入された各分野の額がその分野に実際に使われるというものではないのです。



5 市の歳出（性質別経費）

扶助費と公債費の増加傾向が続き、扶助費は平成13年度の2倍以上に

性質別経費とは、「経済的性質」によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費等の「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を「財政の弾力性が大きい」と言います。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は「財政が硬直化している」状況にあるとされています。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
義務的経費	22,658	22,854	23,541	24,121	23,939	24,873	26,297	26,012	27,335	30,834	158.6	168.6	164.8
人件費	13,065	12,384	12,215	12,616	11,578	11,637	11,986	11,159	11,093	10,874	55.9	55.7	60.2
うち職員給	8,907	8,517	8,317	8,174	7,833	7,536	7,433	7,252	7,163	6,799	35.0	35.5	39.7
扶助費	6,261	6,830	7,756	8,169	8,410	8,841	9,542	9,931	10,946	14,464	74.4	89.9	77.7
公債費	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	28.3	22.9	26.9
投資的経費	10,657	9,201	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,947	7,908	40.7	40.3	37.8
普通建設事業費	10,657	9,191	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,922	7,892	40.6	40.3	37.6
災害復旧費		10							25	16	0.1	0.0	0.2
その他の経費	25,896	26,663	25,768	23,919	24,913	27,283	26,104	26,548	30,363	27,791	143.0	134.6	115.2
物件費	7,693	7,994	7,815	7,751	7,794	8,121	8,806	9,013	10,100	10,157	52.3	48.5	44.3
補助費等	7,291	7,816	7,805	7,310	7,312	6,692	6,913	6,834	10,009	6,749	34.7	32.7	24.3
繰出金	6,746	6,739	7,158	7,387	7,896	8,299	8,148	7,798	8,119	8,459	43.5	39.6	31.7
その他	4,167	4,115	2,990	1,472	1,910	4,171	2,237	2,903	2,135	2,426	12.5	13.8	14.9
歳出合計	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	342.3	343.5	317.8

「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

<義務的経費>…右グラフ(ア)の部分 平成22年度決算に占める割合46.3%

人件費…職員給料・諸手当、特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬など

平成22年度は、給与費のマイナス改定などによる職員給の減により、前年度比2億1千9百万円・2.0%減の108億7千4百万円となりました。また行財政改革の進展により職員数が減少傾向にあることなどにより、職員給は平成10年度以降13年連続で減少しています。

扶助費…社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

扶助費は、平成13年度以降一貫して増加しており、平成22年度は前年度比35億1千9百万円・32.1%増の144億6千4百万円となり、10年前の平成13年度と比較して2倍以上になりました。その要因として児童手当から子ども手当への制度変更により21億1千6百万円の増となったことや、生活保護費が不況等の影響により8億3千3百万円の増があったことなどが影響しており、扶助費は今後も更に増加していくことが見込まれます。

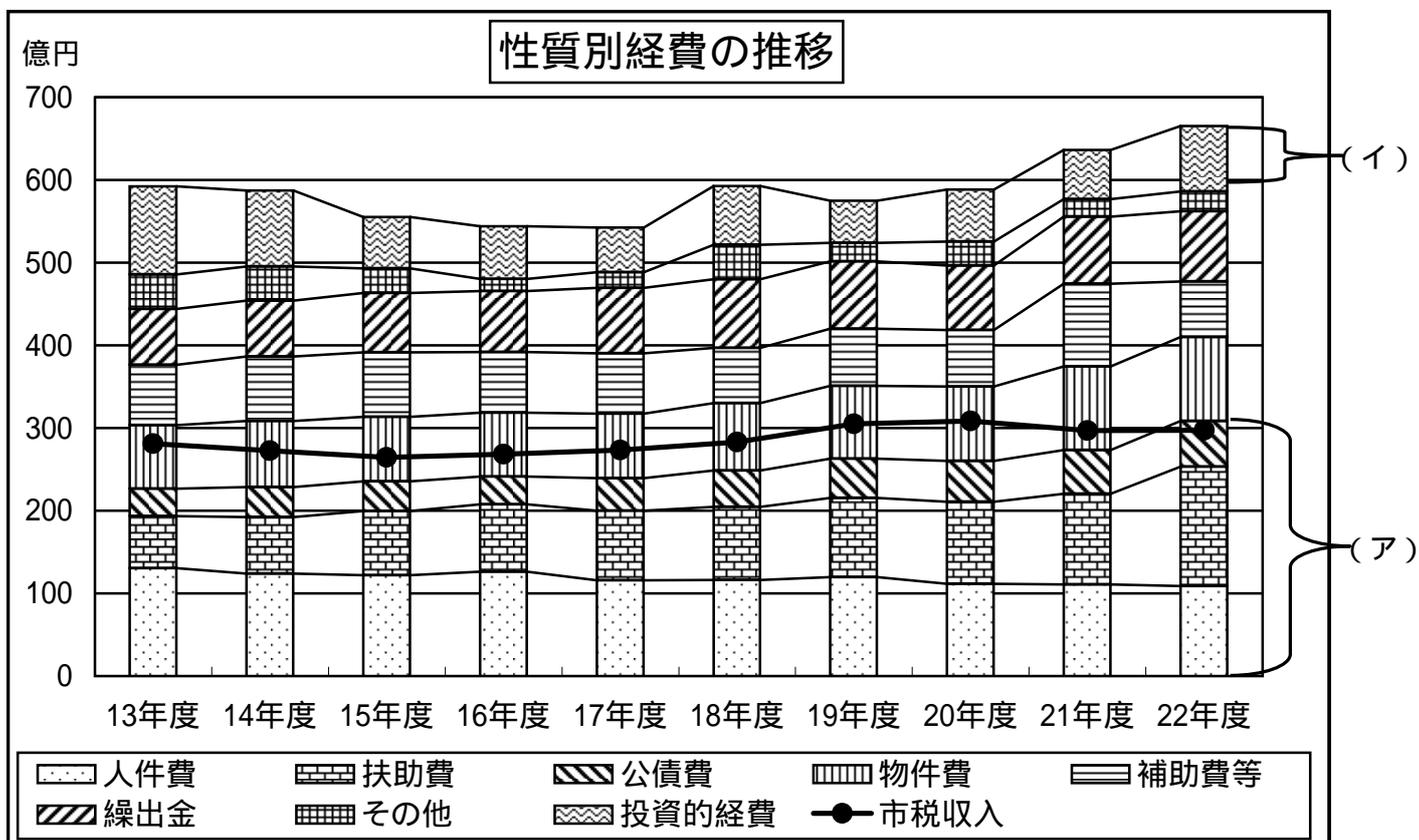
公債費…市債の元利償還金(借金の返済金)及び一時借入金利息

公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、平成16年度を底にして増加しています。平成22年度は前年度比2億円・3.8%増の54億9千6百万円と過去最高の決算額となりました。新市建設計画に基づいた合併特例債の借入れはおおむね平成22年度で終了したものの、その元金償還が始まっていないものがあることや、臨時財政対策債の制度が継続されたことから、公債費は今後もしばらく増加していく見込みです(詳しくはP21「8 公債費」、P23「9 市債」を参照)。

<投資的経費>…右ページのグラフ(イ)の部分 平成22年度決算に占める割合11.9%

普通建設事業費…土木施設(道路等)、文教施設などの建設に係る経費

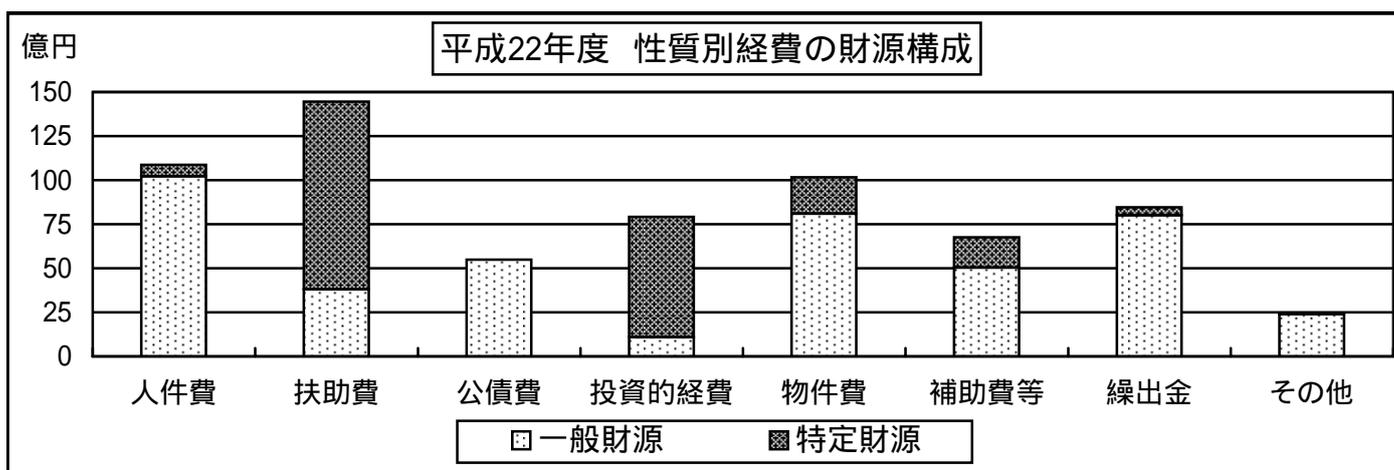
平成22年度は、下保谷福社会館・児童センターや、障害者総合支援センター、都市計画道路3・4・21号線の整備等の事業が行われたことなどにより、前年度比19億7千万円・33.3%増の、78億9千2百万円となりました。新市建設計画が平成22年度で終了したことから、今後は縮小傾向をたどることが見込まれます。



過去10年の推移を見ると、義務的経費（ア）の部分）が徐々に拡大し、平成22年度には市税収入を上回ったことが見てとれます。平成22年度の義務的経費は人件費が減少したものの、扶助費が大きく増加したことから対前年度比12.8%の増となりました。扶助費と公債費は増加傾向にあり、今後も増加する見込みです。

平成22年度における性質別経費の財源構成

性質別経費を一般財源・特定財源別にすることで、一般財源の多くを占める市税がどの経費に使われているかが見てとれます。扶助費では生活保護費や子ども手当、自立支援介護給付費・訓練費等などにより多額の支出があるものの、負担割合に応じて国や都から特定財源を多額に得ているため、一般財源の占める割合が低いことが分かります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く使われている経費に着目することが効果的です。



～ちょっとブレイク～

地方交付税は公債費の特定財源じゃないの？

上のグラフ「平成22年度 性質別経費の財源構成」を見ると、公債費に特定財源はありません。公債費のうち合併特例債や臨時財政対策債などの元利償還金は、一定割合が地方交付税の基準財政需要額に算入されているので、特定財源があるのではないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、地方交付税自体は一般財源であるため、ここではそれが表れてはこないのです。



6 市の歳出（目的別経費）

子ども手当の影響などにより、民生費が300億円を超える

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、地方公共団体のどのような部門・事業に経費が掛かっているかが分かります。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
総務費	10,175	9,936	8,651	7,174	6,903	8,975	8,017	7,716	10,763	7,179	36.9	45.7	41.2
民生費	18,245	18,820	19,459	19,959	20,681	21,427	22,393	23,046	24,768	31,384	161.5	151.6	127.8
うち社会福祉費	5,730	5,808	5,571	5,355	5,329	5,788	5,835	5,656	6,513	7,699	39.6	37.7	29.8
うち老人福祉費	3,596	3,622	3,534	3,661	3,776	3,814	4,119	4,423	4,477	4,886	24.0	20.8	18.5
うち児童福祉費	6,213	6,333	6,920	7,354	7,848	8,042	8,536	8,799	8,875	13,051	67.1	60.3	51.9
うち生活保護費	2,706	3,056	3,433	3,585	3,727	3,783	3,903	4,168	4,903	5,745	29.6	32.6	27.4
衛生費	4,247	4,565	4,963	5,668	4,610	4,726	5,217	5,037	5,138	5,052	26.0	28.4	27.5
土木費	12,610	10,024	6,673	7,028	7,124	7,213	6,344	7,084	7,375	7,154	36.8	33.7	35.9
消防費	2,686	2,448	2,399	2,686	2,383	2,451	2,394	2,409	2,357	2,503	12.9	12.4	11.8
教育費	6,514	7,823	8,420	7,153	7,305	8,916	7,121	7,434	6,558	6,277	32.3	42.2	38.5
公債費	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	28.3	22.9	26.9
その他	1,402	1,463	1,403	1,411	1,305	1,166	1,219	1,189	1,390	1,490	7.7	6.6	8.4
合計	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	342.3	343.5	317.8

「その他」は議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計を言います

ここでは、平成22年度において大きく増減が見られた経費を取り上げます。

総務費・・・市報、徴税、住民票に要する経費や、庁舎の管理、退職金などの費用

国制度による定額給付金給付事業が終了し前年度比30億1千万円・100.0%減になったことなどにより、前年度比35億8千4百万円・33.3%減の71億7千9百万円となりました。

民生費・・・生活保護や高齢者、障害者、児童などの福祉、国民健康保険事業会計繰出金などの費用

民生費は、平成13年度以降一貫して増加しており、平成22年度は前年度比66億1千6百万円・26.7%増の313億8千4百万円と初めて300億円台に乗り、構成比も47.2%と市の歳出の半分弱を占めるまでになりました。その要因として児童福祉費において児童手当から子ども手当への制度変更により21億1千6百万円の増となったことや、下保谷福祉会館・児童センターの整備により9億9千8百万円の増があったことなどが影響しています。新市建設計画の終了により普通建設事業費が減少することで、平成23年度の民生費はいったん減少するものと見込まれますが、扶助費は今後とも増加すると考えられることから、今後も引き続き増加傾向にあると見込まれます。

消防費・・・消防団の運営や、防災備蓄品の確保、東京消防庁への負担金などの費用

東京消防庁への負担金が前年度比8千5百万円増となったことなどにより、前年度比1億4千6百万円・6.2%増の25億3百万円となりました。

～ちょっとブレイク～

西東京市の住民1人当たり教育費はどうして少ないの？

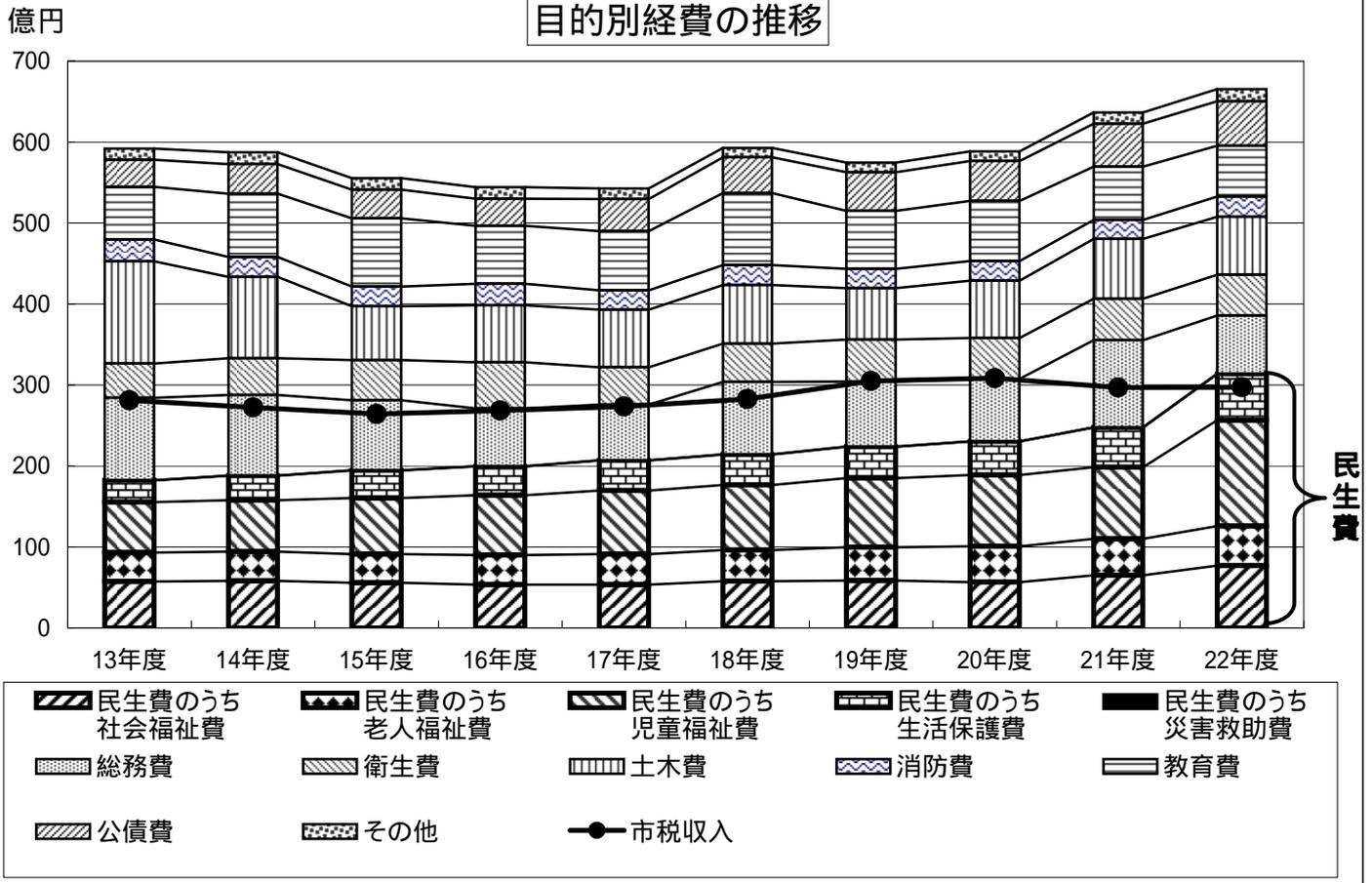
教育費の、住民1人当たりの決算額を都内類似団体、全国類似団体と比較すると西東京市の住民1人当たり決算額が少ないことに気がつきます。

西東京市では合併特例債等を活用し、工事費が多額に上る小・中学校の耐震補強工事を、他市に先駆けて平成19年度までに終わっています。

このように投資的経費の有無により目的別経費は大きく左右されます。



目的別経費の推移

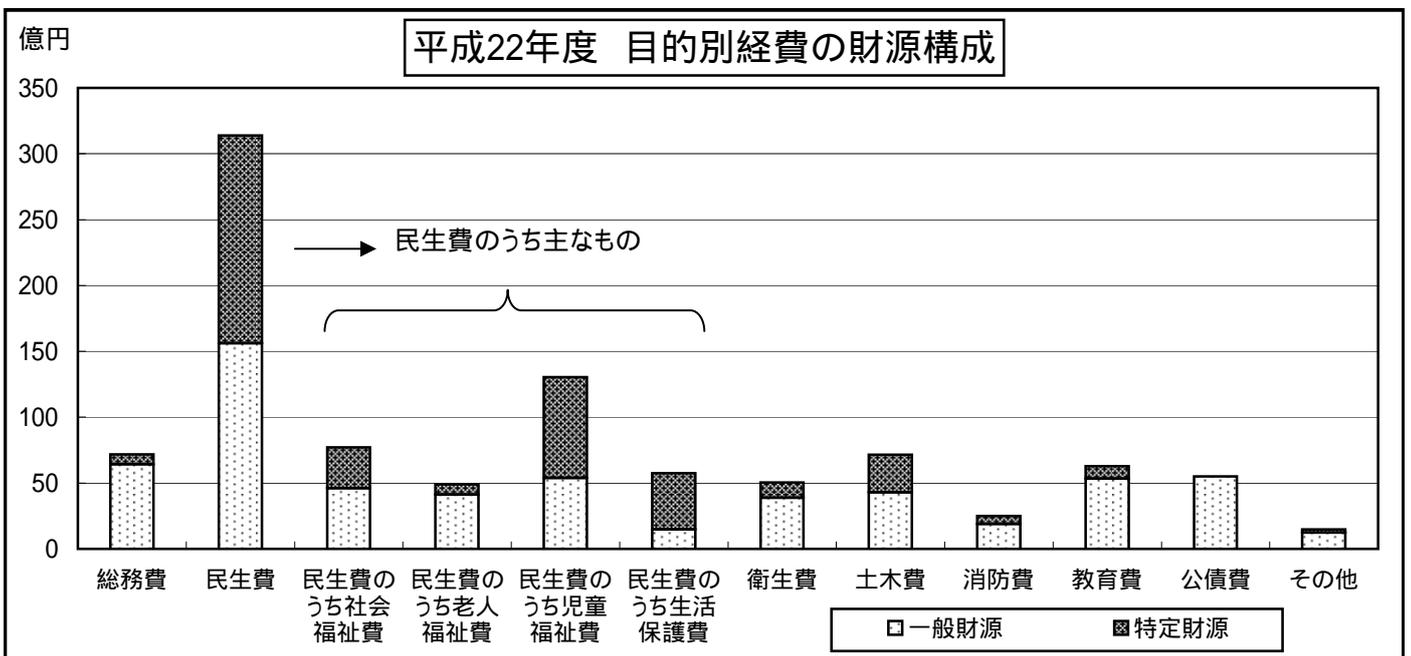


過去10年間の推移を見ると、民生費が一貫して増加し、なかでも生活保護費と児童福祉費は平成13年度比で2倍以上になっています。また平成22年度の民生費は市税収入を上回りました。

平成22年度における目的別経費の財源構成

平成22年度の目的別経費を一般財源・特定財源別で見ると、生活保護費や、子ども手当、自立支援介護給付費・訓練費など国や都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の目的別経費に比べて特定財源の割合が高くなっており、特に生活保護費と児童福祉費においては特定財源が一般財源を上回っています。

平成22年度 目的別経費の財源構成



7 経常収支比率

都内類似団体平均を下回るが、歳出面の硬直化が進む

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することができず毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標です。

経常収支比率
 = 経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減収補填債(特例分)) × 100

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ（行政需要）に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に70～80%とされています。これは普通建設事業（施設整備・道路整備など）の臨時的経費（政策的経費）の支出を一定量保持する等のバランスのとれた財政運営を行うためには、経常一般財源がおおむね20～30%程度確保されていることが望ましいと考えられているからです。

(単位:%)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
西 東 京 市	82.2	87.2	85.1	90.0	89.3	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2
うち人件費・物件費分	45.5	46.3	45.0	49.5	46.8	46.9	47.3	46.3	45.6	42.2
都内類似団体平均	86.0	89.3	88.0	88.8	87.7	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5
都内26市平均	87.0	90.5	89.1	91.3	89.8	88.6	91.4	91.9	91.4	91.1
都内23区平均	81.7	85.2	83.0	82.0	77.1	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7
全国類似団体平均	84.8	89.5	88.6	92.1	88.9	88.8	90.9	90.6	91.3	90.1

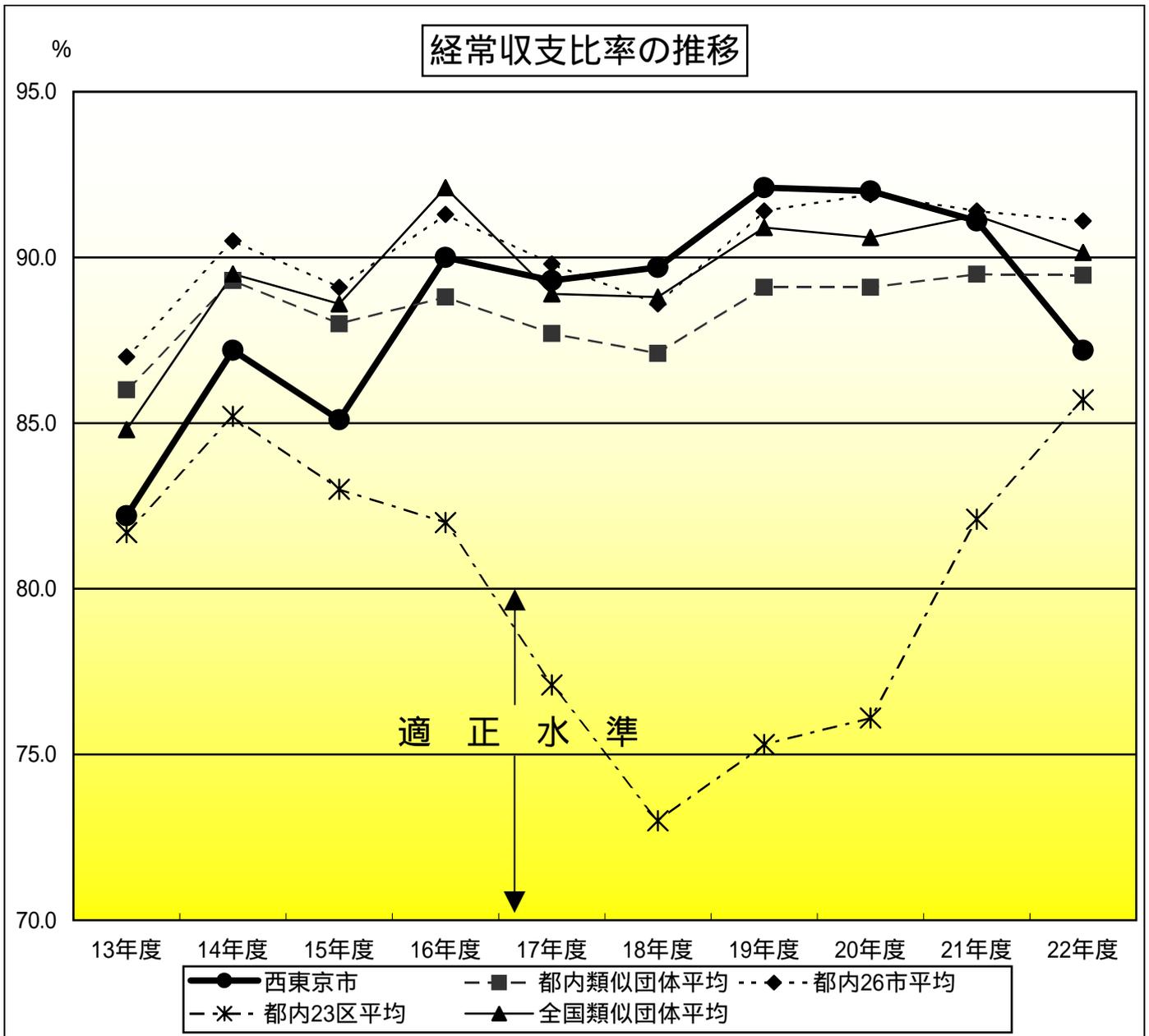
都内26市平均は東京都市町村普通会計決算の概要(東京都総務局)、都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

西東京市の平成22年度の経常収支比率は87.2%、前年度比3.9ポイントの改善となり、都内類似団体平均は89.5%、前年度と同率であったことから、都内類似団体の平均を2.3ポイント下回る結果となりました。

平成22年度の経常収支比率の分子は、扶助費及び公債費が大きく伸びたこと（P15「5 性質別経費」を参照）から、10億6千6百万円・3.2%の増となりました。一方、経常収支比率の分母は普通交付税とその振替財源である臨時財政対策債が大きく伸びたこと（P11「4 地方交付税」を参照）から28億3千4百万円・7.9%増加と、分子の伸びを大きく上回りました。

つまり、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある扶助費・公債費が大きく増加したマイナス要因が、依存財源である普通交付税と臨時財政対策債の大幅な伸びにより打ち消されたに過ぎないのです。したがって経常収支比率が3.9ポイント改善したとはいえ、財政構造の柔軟性が増したわけではなく、むしろ歳出面では硬直化が進んでいることに注意が必要です。

都内類似団体についても、財政力が強い普通交付税不交付団体の平均が90.4%であるのに対し、財政力の弱い普通交付税交付団体の平均は88.9%と、財政力の弱い普通交付税交付団体の方が低い指数となっていることから、普通交付税と臨時財政対策債発行額が経常収支比率に影響を及ぼしていることが伺えます。



上のグラフを見ると、西東京市の経常収支比率が改善し、他の団体と比較しても遜色のないものになったようにも感じられます。しかし、健全な財政運営を目指す上では、財政構造の柔軟性を増すこと、つまり歳入面では市税等の自主財源の増収により経常一般財源が増加し、歳出面では義務的経費である人件費・扶助費・公債費の圧縮により経常経費充当一般財源が減少することが必要です。単に経常収支比率が下がったという指標の動きだけに目を奪われることなく、その要因にも着目する必要があります。

～ちょっとブレイク～

公営企業会計・公営事業会計への多額な繰出金が財政を圧迫！
 国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補填が行われています。この経費を経常収支比率の算定要素に含めた西東京市の実質経常収支比率は、平成22年度は97.3%と、経常収支比率を10%以上も上回っており、非常に高い水準にあります。



P29「11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金」を参照してください。

8 公債費

合併特例債などの活用により公債費は増加するものの、 公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子等の償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用です。原則として普通会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費、扶助費と同様に市の財政の都合等により一方的に削減することができない費用（義務的経費）であるため、この比率が上昇すると財政の硬直化を招くことになります。

平成 22 年度の公債費（一時借入金利子を除く）は、前年度比 2 億 2 百万円・3.8% 増の 54 億 9 千 6 百万円となりました。西東京市においては、市債残高のピークは平成 23 年度の見込みですが、公債費のピークは平成 26 年度の 70 億 5 千 2 百万円と推計しており、70 億円を超える規模となる見込みです。市債残高のピークと公債費のピークが違うのは、市債の発行後、据え置き期間が 1 年から 3 年程度あるために、市債の発行と元金償還開始時期にズレが生じているためです。

西東京市では、平成 13 年度以降、新市建設計画に基づく社会資本の整備については、合併特例債を活用して実施してきたため、公債費全体の額は年々増加してきましたが、市債の償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では 70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では 75% が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、交付税算入額を除いた公債費はピーク時でも 20 億円程度と見込んでいます。

また、西東京市では、公債費の負担を少しでも減らすために、民間金融機関からの借入れに当たっては、複数の金融機関から利率の提示をしてもらうなかで、最低利率の金融機関から借入れるといった競争性を導入するなどの工夫を行っています。

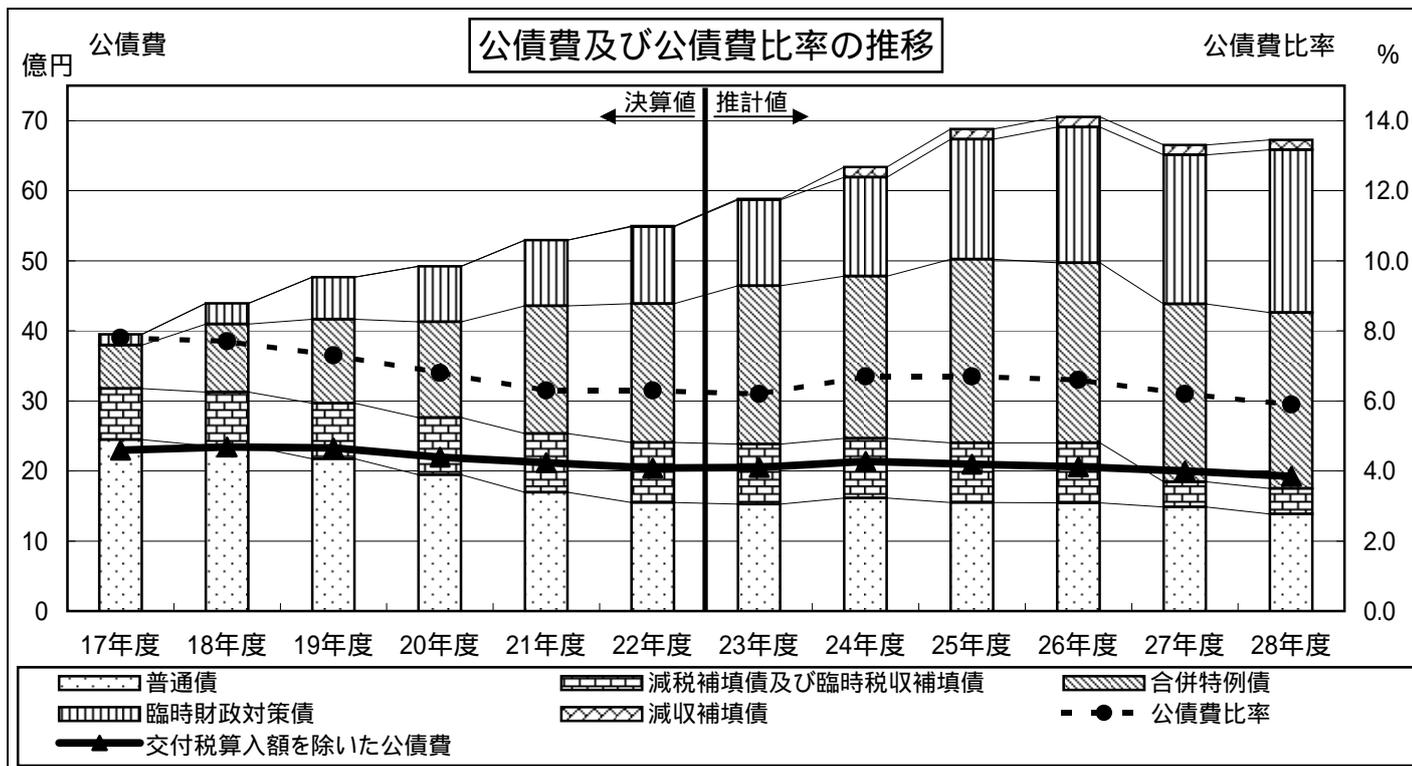
公債費比率は、標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合を言い、おおむね 10% 以下が適正な水準と言われています。西東京市では、公債費が年々増加するものの、公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。

～ちょっとブレイク～

公債費が増えているのに、公債費比率が減っているのはなぜ？

右のグラフや表を見ると、平成 26 年度まで公債費は増加傾向にあるのに、公債費比率は平成 18 年度から平成 23 年度まで減少していることに気がつきませんか？ これは、公債費において高い割合を占めている、臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債については元利償還金の全額が、合併特例債については元利償還金の 7 割が、それぞれ交付税措置（基準財政需要額に算入）されるためです。公債費比率の計算をする際には、基準財政需要額に算入された公債費を控除することになっているので、公債費が増加しても、そのまま公債費比率が増えるわけではないのです。





(単位:百万円、%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公債費合計 (一時借入金利息を除く)	3,950	4,393	4,765	4,919	5,294	5,496	5,882	6,338	6,882	7,052	6,653	6,725
元利別												
元金償還額	3,123	3,554	3,902	4,096	4,498	4,709	5,089	5,486	6,002	6,158	5,844	6,004
利子支払額	827	839	863	823	796	787	793	852	880	894	809	721
地方債区分別												
減税補填債及び 臨時税収補填債	733	766	795	816	838	854	854	854	854	854	362	362
減収補填債	—	—	—	—	—	12	14	147	146	144	142	140
臨時財政対策債	156	297	599	790	939	1,096	1,226	1,409	1,713	1,935	2,129	2,323
合併特例債	616	971	1,199	1,368	1,821	1,983	2,260	2,316	2,622	2,574	2,536	2,513
普通債	2,445	2,359	2,172	1,945	1,696	1,551	1,528	1,612	1,547	1,545	1,484	1,387
参考												
交付税算入額	1,655	2,050	2,437	2,722	3,176	3,453	3,832	4,201	4,787	4,992	4,651	4,802
交付税算入額を 除いた公債費	2,295	2,342	2,328	2,197	2,118	2,043	2,050	2,137	2,095	2,060	2,002	1,923
公債費比率	7.8	7.7	7.3	6.8	6.3	6.3	6.2	6.7	6.7	6.6	6.2	5.9

平成20年度の元金償還額は、高金利借換債の一括償還分(230百万円)を除く。
 平成17年度から平成22年度までは決算額、平成23年度から平成28年度までは平成22年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています(そのため平成26年度以降の市債の発行は見込んでいません。)
 特定資金公共事業債及び一時借入金利息は除く。

平成22年度における類似団体との比較

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似団体平均	全国類似団体平均
住民1人あたり元利償還額	28.3	22.9	26.9
公債費比率	6.3	6.3	8.6

都内類似団体平均との比較では、住民1人当たり元利償還額は平均を上回っていますが、合併特例債などの交付税算入率の高い市債を利用していることから公債費比率は平均と同程度となっています。

9 市債

合併特例債、臨時財政対策債の増加により、借入額が過去最大に

市債とは、地方債のうち市が発行するもの（同様に都が発行する地方債は都債）で、複数年度にわたって償還（返済）するものを言い、いわゆる「借金」のことです。大別すると、公園、都市計画道路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補填する建設地方債と、国策により生じた財源不足を補填する地方債の2種類があります。また、市債には財源不足を補うという役割以外に、道路や公共施設などの将来の世代も利用するものについて、現在の利用者（受益者）だけでなく、将来の利用者（受益者）にも負担してもらうことで「世代間の負担の公平化」を図るという側面もあります。

市債借入額・実質公債費比率の推移

平成22年度の市債借入額は、前年度比24億1千8百万円・38.4%増の87億1千8百万円となり、過去最大となりました。また、借入額のうち、合併特例債が前年度比20億5千9百万円・255.0%増の28億6千7百万円、臨時財政対策債が前年度比14億5千5百万円・56.2%増の40億4千6百万円となり、合わせて全体の79.2%を占めています。ただし、これらの償還に当たっては、合併特例債では70%、臨時財政対策債では全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、交付税算入額を除いた市債借入額は26億円程度と見込んでいます。なお、平成22年度は、合併後の新市建設計画事業に活用している合併特例債の発行期限が到来するなど、合併後の一つの節目を迎えました。

(単位:百万円、%)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
市債借入額	6,413	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	7,420	5,413	5,193	
地方債区別	合併特例債	4,875	3,943	2,231	2,027	1,785	3,097	969	2,063	808	2,867	118	—	—
	普通債	297	488	268	323	291	518	401	831	1,833	1,805	3,242	1,354	762
	臨時財政対策債	793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,046	4,060	4,059	4,431
	減税補填債等	448	436	401	412	433	323	—	11	—	—	—	—	—
	減収補填債	—	—	—	—	—	—	—	—	1,068	—	—	—	—
参考	交付税算入見込額	4,654	4,911	5,686	4,534	3,759	4,455	2,460	3,124	3,957	6,053	4,143	4,059	4,431
	交付税算入見込額を除いた市債借入額	1,760	1,671	937	931	827	1,447	692	1,450	2,343	2,665	3,277	1,354	762
起債制限比率	7.0	6.8	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.5	6.2	6.0	6.2	6.3	
実質公債費比率	—	—	—	—	10.1	9.7	4.1	3.7	2.9	2.2	1.3	1.3	1.2	

平成13年度から平成22年度までは決算額、平成23年度から平成25年度までは平成22年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています。

平成23年度の合併特例債借入見込額は、平成22年度からの繰越分です。

特定資金公共事業債、借換債は借入額から除いています。

交付税算入見込額は、各年度の合併特例債残高の70%、臨時財政対策債残高、減税補填債等残高の全額、減収補填債残高の75%を合計した推計です。

平成22年度における類似団体との比較

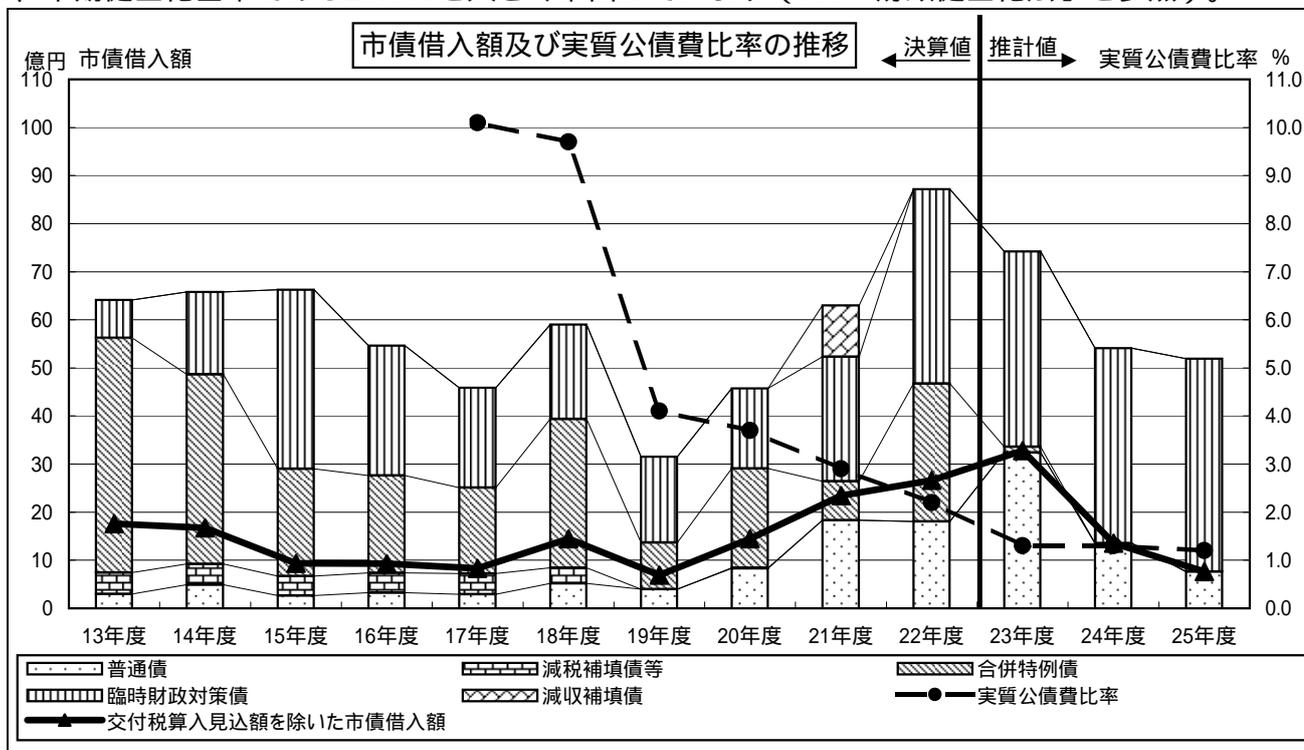
(単位:千円)

	西東京市	都内類似団体平均	全国類似団体平均
住民1人当たり市債発行額	44.9	22.7	25.1
実質公債費比率	2.2	2.9	5.6

都内類似団体と比較すると、住民1人当たり市債発行額が、平均を大きく上回る数値を示していますが、平成23年度以降は新市建設事業の終了に伴ない普通建設事業が縮減されるため、減少傾向となる見込みです。

市債借入額の推移を見ると、合併特例債は、新市建設計画事業の進捗に合わせて借入れを行ってきたため、市債全体に占める割合は年々異なっていることがわかります。平成22年度は、新市建設事業の総仕上げとして、合併後4番目に多い借入れを行いました。

また、起債制限比率は、平成17年度以前において市債の発行に制限が掛かる重要な指標でしたが、平成18年度以降は、一時借入金利子、公営企業や一部事務組合、広域連合への繰出金などを加味した実質公債費比率が用いられるようになりました。平成22年度の実質公債費比率は2.2%となっており、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています（P39「財政健全化法」を参照）。



～ちょっとブレイク～

市が借金できるのはどんなとき？

市が借金をする場合には、借金の目的、限度額、借金の方法、利率及び返済の方法について、予算に定めることとなっていて、議会の議決が必要です（地方自治法第230条）。

また、市の支出は、借金以外の収入をもってその財源としなければならないことを原則とした上で、ただし書きによって借金できる事業（いわゆる建設地方債）を限定的に定めています（地方財政法第5条）。したがって、一般的な赤字を補填する目的で発行する地方債は、原則として認められていません。

【借金をすることができる経費】

地方財政法第5条によるもの	公営企業(交通事業、水道事業、下水道事業)に要する経費
	出資金及び貸付金
	地方債の借換えのために要する経費
	災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
	学校、保育所、消防施設、道路、河川などの公共施設、公用施設の建設事業費など

さらに、この経費の全てを借金できるわけではなく、一般的に経費に充てて良い借金の割合（充当率）が定められています。

このように、市が行う事業の中から、借金できる限られた事業とその経費を選択し、更にはそれが借金できる経費に適しているかなどを国や東京都と協議しながら借入れをしています。



市債残高の推移

平成22年度末の市債残高は、前年度比40億9百万円・7.6%増の564億4千4百万円となり、過去最大を更新しましたが、市債残高のピークは平成23年度の約588億円と見込んでいます。市債残高のうち、合併特例債が前年度比11億4千3百万円・6.7%増の181億9千万円、臨時財政対策債が前年度比32億8百万円・18.7%増の203億5千9百万円、減税補填債等や減収補填債を合わせると450億6百万円となり、市債残高全体の79.7%を占めています。これらの償還に当たっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、交付税算入見込額を除いた市債残高はピーク時でも、185億円程度と見込んでいます。

市債残高の推移を見ると、合併特例債は、新市建設計画事業の進捗に合わせて借入れを行ってきたため、市債残高に占める割合は年々増加していることが分かります。しかし、平成22年度で一部の繰越事業を除き借入れが終了したことにより、平成23年度以降は、減少していきます。一方、臨時財政対策債残高は年々増加し、平成23年度以降も増加していく見込みです。

(単位:百万円、%)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
市債残高合計	36,178	40,074	44,045	47,096	48,558	50,906	50,155	50,633	52,435	56,444	58,774	58,702	57,893	
地方債区分別	合併特例債	4,875	8,818	11,049	13,047	14,417	16,774	16,817	17,785	17,046	18,190	16,303	14,214	11,788
	普通債	21,521	19,807	17,943	16,259	14,511	13,014	11,530	10,667	11,006	11,438	13,316	13,255	12,672
	臨時財政対策債	793	2,508	6,231	8,934	10,969	12,795	14,174	15,267	17,151	20,359	23,482	26,487	29,623
	減税補填債等	8,990	8,942	8,822	8,857	8,662	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605	3,812	3,009
	減収補填債	—	—	—	—	—	—	—	—	1,068	1,068	1,068	934	801
参考	交付税算入見込額	13,195	17,622	22,787	26,924	29,722	32,860	33,580	34,630	36,048	39,282	40,300	40,949	41,484
	交付税算入見込額を除いた市債残高	22,983	22,452	21,258	20,173	18,836	18,046	16,575	16,003	16,386	17,162	18,474	17,753	16,409

平成13年度から平成22年度までは決算額、平成23年度から平成25年度までは平成22年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています。

特定資金公共事業債は地方債残高から除いています。

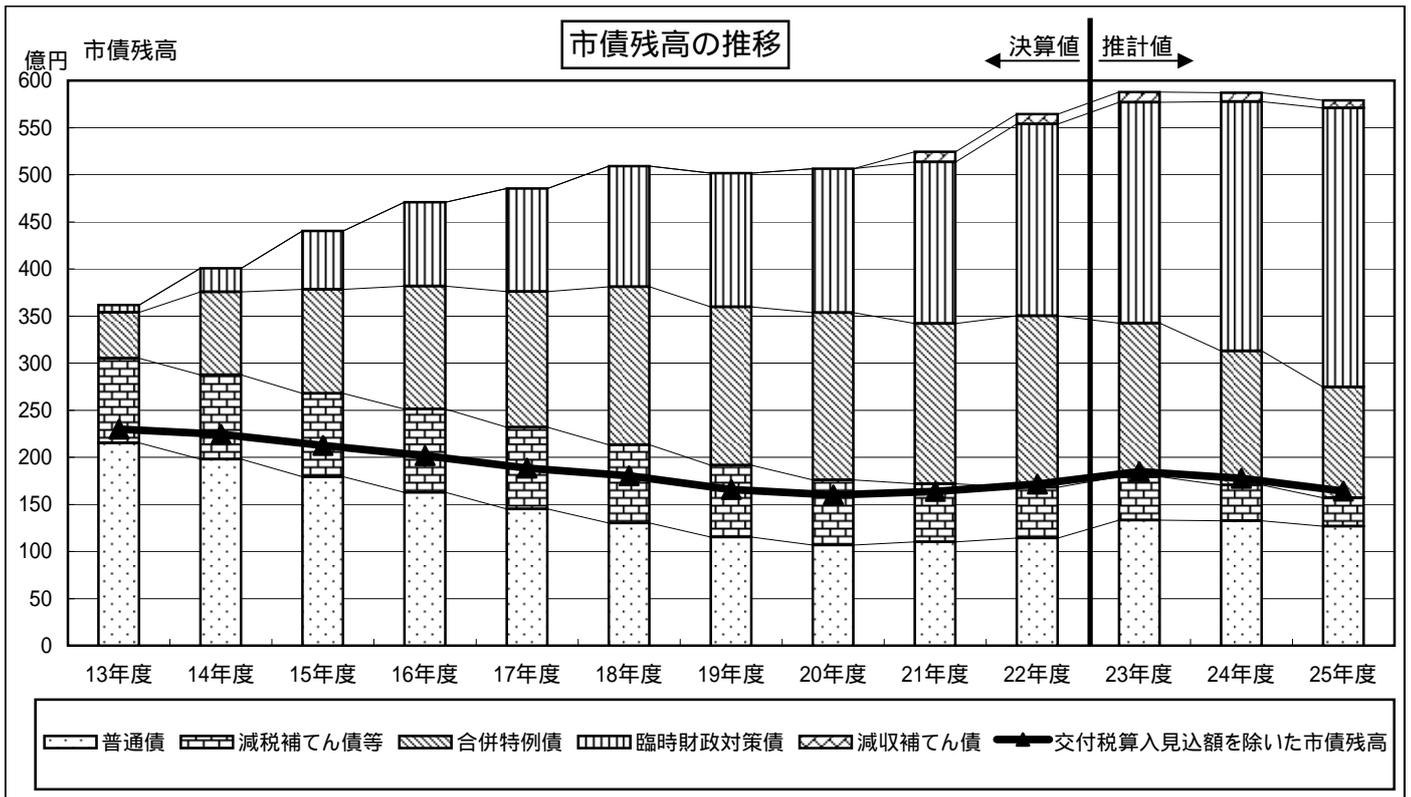
交付税算入見込額は、各年度の合併特例債残高の70%、臨時財政対策債残高、減税補填債等残高の全額、減収補填債残高の75%を合計した推計です。

平成22年度における類似団体との比較

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似団体平均	全国類似団体平均
住民1人当たり市債残高	290.4	203.7	230.7

都内類似団体と比較すると、住民1人当たり市債残高が、平均を上回る数値を示していますが、平成23年度以降は新市建設事業の終了に伴い新規借入額が縮減されるため、減少傾向となる見込みです。



～ちょっとブレイク～

市債って何に使っているの？

平成22年度に合併特例債などの市債を利用した事業を紹介します。

子育て支援： そよかぜ保育園の整備

* ひばりが丘児童センターの整備

* 下保谷児童センターの整備

* すみよし保育園の建て替え

障害者支援： * 障害者総合支援センターの建設

高齢者支援： * 下保谷福祉会館の建て替え

自転車対策： 西武柳沢駅南口自転車等保管所の整備

公園・広場： * 下保谷森林公園の用地取得

道路整備： * 都市計画道路3・4・15号線、

* 都市計画道路3・4・21号線、

都市計画道路3・5・10号線の整備、

都市計画道路3・4・11号線の雨水管整備、
武蔵関第5号踏切道の拡幅

溢水対策： 谷戸町三丁目地内の雨水対策

田無町六丁目地内の雨水対策

防災対策： 消防ポンプ車の購入、消防団詰所の整備

* は合併特例債を利用している事業です。



障害者総合支援センター



すみよし保育園

10 基金

財政調整基金の残高が40億円台に回復

基金は、一般家庭（家計）に例えると、収入減や病気など不測の事態に備えるためや、家や車などを購入するといった特定の目的のために積立てている「貯金」に当たるものです。

西東京市には、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」、公園や学校などの公共施設を計画的に整備するための「まちづくり整備基金」などがあります。

平成22年度は、積立基金の基金残高は、前年度末から7億2千7百万円増の88億8千2百万円、定額運用基金の基金残高は、前年度同額の4億3千万円となり、基金全体では7億2千7百万円増の93億1千2百万円となりました。

そのうち主なものとして、財政調整基金の積立額は、前年度比3億8千2百万円増の12億7千5百万円、取崩額は普通交付税と臨時財政対策債が大幅に増加したため、前年度比8億円減の5億円となり、基金残高は7億7千5百万円増の41億6千3百万円になりました。また、まちづくり整備基金の積立額は、前年度比4億3千3百万円減の2億2千3百万円、取崩額は前年度比2千4百万円減の5億9千8百万円となり、基金残高は3億7千5百万円減の26億7千3百万円となりました。

今後も、総合計画に基づく事業の実施に伴い、基金の多額な取崩しが予定されています。特に、財政調整基金については、平成22年度決算で40億円台に回復しましたが、積立てた金額のうち8億4百万円は西東京市文化・スポーツ振興財団の清算に伴う臨時的な収入を一時的に積立てたものです。したがって、安定した市政運営を行うためには、引き続き基金残高の確保に充分注意を払っていかねばなりません。

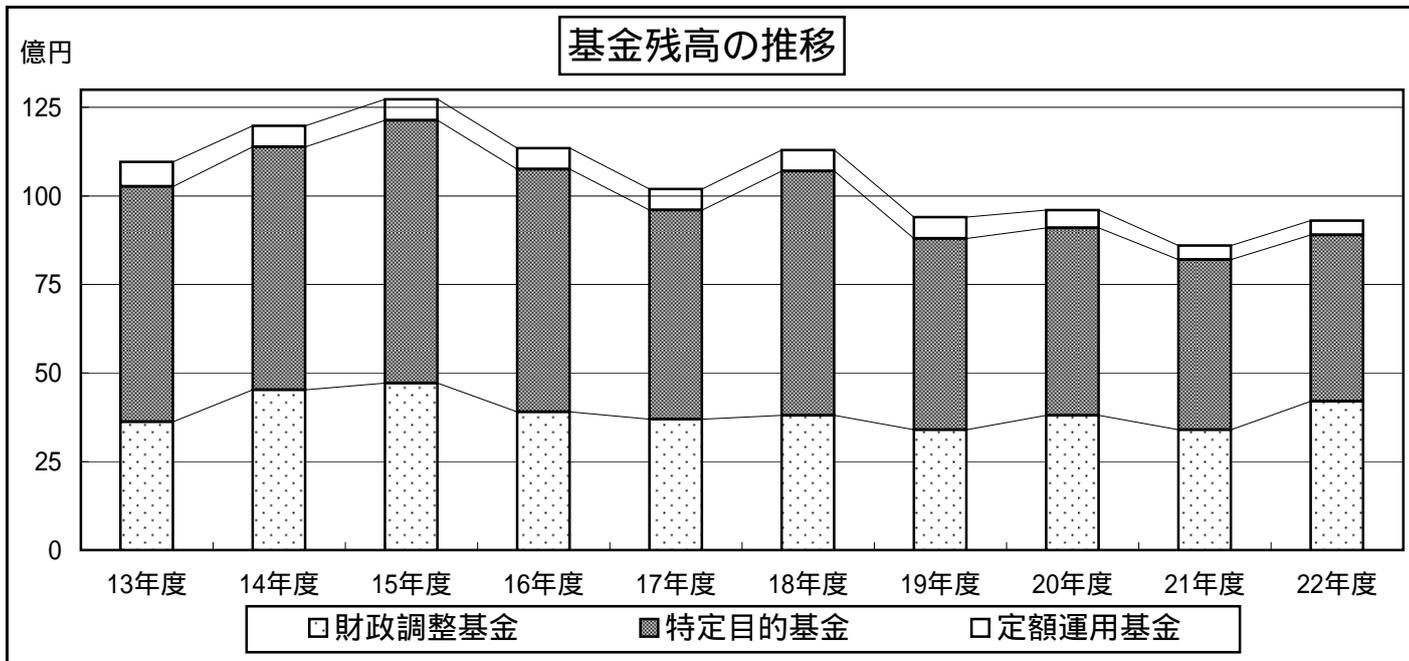
(単位:百万円)

		各年度末現在高						目 的 等
		17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	
積立基金	財政調整基金	3,686	3,843	3,409	3,794	3,387	4,163	年度間の財源調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するため
	特定目的基金							
	まちづくり整備基金	2,891	4,000	3,294	3,014 (33)	3,048 (75)	2,673 (174)	公共施設の整備及び事業の推進を図るため
	地域福祉基金	510	573	526	552	481	489	総合的な地域福祉の推進を図るため
	振興基金	81	77	72	65	56	41	市民の連帯の強化及び地域振興を図るため
	保谷駅南口市街地開発事業基金	513	264	160	419	109	551	保谷駅南口市街地開発事業に要する資金を確保するため
	職員退職手当基金	1,864	1,833	1,125	878	589	488	職員の退職手当の支払いに充てるため
	その他の基金	101	110	184	327	485	477	罹災救助基金、中小企業従業員退職金等共済基金、奨学金基金*、スポーツ振興基金*
小計	5,960	6,857	5,362	5,255	4,768	4,719		
基金	積立基金合計	9,646	10,700	8,771	9,049	8,155	8,882	
	定額運用基金	612	612	613	513	430	430	土地開発基金
合 計		10,258	11,312	9,384	9,562	8,585	9,312	

まちづくり整備基金における()内数値は、人にやさしいまちづくり条例に伴う寄附金に係る内数です。

定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より、スポーツ振興基金は平成21年4月1日より特定目的基金に移行

基金残高の推移



平成22年度における、類似団体との比較

(単位: 千円, %)

		西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民 1人 当 た り 残 高	財政調整基金	21.4	19.2	18.5
	特定目的基金	24.3	35.2	24.3
	定額運用基金	2.2	7.7	7.3
	合計	47.9	62.1	50.1
財政調整基金現在高比率		11.1	10.2	10.0

都内類似団体と比較すると、特定目的基金については、新市建設計画事業等の進捗に伴いまちづくり整備基金や保谷駅南口市街地開発事業基金を、目的に合わせて取り崩してきたことなどから、住民1人当たり基金残高合計は平均を下回っています。しかし、安定的な財政運営を図る上で重要な財政調整基金については、適正な予算執行を図る中で基金残高の確保に努めた結果、住民1人当たり財政調整基金残高は平均を上回っています。

～ちょっとブレイク～

貯金はいくらあればいいの??

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにもゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えます。しかし、市民の皆様に納めていただいた税金を、ひたすらため込むだけで本当に良いのでしょうか?

基金は、安定的な市民サービスを行うために設けているのに、貯蓄を増やすだけで、日々の市民サービスがおろそかになってしまうのでは本末転倒です。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さずに、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

財政調整基金はどの自治体も設置している基金で、「西東京市地域経営戦略プラン2010」においては、財政調整基金現在高比率を10%程度で維持することを目標として設定しています。現段階においてはその目標値を達成しているものの、引き続き楽観視はできません。

一方、特定目的基金と定額運用基金は年度内に使える金額の考え方は異なるものの、共に使い道が定められている基金です。例えば、積立基金の「保谷駅南口市街地開発事業基金」は、保谷駅南口を開発するための基金で、事業進捗に合わせて基金を取り崩す、または積立てることで残高は増減していきます。また自治体によりその基金の目的を定めることができるので、自治体間でその多寡を比較しにくい性格を持ち合わせています。

つまり、全体的な基金残高の増減が即「財政状況が豊かである」あるいは「財政状況が苦しい」ことを意味するわけではありません。どのような理由で、どの基金が増減したのかについても、着目する必要があります。



11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です（特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります。）。平成 22 年度において、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業など、合計で 8 事業が該当しました。

これらの各公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るべきですが、特に国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、赤字補填を行っています。繰出金のうち、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補填するもの（例えば下水道事業では、雨水の処理など利用者負担になじまない経費）を基準内繰出金といい、それ以外の理由で補填するもの（赤字補填）を基準外繰出金といいます。

平成 22 年度における国民健康保険事業会計（公営事業会計）の住民 1 人当たりの赤字補填繰出金額は 11,078 円で、都内 26 市平均の 11,340 円を僅かに下回りましたが、平成 21 年度と比較して 1,510 円増加していることから、引き続き適正化に努めていく必要があります。

平成 22 年度における下水道事業会計（公営企業会計）は、処理原価のうち資本費（施設整備のために借入れた地方債に係る公債費など）が高く、使用料単価が 95.0 円/m³と都内 26 市中 6 番目に低いため、汚水処理費回収率が都内 26 市中最下位の 53.0%で、多額の普通会計からの繰出金が必要となっています。下水道審議会の答申では、定期的に使用料の見直しを行い、中期的には都内 26 市平均程度を目指すこととしており、平成 23 年 10 月 1 日から使用料改定を実施します。

なお、平成 22 年度において汚水処理費回収率が 100%を超え独立採算による運営を行っている市は都内 26 市中 10 市、都内 26 市平均汚水処理費回収率 92.5%を超える市は 14 市となっています。

～ちょっとブレイク～

下水道事業会計でも公債費負担軽減の努力をしています！

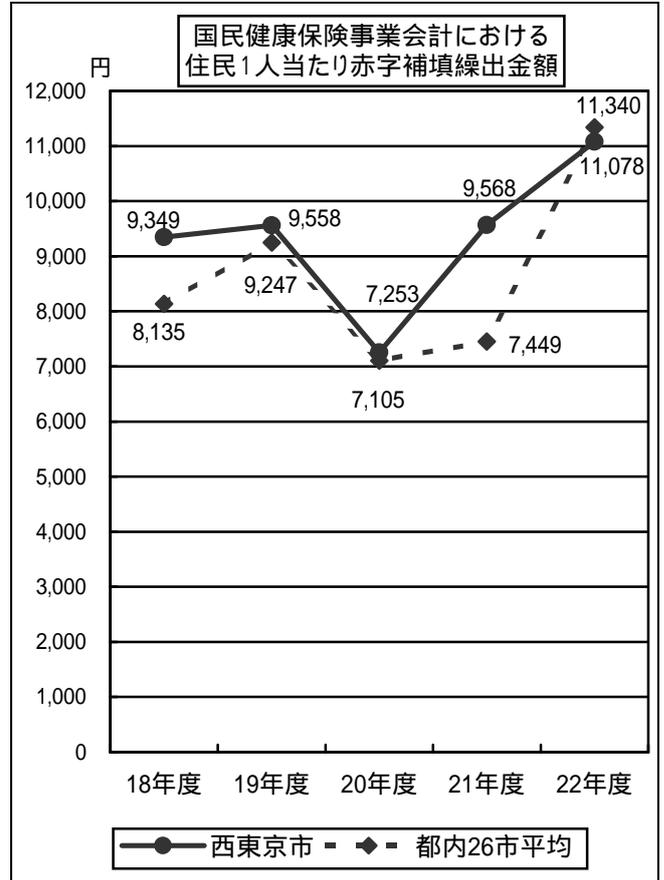
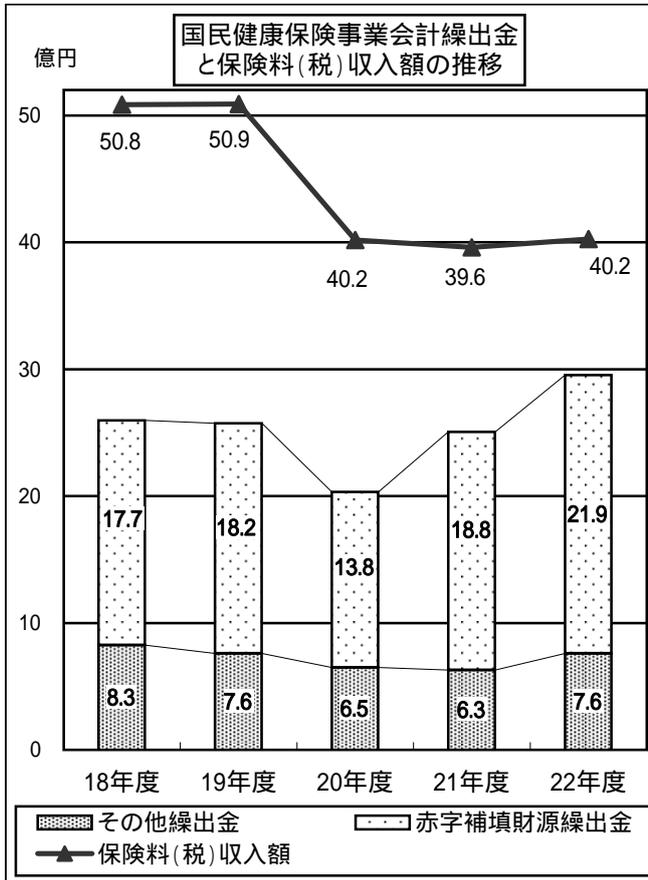
行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還（ ）を利用して、過去に高金利で借入れた市債を、低金利債へ借換えるなどしました。

22 年度実績

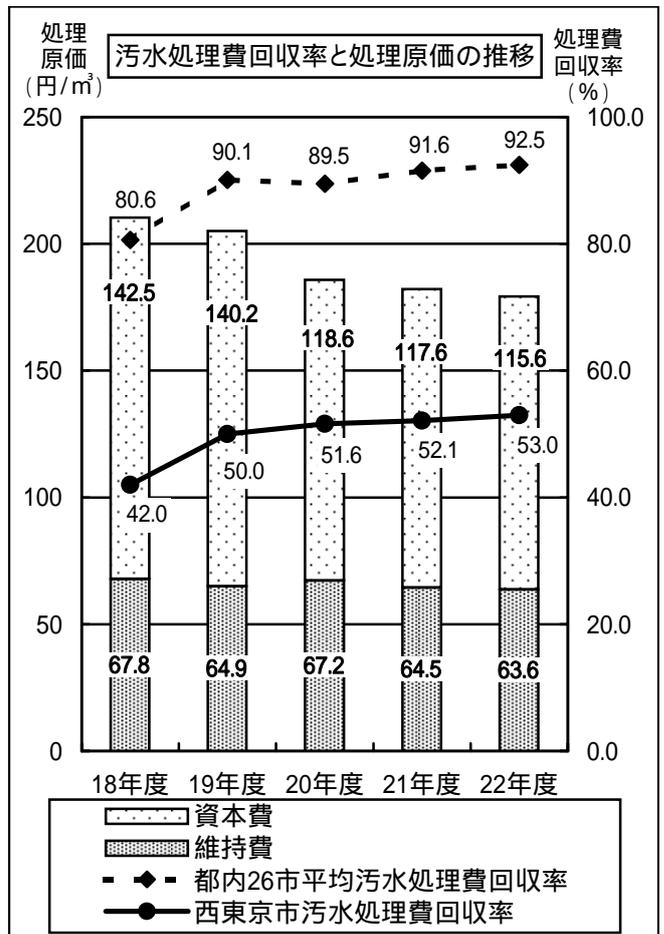
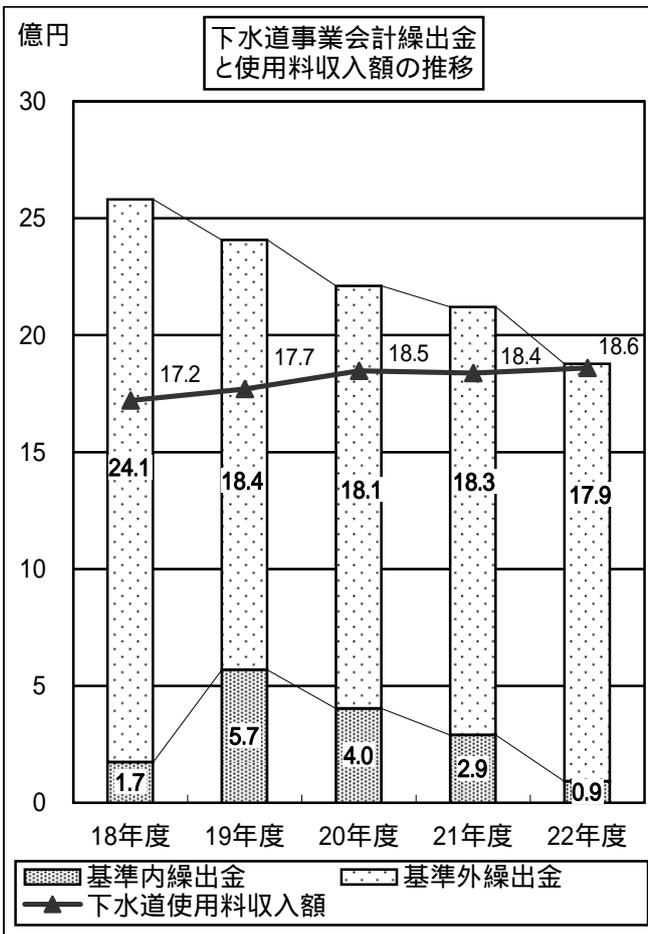
9,872 万円を低金利債へ借換え・繰上償還し、3,513 万円の効果

通常、繰上償還をする場合は利子相当額の補償金を支払う義務があります。





各数値は地方財政状況調査より作成しています。
 平成20年度に国民健康保険関係の各数値が減少しているのは、後期高齢者医療制度の開始によるものです。



各数値は公営企業決算統計より作成しています。

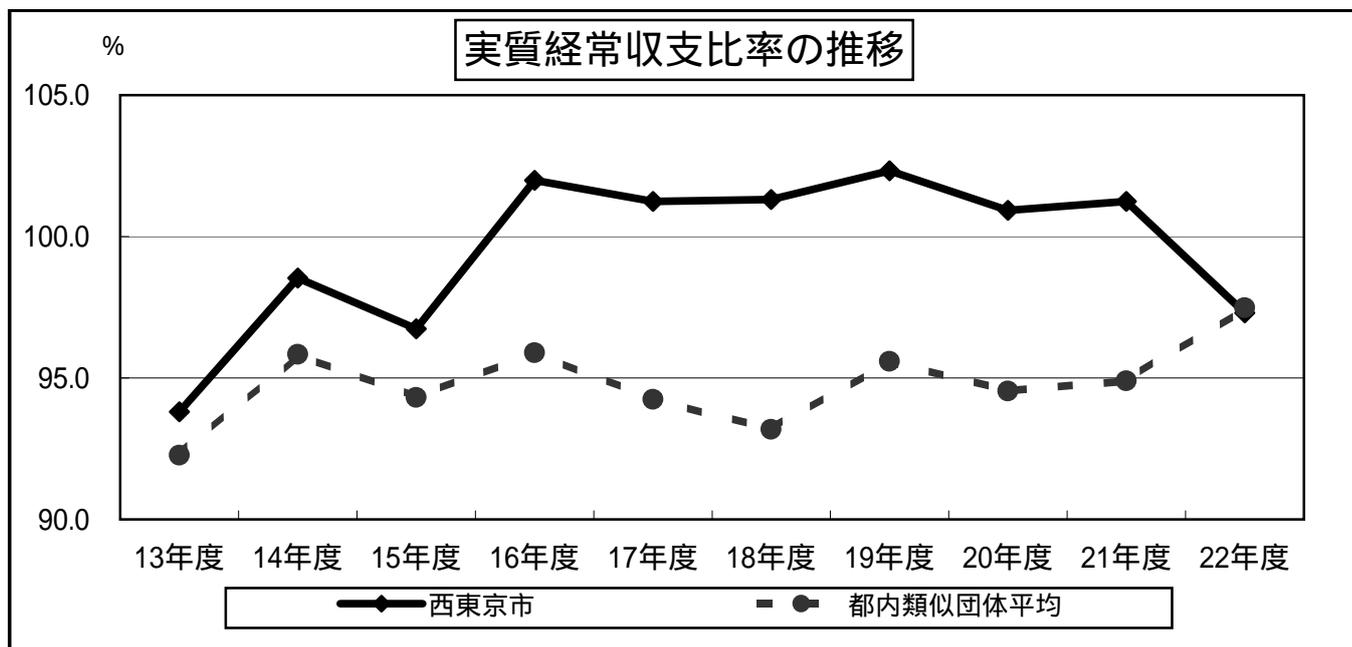
汚水処理費回収率：汚水処理費100円当たりの使用料収入割合
 維持費：ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など
 資本費：施設整備費や元金償還金など

< 平成22年度決算にみる実質経常収支比率への影響 >

前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補填が行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の赤字補填は継続しています。この経費については、維持管理経費の適正化はもちろんのこと、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定するなどの事業の見直しを行わない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。

これらの基準外繰出金（赤字補填額）を経常収支比率に加算して実質経常収支比率を算出したものが下表です。平成16年度以降、実質経常収支比率は、連続して100%を超過してきましたが、平成22年度は100%を下回る97.3%と改善が図られました。これは、経常収支比率と同様に普通交付税や臨時財政対策債が増加したことが大きな要因です（P19「7 経常収支比率」を参照）。それにも関わらず、西東京市の場合は、平成21年度、平成22年度の経常収支比率と実質収支比率の差が、10.1ポイントと変わっていないことに着目する必要があります。また、その差は、都内類似団体平均、都内26市平均の6ポイント程度に比べて大きなものになっています。

このことから、国民健康保険事業会計、下水道事業会計への赤字補填が、西東京市の財政を圧迫していることが分かります。したがって、引き続き、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けた更なる取り組みが不可欠です。



(単位: %)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
西東京市	93.8	98.5	96.7	102.0	101.2	101.3	102.3	100.9	101.2	97.3
都内類似 団体平均	92.3	95.8	94.3	95.9	94.2	93.2	95.6	94.5	94.9	97.5
(参考)都内 26市平均	93.8	96.8	96.2	97.9	95.4	94.5	97.5	97.2	97.1	98.4

都内類似団体平均値及び都内26市平均値は、各市から提出された数値等に基づき、本市が独自に試算したものです。

12 他市・区（西東京市に隣接する団体）との比較

距離は近くても、財政面では意外と遠い隣接市・区

これまでの章では、西東京市と都内類似団体、全国類似団体と比較してきましたが、ここでは、日常の生活の中で、西東京市の提供するサービスと比較する機会の多い、西東京市と隣接する市・区との比較を試みます。

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。それぞれの市・区の平成22年度の歳入決算額及び歳出決算額を、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口で割った、住民1人当たり決算額を算出し、比較してみます。

また、より視覚的に比較しやすいように、幾つかの項目については、西東京市の値を100とし、隣接する市・区との比較をレーダーチャートで表しました（P34、P36）。図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側であれば、その市・区が、西東京市を上回っている（西東京市が下回っている）ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側であれば西東京市を下回っている（西東京市が上回っている）ことを示します。

これまでの章で見てきた、都内類似団体との住民1人当たり決算額の比較では、内訳を見れば様々な相違点があるものの、西東京市の歳入決算額と歳出決算額は都内類似団体の中でほぼ平均的な規模であることが分かりました。

しかし、日本で最も財政力が豊かと言われる武蔵野市を始めとする隣接する市・区と比較すると、隣接しているとはいえ財政面では相当の差があることが見てとれます。練馬区との比較では、都区財政調整制度（P35のコラム記事を参照）など、特別地方公共団体である特別区と普通地方公共団体である市との制度上の違いの影響もでてきます。都・県境を経て接する新座市とは、例えば都・県支出金に着目すると、東京都と埼玉県の市町村に対する財政支援の違いも見えてきます。このことは、日本で最も財政力が豊かと言われる武蔵野市や、特別区である練馬区、都道府県レベルの行政区域の異なる新座市とも接するという地理的条件を持った西東京市において、単純に隣接しているということだけで近隣他市・区と施策の比較を行うことは難しいことを示唆しています。

<平成22年度住民1人当たり歳入決算額>

(単位:千円)

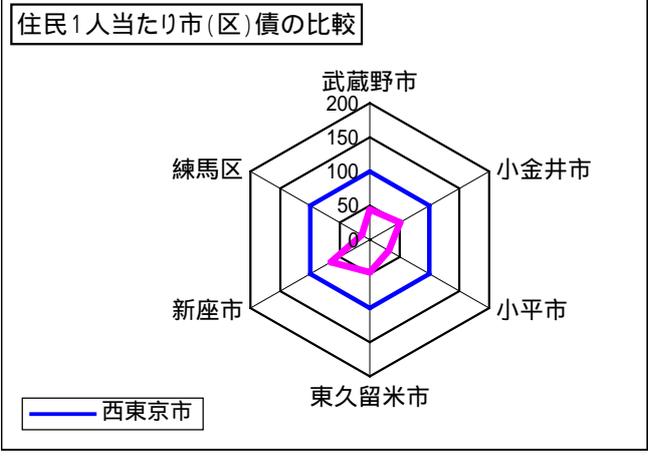
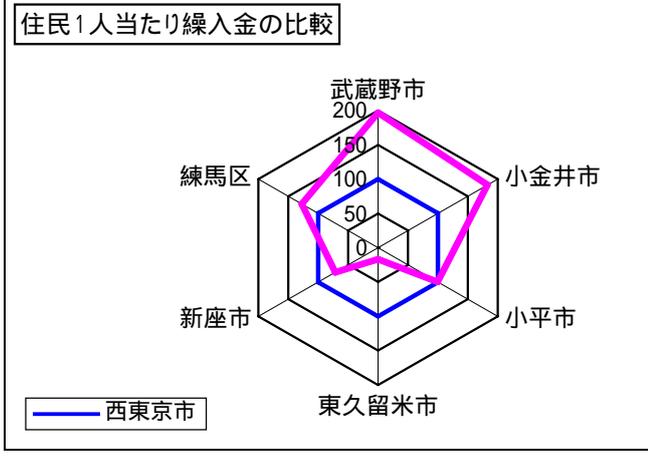
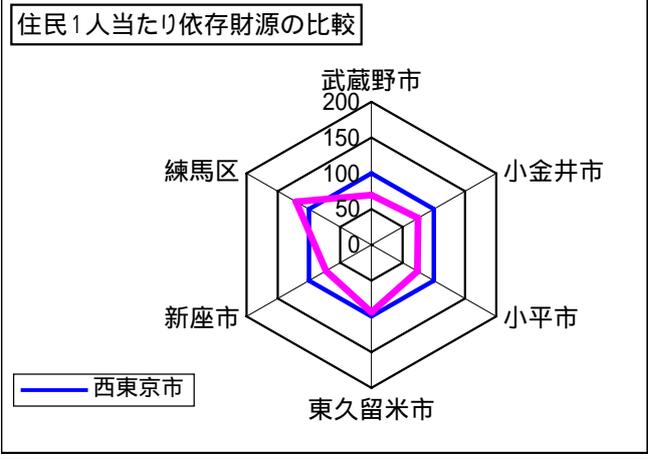
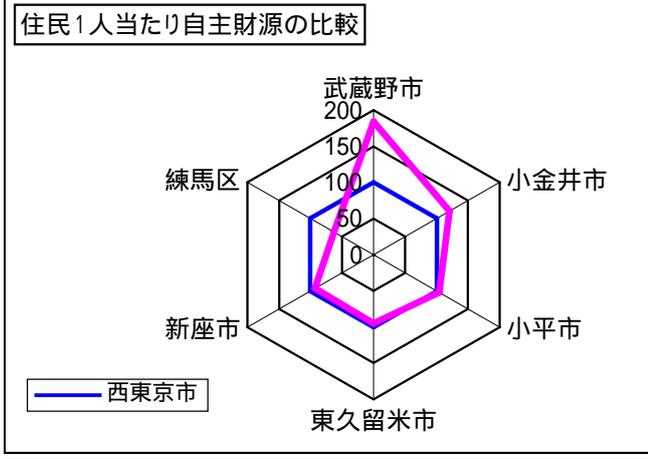
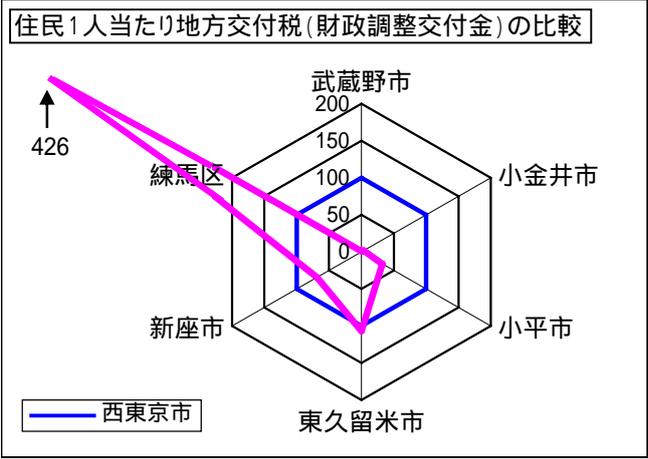
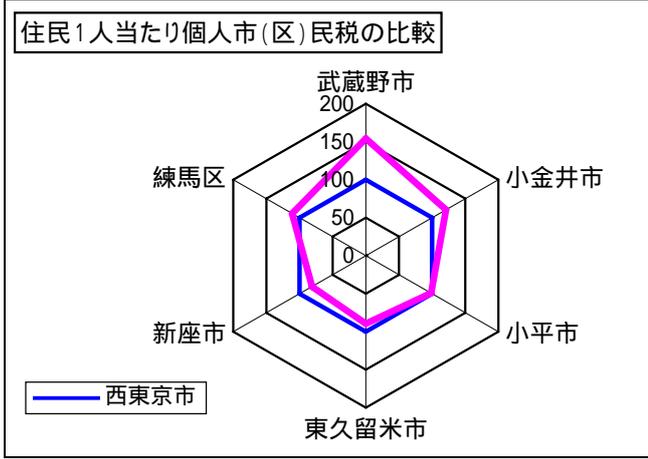
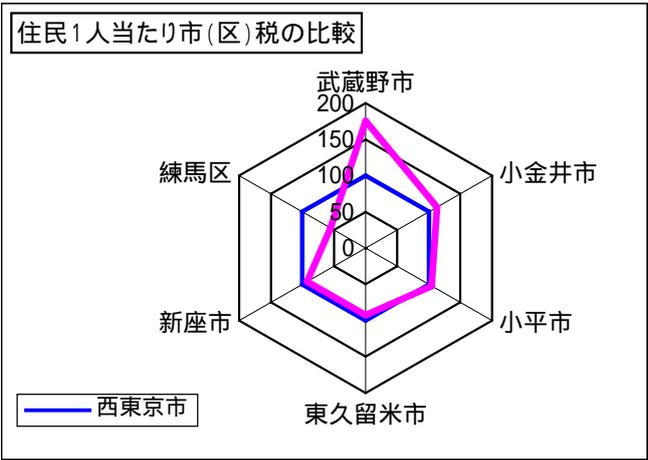
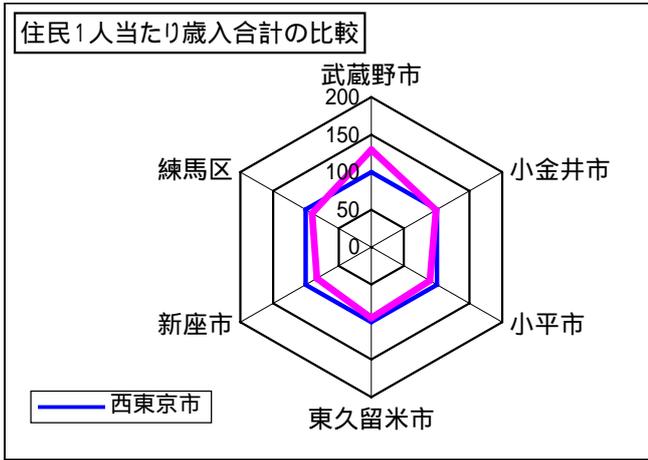
		西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区
自主財源	市(区)税	152.9	268.4	172.4	159.7	141.4	141.7	84.6
	個人市(区)民税	71.8	110.5	87.0	70.5	64.2	58.2	79.7
	法人市民税	7.7	19.1	5.5	5.2	5.4	7.9	-
	固定資産税	56.6	109.6	60.7	65.1	54.4	60.4	-
	都市計画税	12.0	17.5	15.2	14.0	12.2	8.6	-
	その他	4.9	11.6	4.2	4.9	5.3	6.6	4.9
	分担金及び負担金	1.3	1.1	2.0	1.1	1.7	2.9	0.9
	使用料及び手数料	5.3	13.0	9.3	5.6	3.7	4.9	7.0
	財産収入	4.1	6.2	1.0	0.8	10.7	1.3	0.6
	寄附金	1.0	0.0	0.9	0.1	0.5	0.1	0.1
	繰入金	10.6	20.9	19.4	10.6	1.8	7.6	13.5
	繰越金	6.4	24.1	14.0	9.9	11.2	9.2	3.1
	諸収入	1.9	4.5	2.0	2.8	3.2	2.4	5.2
合計	183.5	338.2	221.0	190.6	174.2	170.0	115.1	
依存財源	地方譲与税	1.5	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6
	地方交付税	24.1	0.2	0.8	7.8	25.7	16.5	102.6
	国庫支出金	45.0	44.3	39.2	45.8	47.5	44.7	57.3
	都(県)支出金	36.8	31.7	46.8	38.4	47.0	16.3	19.2
	市(区)債	44.9	20.0	22.7	14.3	21.3	29.4	6.2
	その他	14.2	18.3	14.0	14.8	13.8	12.4	13.9
	合計	166.6	116.0	125.1	122.9	157.2	121.0	200.8
一般財源	市(区)税	152.9	268.4	172.4	159.7	141.4	141.7	84.6
	地方譲与税	1.5	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6
	地方交付税	24.1	0.2	0.8	7.8	25.7	16.5	102.6
	繰入金	6.4	5.4	16.0	7.0	0.2	7.4	5.9
	繰越金	5.2	23.8	13.7	9.9	10.8	7.2	2.9
	市(区)債	20.8	0.0	13.2	5.5	19.1	17.9	0.0
	その他	23.1	28.2	21.5	18.1	29.2	17.0	20.8
合計	234.2	327.5	239.3	209.8	228.3	209.3	218.4	
特定財源	国庫支出金	42.9	43.4	36.5	45.2	44.9	43.8	56.6
	都(県)支出金	36.5	31.5	46.0	38.4	46.9	16.3	19.0
	繰入金	4.1	15.4	3.3	3.5	1.6	0.2	7.6
	市(区)債	24.0	20.0	9.5	8.8	2.2	11.5	6.2
	その他	8.3	16.4	11.4	7.7	7.4	9.9	8.0
	合計	115.9	126.7	106.8	103.7	103.0	81.7	97.4
歳入合計		350.1	454.2	346.1	313.4	331.4	291.0	315.9

練馬区において、-表示の税は、東京都の歳入のため対象外となります。また地方交付税は財政調整交付金(P35のコラム記事を参照)に読み替えてください。

住民1人当たり歳入合計は武蔵野市が突出して高く、西東京市は、小金井市とほぼ同水準となっています。また、市(区)債については西東京市が最も多く、地方交付税については都区財政調整制度の練馬区を除くと、東久留米市に次いで多くなっています。

自主財源額でみると、西東京市は、例えば小平市とは同レベル、また小金井市より下回っていますが、歳入合計でみると両市を上回ります。これは、西東京市は市債や地方交付税の額が大きいことがその理由と言えます。

西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較



平成22年度住民1人当たり歳出決算額

(単位:千円)

	西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区
目的別経費	総務費	36.9	77.9	52.3	38.3	37.5	25.5
	民生費	161.5	152.5	123.0	136.4	140.5	160.2
	衛生費	26.0	40.5	34.9	25.1	24.3	24.4
	土木費	36.8	49.9	47.0	26.2	32.0	36.4
	消防費	12.9	16.6	13.8	13.3	15.5	1.3
	教育費	32.3	69.6	30.7	39.7	36.7	39.6
	公債費	28.3	18.5	24.3	24.9	28.7	14.7
その他	7.7	9.0	9.7	5.7	6.4	7.7	
性質別経費	義務的経費	158.6	175.6	156.7	155.2	163.5	170.2
	人件費	55.9	80.1	66.8	50.5	53.6	64.0
	うち職員給	35.0	45.6	39.4	31.5	34.2	43.7
	扶助費	74.4	77.0	65.6	79.8	81.2	91.5
	公債費	28.3	18.5	24.3	24.9	28.7	14.7
	投資的経費	40.7	55.6	42.7	23.1	20.6	40.5
	普通建設事業費	40.6	55.6	42.7	23.1	20.6	40.5
	災害復旧費	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の経費	143.0	203.3	136.2	131.3	137.6	99.0
	物件費	52.3	92.8	51.1	43.9	46.5	44.4
	補助費等	34.7	42.1	35.0	38.6	37.7	17.5
	繰出金	43.5	36.4	30.4	38.6	37.0	31.9
	その他	12.5	32.0	19.7	10.2	16.3	5.2
	歳出合計	342.3	434.5	335.7	309.6	321.7	309.8

練馬区においては、目的別の公債費に公債諸費(借入事務費等)を含んでいるため、性質別の公債費とは額が合致しないことがあります。

住民1人当たり歳出合計は武蔵野市が突出しており、西東京市は小金井市とほぼ同水準となっています。ただし、特別区では、下水道事業(土木費)や消防事業(消防費)などの一部の事務については東京都が事業を実施するため、練馬区の実質的な住民1人当たり歳出額はここに掲載した額よりも多くなります。(参考として、西東京市における下水道事業繰出金と東京消防庁への消防委託負担金の平成22年度住民1人当たり決算額は2万4千4百円でした。)

各内訳経費における住民1人当たり決算額を見ると、西東京市は民生費や公債費、繰出金について他の近隣他市・区で1番目若しくは2番目に高額です。

~ちょっとブレイク~

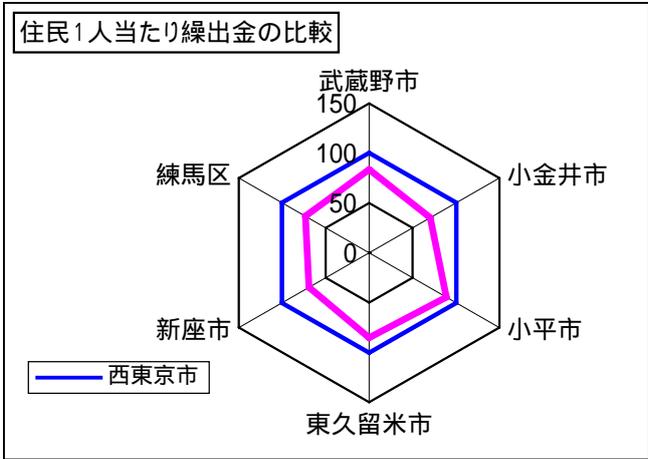
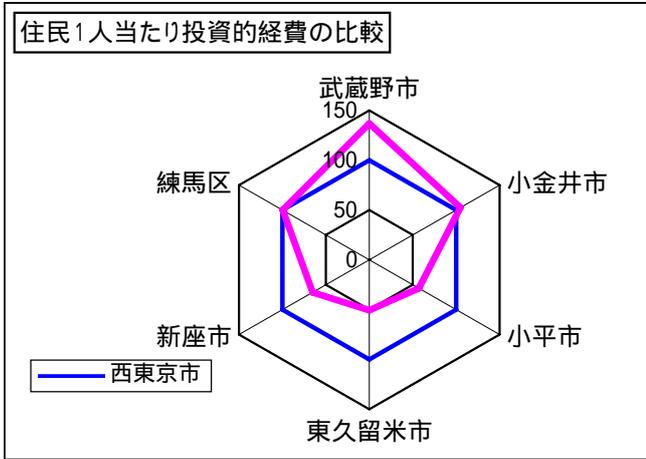
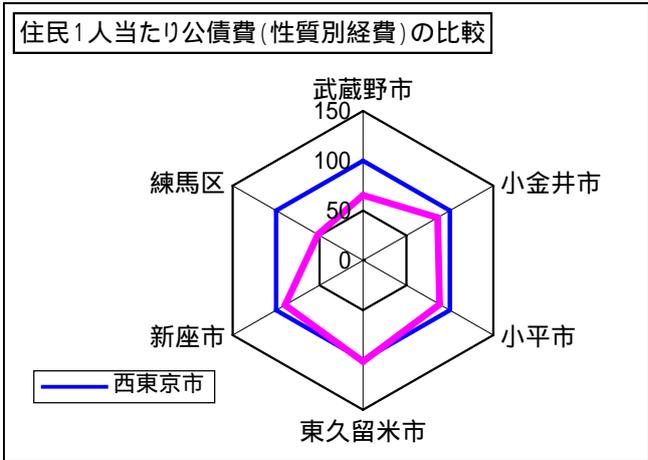
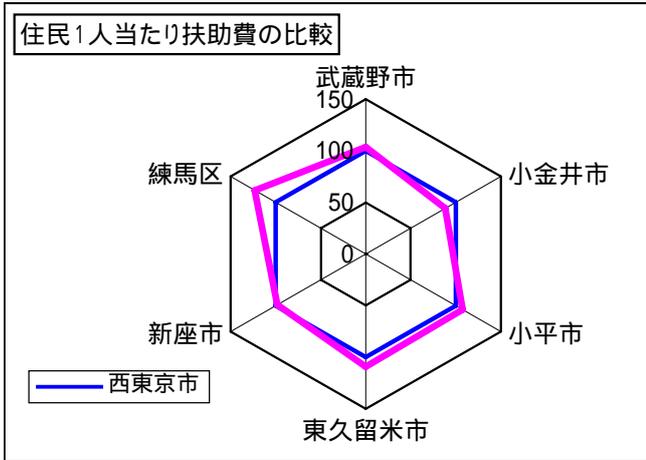
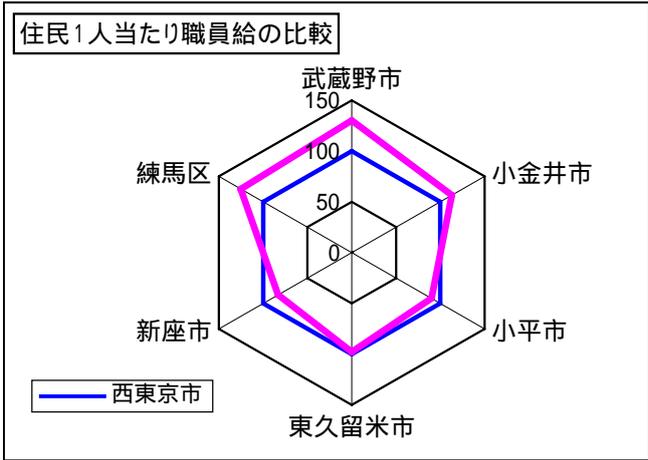
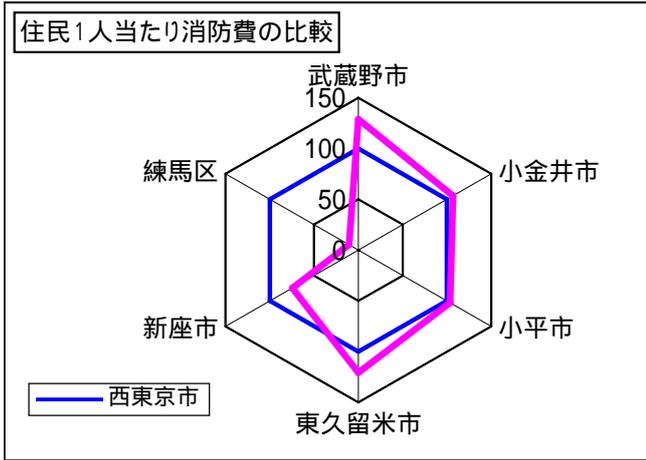
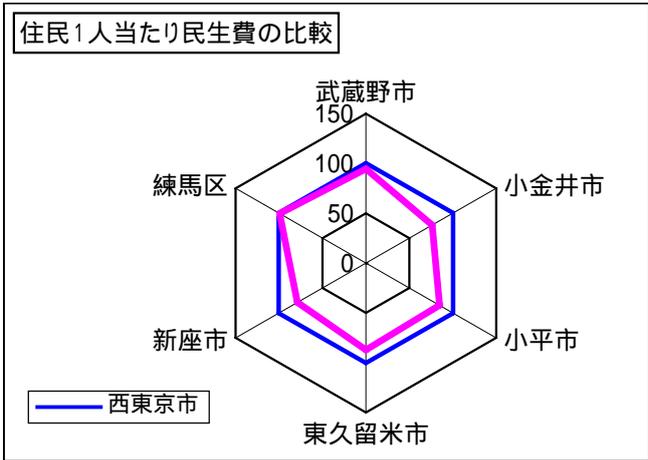
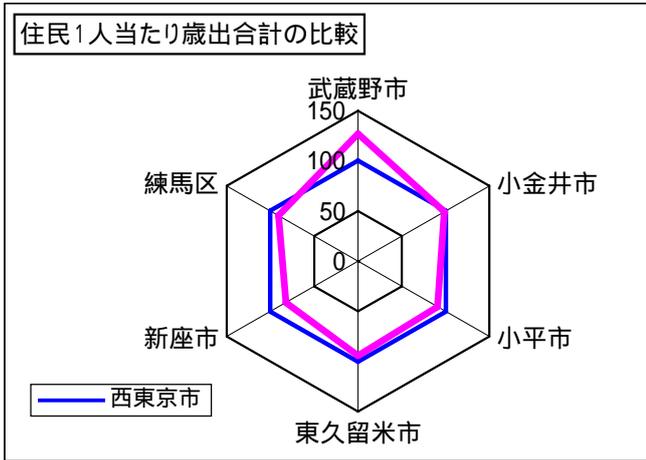
「財政調整交付金」ってなに？

財政調整交付金とは、特別区相互間の財源の均衡化を図ることを目的として、都税として徴収されている法人住民税や固定資産税、都市計画税などの55%を特別区に交付するという都区財政調整制度による交付金で、地方交付税制度の特別区版といったところです。

平成22年度の当初算定の交付総額は、8,675億5千7百万円で、不交付区は港区と渋谷区の2区だけです。ちなみに、西東京市と隣接している練馬区の平成22年度の財政調整交付金の交付額は、西東京市の普通会計歳入決算額を上回る727億8百万円でした。



西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較



13 行財政改革の取り組み

地域経営戦略プラン 2010 に基づき、自立した行財政基盤の確立を目指します

【今後の財政見通し】

これまで西東京市は、人件費の抑制を始めとする歳出経費の削減、国や都の補助交付金や地方交付税の特例措置といった歳入面での財政支援など、合併に伴う財政効果（詳細は P45 「合併による財政効果を振り返る」を参照）を活用しながら、行財政運営を行ってきました。しかし、時限的な財政支援の大半は既に終了し、平成 22 年度においては 10 億 4 千 1 百万円の上乗せがされている普通交付税の合併算定替措置も、平成 23 年度から段階的に縮減され、平成 28 年度以降は通常取り扱いとなります。

また、平成 21 年度においては、百年に一度とも言われる厳しい経済状況を反映して、市税収入が前年度比 11 億 5 千 1 百万円の減と大きく落ち込んだことを受け、平成 22 年度も引き続き財源の確保が厳しい状況となりました。

歳出面では、年々増加する扶助費、公債費などの義務的経費が市財政の硬直化の一因になっており、特に公債費についてはピークと見込まれる平成 26 年度に約 71 億円まで増加する見込みです。この他にも、合併特例債の活用により整備を進めてきた各種公共施設の維持管理経費や、市全域のバランスを考慮した公共施設の適正配置・有効活用などの課題も残っています。よって、今後も更に厳しい財政状況が続くものと思われ、行財政改革への一層の取り組みが求められています。

【地域経営戦略プラン 2010 における重点課題】

このような財政見通しや行財政改革の必要性を踏まえ、西東京市では、平成 22 年 3 月に「第 3 次行財政改革大綱（地域経営戦略プラン 2010）」を策定しました。第 2 次行財政改革で十分な成果が上がっていない取り組みや、改革の中核的役割を担い更に内容の充実を図る必要がある取り組みとして、「施策評価制度の効果的運用」、「公共施設の適正配置・有効活用」、「人件費の抑制」、「特別会計の健全化」、「徴収体制強化の検討」、「事務委託化等の推進」を重点課題に位置づけ、引き続き行財政改革に取り組んでいるところです。

これらの取り組みの中でも特に重要なのは、「公共施設の適正配置・有効活用」です。合併特例債の活用により様々な施設の充実が図られましたが、それに伴い維持管理費が増加しています。一方、多くの施設は合併前の配置のまま残されており、同種・同機能施設の重複や老朽化の進行という深刻な課題に直面しているのが現状です。よって、公共施設の適正配置・有効活用を最重要課題として取り組むとともに、未利用市有地の積極的処分等を行うことで、今後の市の財政負担を軽減し、更に新たな課題に対応していくことが可能になると考えています。

このように、財政の健全化を図るためには、まず積極的に行財政改革を進めることが必要です。これによって、国や都からの財政支援などに頼ることのない自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を自ら確保できる自治体になれるよう、今後一層努めていきたいと考えています。

～ちょっとブレイク～

地域経営戦略プラン2010で掲げている評価指標とは？

財政の健全化を図る上では、同一の視点から経年変化を把握することが必要です。このことから、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財政状況の両面から総合的・継続的に判断するために、第3次行財政改革（地域経営戦略プラン2010）では、第2次に引き続き5つの財政指標を評価指標として設定しています。

以下に、評価指標の種類、その目標設定と考え方を紹介します。

経常収支比率

【考え方】平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指す

平成22年度決算	経常収支比率	(単位:%)
		うち人件費・物件費の経常収支比率
西東京市	87.2	42.2
都内類似団体平均値	89.5	42.9
都内類似団体最優良値	84.7	35.9



実質経常収支比率

【考え方】平成24年度には基金を取り崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指す

平成22年度決算	実質経常収支比率
西東京市	97.3
都内類似団体平均値	97.5
都内類似団体最優良値	93.2

基礎的財政収支

【考え方】新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続することを目指す

平成22年度決算	(単位:百万円)
1,238	

市債現在高倍率

【考え方】過度の将来負担を防ぐため、平成26年度までに、市債現在高倍率が100%を超えない水準にすることを目指す

平成22年度決算	(単位:%)
109.5	

財政調整基金現在高比率

【考え方】不測の事態に弾力的に対応できるよう、平成26年度までに、標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保できることを目指す

平成22年度決算	(単位:%)
11.1	

上記のとおり、平成22年度決算において目標に届いた指標もありますが、まだまだ及ばない指標もあります。また、もちろんその年度のみ達成すれば良いというものではなく、毎年度継続的に達成水準を維持していくことを目指しています。

これらの目標を達成そして維持していくためにも、今後も一層行財政改革に取り組んでいきます。

基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を実質的な地方交付税として計算から除きます。

財政健全化法

今年も早期健全化基準・経営健全化基準を下回る

財政健全化法とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、一年間の収支や将来負担に関する財政指標（下記 から の健全化判断比率・ 資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準を超える場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超える場合は財政再生計画を、経営健全化基準を超える場合は経営健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取り組みを行うこととなります。

実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額（実質赤字）の標準財政規模に対する割合です。

連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など（借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

将来負担比率

いわゆるストックの指標として、一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債（借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。（西東京市では下水道事業特別会計のみ該当）

から の指標のうちいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上の場合、財政再建に向けた取り組みを行わなければなりません。例えて言うならば、早期健全化基準は黄信号、財政再建基準は赤信号です。財政健全化法では、全国一律の基準で自動的に黄信号・赤信号に振り分けられることと、赤信号に至る手前に黄信号を設けることで、早期に財政の健全化が図られることが特徴です。ただし 資金不足比率については公営企業に係る指標で、黄信号の経営健全化基準のみが設けられています。

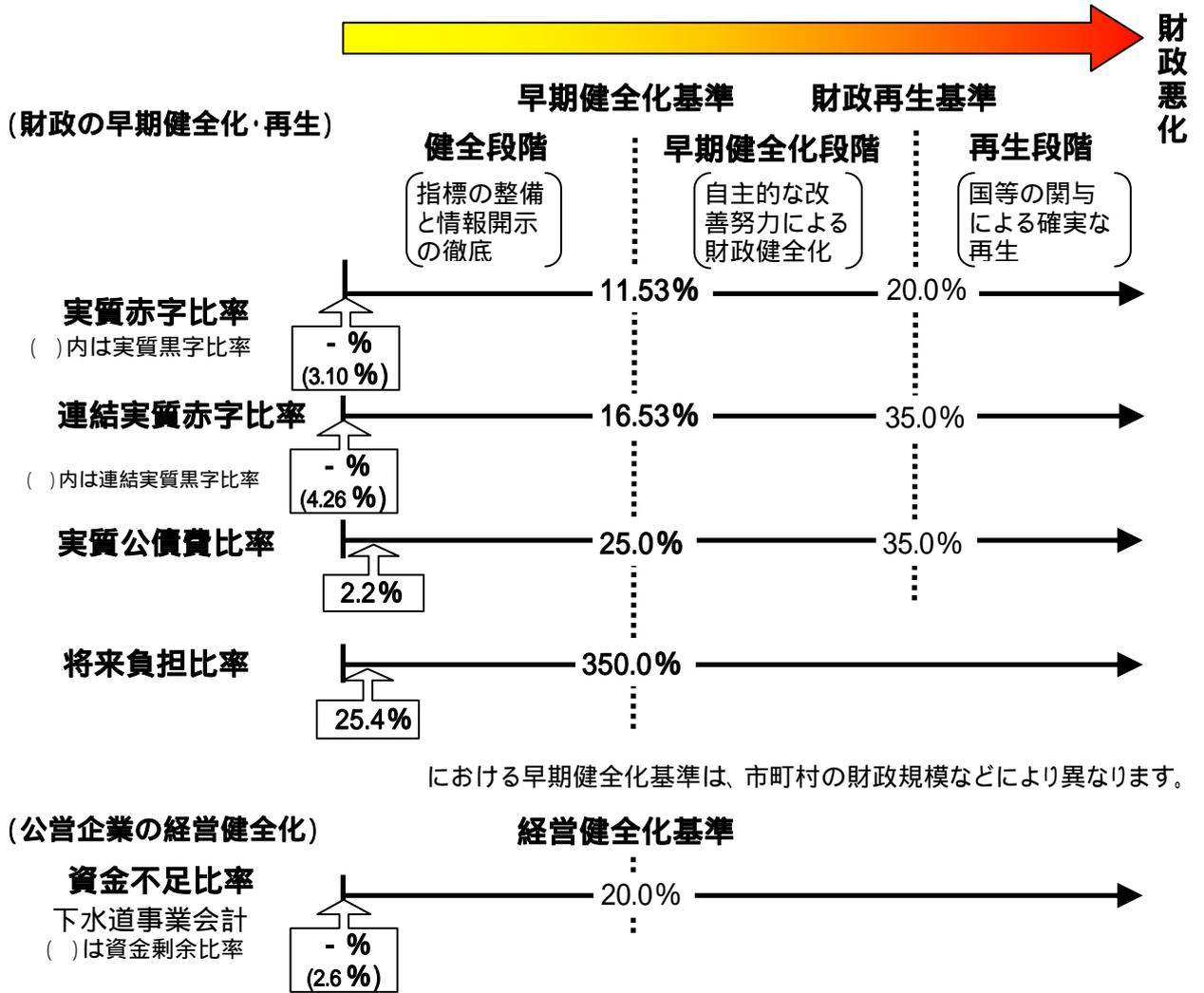
平成22年度決算におけるこれらの比率の対象を図示すると以下のとおりです。

西 東 京 市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
一般会計	国民健康保険 特別会計	下水道事業特別会計	柳泉園組合	西東京市土地開発 公社
中小企業従業員 退職金等共済事業 特別会計	老人保健(医療) 特別会計		東京たま広域 資源循環組合	
保谷駅南口地区 第一種市街地再開発 事業特別会計	駐車場事業特別会計		東京市町村総合事務 組合	
	介護保険特別会計		多摩六都科学館組合	
	後期高齢者医療 特別会計		昭和病院組合	
			東京都後期高齢者 医療広域連合	
実質赤字比率				
連結実質赤字比率				
実質公債費比率				
将来負担比率				
資金不足比率				

なお、将来負担比率の算定においては、当該第三セクターに対して損失補償等をしていることが対象要件となっていることから、本市が出資する第三セクターは全て対象外となっています。

平成22年度における西東京市の健全化判断比率、資金不足比率の算定結果は次ページのとおりです。

平成22年度決算数値による健全化判断比率等



上記のとおり、平成22年度における健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準等と比較しても良好な数値と言えるものでした。しかしながら、これらの指標は飽くまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を検討していくためには、従来に引き続き経常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目の問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革等の不断の努力を続けていく必要があります。

健全化判断比率等の推移

(単位: %)

	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度	
					都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
実質赤字比率	- (3.39)	- (3.24)	- (2.79)	- (3.10)	- (3.98)	- (4.15)
連結実質赤字比率	- (5.26)	- (5.29)	- (3.56)	- (4.26)	- (6.20)	- (11.85)
実質公債費比率	4.1	3.7	2.9	2.2	2.9	5.6
将来負担比率	35.4	29.3	32.4	25.4	1.9	35.0
資金不足比率	-	-	-	-	-	-
下水道事業会計	(1.2)	(0.0)	(0.7)	(2.6)	(3.0)	(8.0)



各比率の()内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結実質黒字比率、資金剰余比率です。

債務償還可能年限



西東京市は、その負債を何年間で返済可能なのでしょうか。その答えの一つとして、関西学院大学教授の小西砂千夫氏が提唱した債務償還可能年限という考え方をを用いて試算してみましょう。氏によると、債務償還可能年限が実際の地方債の償還年限を下回ってれば中長期的な持続可能性が認められる一方で、実際の地方債の償還年限を上回ると資金繰りができなくなる可能性があるというものです。

では、平成22年度西東京市決算に当てはめて試算してみましょう。この試算では健全化判断比率の一つである将来負担比率（P39 「財政健全化法」を参照）の計算式の標準財政規模の項を經常一般財源から元本償還分を除く經常一般財源充当経費を除いたものに置き換えて計算します。

				(単位：千円)		
純負債	}	将来負担額	充当可能財源等	}	債務償還 可能年限	
		79,323,965	- 71,112,775			=
償還財源	}	38,845,815	- (33,859,453	- 4,676,937) -	1.79 年	
		經常一般財源	經常一般財源	經常一般財源		算入公債費等
		(臨時財政対	充当経費	充当元金償還額		の額
		策債を含む)				

平成22年度末に残高のある市債の元金償還年数の平均10.37年(全会計・加重平均)

債務償還可能年限 1.79年 < 元金償還年数の平均10.37年 = 償還可能

この試算から債務償還可能年限が市債の償還年限を下回っており、中長期的な継続可能性が担保されていると判断できました。

参考：「変貌する地方財政制度のポイントを見抜く第7回公会計と自治体の財政分析(上) 建設公債主義では現金主義会計で財政運営ができる」地方財務2008年9月号(ぎょうせい)

～ちょっとブレイク～

債務負担行為は隠れ借金???

近年、地方公共団体の財政状況への注目が高まる中、テレビや新聞等で、地方公共団体には「債務負担行為」という隠れ借金があると、報道されています。西東京市の予算書の巻末には債務負担行為のページがありますので、市民の皆様から、「西東京市にも隠れ借金があるのですか?」という、お問い合わせの電話を受けることがままあります。



実際のところ、西東京市普通会計における債務負担行為の平成23年度以降の支出予定額は平成22年度末で58億7千万円あります。

決して少ないとは言えない金額ですが、いったいその中身は何なのでしょう? 例えば、コピー機やパソコンなどの事務機器のリース料。このような複数年度にわたる長期の契約をする場合には、債務負担行為という予算上の手続きを踏むことになっています。また民間活力を生かした行政運営の一手法である、指定管理者制度。この指定管理者との複数年契約にも債務負担行為が必要です。また、システムの開発や、工事契約、土地開発公社へ購入を依頼した土地を事業実施の時期に合わせて買い戻すことについても、複数年度に渡った契約を行う場合は債務負担行為を行っています。いずれも隠れ借金とは程遠いことがらですよ。

実は、報道で問題になった隠れ借金とは、実際には既に建設が終わり、利用を開始しているのにも関わらず、その建設代金を支払わず、債務負担行為を隠れみのにして分割払いにしているというような事例を指しているのです。市民の皆さんが住宅を購入する時には、住宅ローンを借りて業者さんに一括で支払うケースが多いと思いますが、市が施設を整備するときも同様です。それと比べると、債務負担行為による支払いは、つまりは業者さんに支払いを待ってもらうこと=いわゆるツケ払いになりますから、借金ではなく、まさに隠れ借金なわけです。なお、都市再生機構（UR都市機構）がその団地整備等において整備した学校などの施設を、債務負担行為によって複数年度にわたって買い取ることは、国から特例として認められています。

西東京市には、平成22年度末時点において、都市再生機構（UR都市機構）に関する特例も含め、分割払いのための債務負担行為は存在しません。

【参 考 资 料】

合併による財政効果を振り返る

歳入・歳出合わせて約370億円の財政効果がありました

平成13年1月22日に旧田無市と旧保谷市が合併し、西東京市が誕生してから10年が経過しました。この10年間普通交付税における合併算定替、合併特例債の発行などの合併による恩恵を得てきましたが、平成23年度からは合併算定替は縮減措置により徐々に上乘せが減少し、合併特例債は、平成22年度の繰越事業を除いて発行できなくなります。つまり、平成22年度は合併に伴う特例措置の節目の年でした。そこで合併後10年間の財政効果を振り返ってみましょう。

歳入

合併に伴ない国や東京都からの財政支援がありました。具体的には直接補助金として交付されたものとして12億6千8百万円、地方交付税（臨時財政対策債を含む）として措置されたものとして199億2千8百万円と、合わせて211億9千6百万円の効果がありました。

1 合併準備補助金

法定協議会を構成する市町村に対し、国から平成12年度に1市当たり5百万円、計1千万円の補助がありました。

2 合併市町村交付金

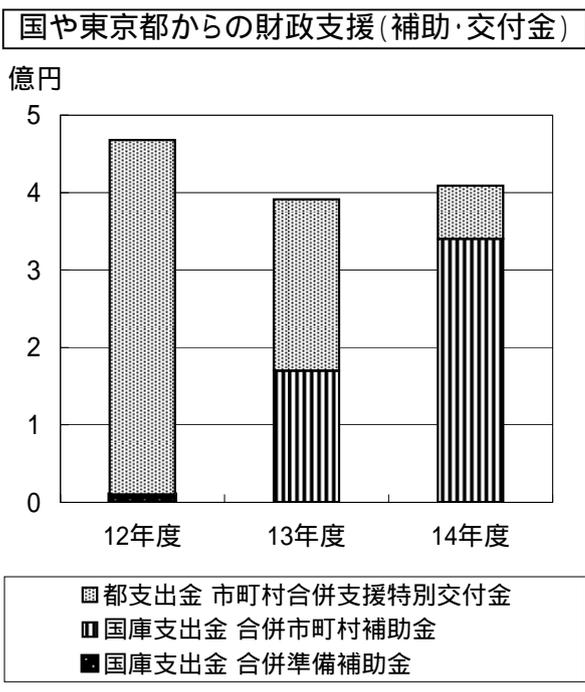
市町村建設計画に基づく事業に対し、国から平成13年度と平成14年度に合わせて5億1千万円の補助がありました。

3 市町村合併支援特別交付金

合併に伴なう緊急かつ特殊な財政需要に対する補助として、東京都から平成12年度から平成14年度にかけて合わせて7億4千8百万円の補助がありました。

国や東京都からの財政支援（補助・交付金）のまとめ （単位：百万円）

	12年度	13年度	14年度	計
国庫支出金	10	170	340	520
合併準備補助金	10	-	-	10
合併市町村補助金	-	170	340	510
都支出金	458	221	69	748
市町村合併支援特別交付金	458	221	69	748
国・都支出金計	468	391	409	1,268



4 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併市町村は、合併後10ヶ年度は合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障された結果、平成13年度から平成22年度に合わせて171億1千2百万円の増加額がありました。

P13「4 地方交付税 合併算定替の増加額」を参照

5 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置として、平成13年度から平成17年度に合わせて10億7百万円、普通交付税の基準財政需要額に算入されました。

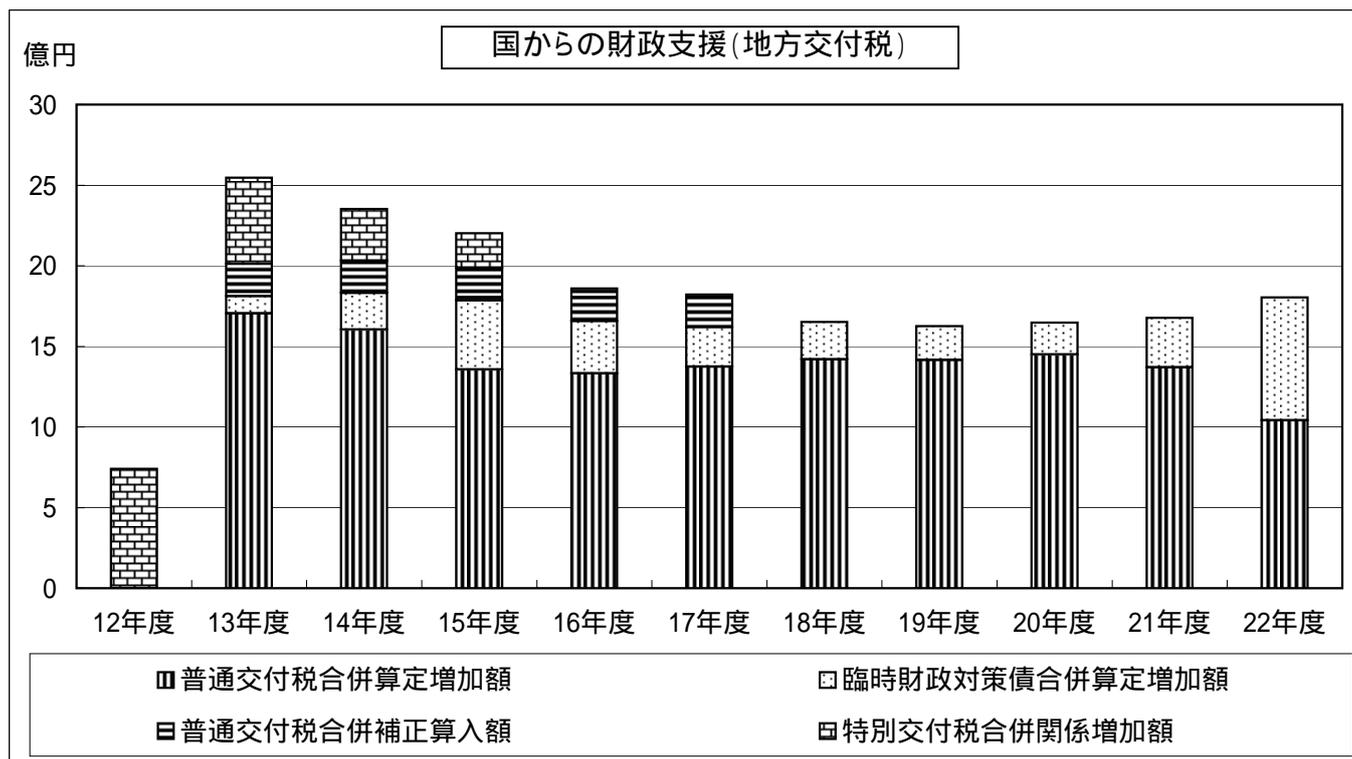
6 特別交付税における合併関係増加額

平成12年度においては合併準備経費に係る財政支援措置として、平成13年度から平成15年度は合併を機に行われる新しいまちづくり等についての的確に対応するための包括的な財政支援措置として、合わせて18億9百万円が交付されました。

国からの財政支援（地方交付税）のまとめ

（単位：百万円）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
合併算定替増加額合計 (-)		1,811	1,831	1,787	1,657	1,620	1,652	1,626	1,647	1,677	1,804	17,112
普通交付税合併算定増加額		1,704	1,604	1,357	1,333	1,375	1,420	1,415	1,450	1,371	1,041	14,070
臨時財政対策債合併算定増加額		107	227	429	324	245	232	211	197	307	763	3,042
合併算定替		4,662	5,426	6,890	4,827	4,068	4,232	3,910	3,809	4,878	8,679	51,381
普通交付税		3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	27,938
臨時財政対策債発行可能額		793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	23,443
一本算定		2,850	3,595	5,102	3,171	2,448	2,581	2,283	2,162	3,202	6,876	34,269
普通交付税		2,164	2,106	1,808	791	617	849	712	690	918	3,213	13,868
臨時財政対策債発行可能額		686	1,489	3,294	2,380	1,831	1,732	1,571	1,472	2,284	3,663	20,400
普通交付税合併補正算入額		201	201	202	202	201						1,007
特別交付税合併関係増加額	740	535	321	214								1,809
地方交付税合計	740	2,547	2,353	2,203	1,859	1,821	1,652	1,626	1,647	1,677	1,804	19,928

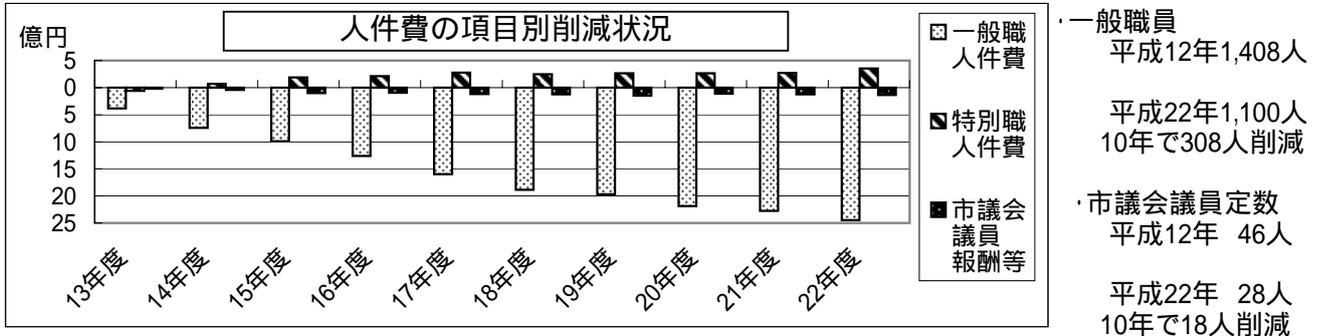


歳出

合併に伴う効果で、人件費、消防事務事業は10年間で175億3千2百万円の削減となりました。逆に事務経費は、職員数の削減に伴ない委託事業が増えたことにより10年間で17億3千2百万円増加しました。これらを合わせ、10年間の歳出削減による財政効果は157億9千6百万円となりました。

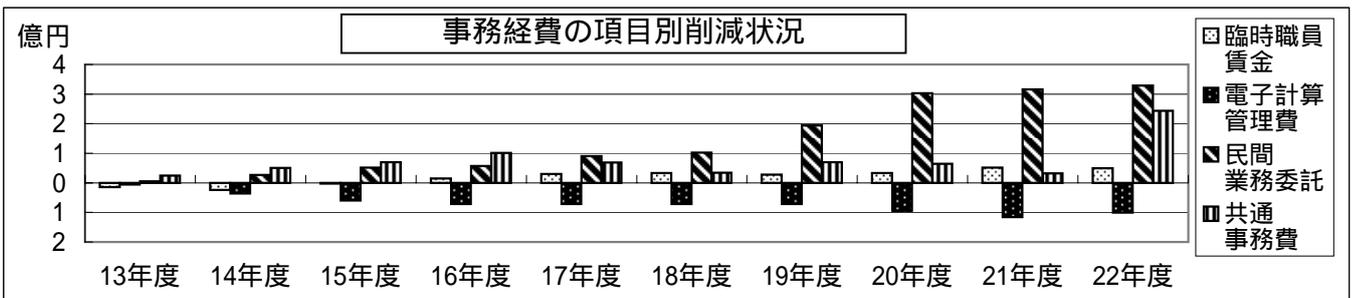
1 人件費

人件費は、審議会等の委員報酬や学校図書館専門員の配置等により特別職人件費が増加したものの、議員定数の削減及び職員数の削減により146億8千5百万円の財政効果がありました。



2 事務経費

事務経費は電算システムの統合により、電子計算管理費において7億1百万円の削減効果がありました。清掃事業、給食調理業務、保育園等の民間委託化が進んだことにより、全体では17億3千2百万円の増加となりました。



3 消防委託事務費

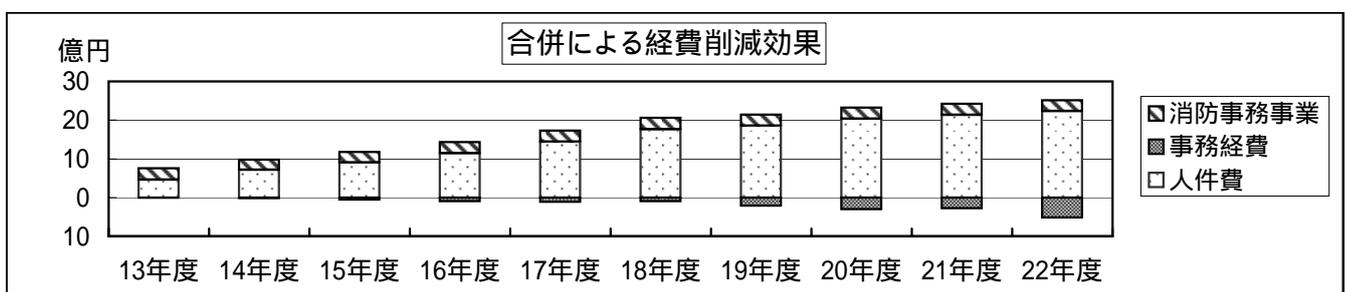
消防事務事業は合併により東京都への委託金が減少し、28億4千7百万円の財政効果がありました。

合併による経費削減効果まとめ

(単位:百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
人 件 費	460	714	904	1,145	1,445	1,762	1,852	2,034	2,133	2,236	14,685
一般職人件費	384	741	993	1,260	1,601	1,887	1,968	2,188	2,275	2,449	15,746
特別職人件費	58	72	189	213	276	248	262	265	269	350	2,086
市議会議員報酬等	18	45	100	98	120	123	146	111	127	137	1,025
事 務 経 費	10	16	59	102	117	97	220	306	284	521	1,732
臨時職員賃金	14	24	2	15	30	33	28	33	51	49	199
電子計算管理費	6	36	60	72	72	72	72	94	116	101	701
民間業務委託	5	27	51	57	90	102	194	303	316	329	1,474
共通事務費	24	50	70	101	69	34	70	64	32	244	758
消 防 事 務 事 業	298	269	273	286	284	294	288	289	287	279	2,847
合 計	748	968	1,117	1,329	1,612	1,959	1,919	2,015	2,135	1,994	15,796

* 平成12年度一般会計決算を基準とし、各年度一般会計決算との比較により作成
 消防事務事業については、各年度普通交付税の基準財政需要額を基準として算定

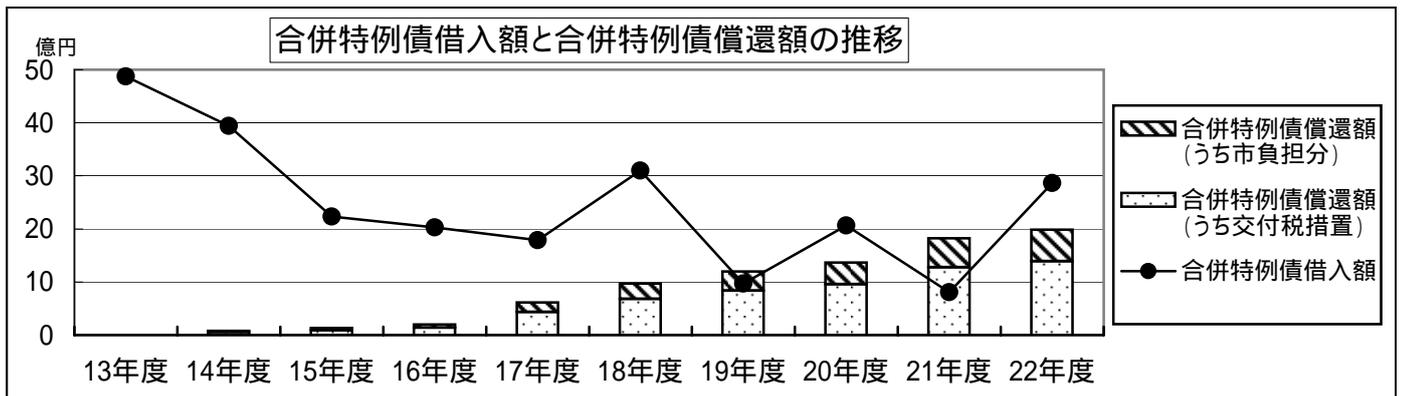
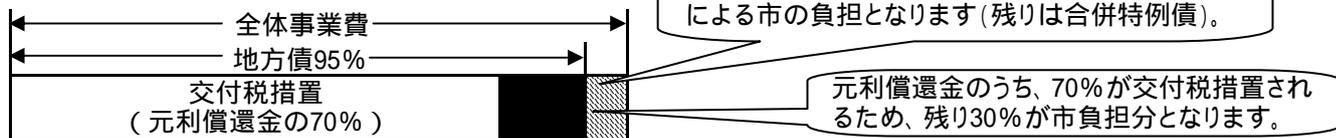


合併特例債

合併後10年間は、市町村建設計画に基づく特に必要な建設事業に対し、所要額の95%の起債が可能となり、更にその元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

平成13年度から平成22年度までの10年間において、西東京市の合併特例債起債（借入れ）上限額約320億円のうち、約247億円の起債（借入れ）を行いました。

合併特例債算定のイメージ図



合併特例債の借入実績と、合併特例債元利償還額

(単位：百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
北原児童館の建替					124						124
ひばりが丘児童センターの建替								20	129	398	547
下保谷児童センターの建替								16	98	632	746
みどり保育園の建替					173						173
田無保育園の建替						159					159
西原保育園等の建替								282			282
すみよし保育園の建替										164	164
住吉福祉会館建替等事業						181	452	108			741
小学校校舎等大規模改造事業		145	106	154							405
小学校耐震補強事業	54	67	37								157
けやき小学校建設事業	105	849	1,621								2,575
中学校校舎等大規模改造事業	64	49			67						181
中学校耐震補強事業				66	29						95
青嵐中学校校舎等建替				260	389	2,088	110				2,847
保谷駅前公民館・図書館の整備							94	692			786
南町スポーツ・文化交流センターの建替				103	499						602
障害者総合支援センターの建設									215	305	521
下保谷福祉会館の建替								8	53	288	349
西東京いこいの森公園の整備	3,667	2,019	387	298							6,371
公園広場の整備(生産緑地の保全)					428	51		871	106	574	2,031
エコプラザ西東京の建設				962		95	260				1,318
ひばりが丘駅周辺のまちづくりの推進(ひばりが丘駅南口地区)						457		34			491
ひばりが丘駅周辺のまちづくりの推進(西3・4・21号線の整備)								32	183	492	707
都市計画道路の整備(西3・4・15号線)	551	463	33	38	76	66	53		23	13	1,316
地域防災無線の増設工事	108										108
防災行政無線の整備				146							146
田無庁舎敷地整備事業		174									174
市道の整備(市道2338号線)	186	127	47								359
田無駅南口景観整備事業	72										72
上向台地区会館の建設	68	51									119
合併特例債借入額合計	4,875	3,943	2,231	2,027	1,785	3,097	969	2,063	808	2,867	24,665
合併特例債元利償還額		79	130	198	616	971	1,199	1,368	1,821	1,983	8,366
うち交付税措置(×70%)		55	91	139	431	680	839	957	1,275	1,388	5,856

平成 2 2 年 度
決算状況 (暫定)

団 体 コ ー ド	132292	市 町 村 類 型	- 3
団 体 名	西 東 京 市	2 2 年 度 交 付 税 種 地 区 分	- 10

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等		
2 2 年	196,494 人	過疎山村離島 (首都近郊整備 既成市街地 不交付 広域行政圏)		<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 柳泉園組合		基準財政需要額		25,234,841 千円
増減率 (22年 / 17年)	3.6 %					基準財政収入額		22,022,238 千円
2 3 . 3 . 3 1	194,369 人					標準財政規模		37,377,783 千円
対前年度増減率	1.4 %	面積 15.85 K㎡		<その他> 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院組合 東京都後期高齢者医療広域連合		うち臨時財政対策債発行可能額		4,425,978 千円
(参考) 6 5 才以上人口 2 3 . 3 . 3 1	40,255 人					財政力指数		0.936 単年度 (0.873)
決算収支の状況 (千円)		平成 2 2 年度	平成 2 1 年度	実質収支比率		3.1 %		
1. 歳入総額 A	68,044,495	64,889,347	公債費比率		6.3 %			
2. 歳出総額 B	66,533,799	63,644,385	起債制限比率		6.2 %			
3. 歳入歳出差引額 C (A - B)	1,510,696	1,244,962	公債費負担比率		12.1 %			
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D	362,728	231,121	経常収支比率		87.2 %			
5. 実質収支 E (C - D)	1,147,968	1,013,841	地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)		56,444,106 千円			
6. 単年度収支 F	134,127	141,695	債務負担行為翌年度以降支出予定額 B		5,869,978 千円			
7. 積立金 G	1,275,345	893,340	積立金現在高 C (うち財政調整基金)		8,882,002 千円 (4,162,571)			
8. 繰上償還額 H			将来にわたる財政負担 A + B - C		53,432,082 千円			
9. 積立金取崩額 I	500,000	1,300,000	積立基金取崩額		1,407,698 千円			
10. 実質単年度収支 J (F + G + H - I)	909,472	548,355	収益事業収入		0 千円			
				健全化判断比率				
				実質赤字比率		- (11.53) %		
				連結実質赤字比率		- (16.53) %		
				実質公債費比率		2.2 (25.0) %		
				将来負担比率		25.4 (350.0) %		

一 般 職 員 (2 3 . 4 . 1 現 在)				特 別 職 等 (2 3 . 4 . 1 現 在)			
区 分	職 員 数 人	4 月 分 給 料 支 払 総 額 B 千 円	1 人 当 り 支 給 月 額 B/A 円	分	改 定 実 施 年 月 日	1 人 当 り 平 均 給 料 (報 酬) 月 額 円	
一 般 職 員	991	318,155	321,044	市 町 村 長	22.4.1	1,013,000	
うち技能労務職	125	42,876	343,008	副 市 町 村 長	22.4.1	898,000	
教 育 公 務 員	2	836	418,000	収 入 役			
消 防 職 員				教 育 長	22.4.1	797,000	
臨 時 職 員				議 長	22.4.1	642,000	
合 計	993	318,991	321,240	議 副 議 長	22.4.1	574,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千 円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千 円	職 員 数 人	議 員 数 (28 人)	
	国民健康保険 (事業勘定)	△	295,154	2,953,387	20	加 入 世 帯 数	33,279 世帯
	老人保健医療	△	0	3,824	0	被 保 険 者 数	54,143 人
	介護保険 (保険事業勘定)	△	30,951	1,625,550	23	1 世 帯 当 り 保 険 税 調 定 額	128,302 円
	後期高齢者医療	△	49,594	1,636,921	6	被 保 険 者 1 人 当 り 保 険 税 (料) 調 定 額	78,861 円
	下水道事業	無	50,884	1,877,000	11	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用	311,325 円
	駐車場事業	無	6,933	0	0	保 険 税 (料)	4,024,405 千円
	介護サービス事業 (その他の企業)	無	0	112,730	1	保 険 給 付 費	11,773,901 千円
	再開発事業 (住宅用地造成事業)	無	13,888	249,644	8	老 人 保 健 抛 出 金	23,908 千円
							後 期 高 齢 者 支 援 金 等
						前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,809 千円
						介 護 給 付 費 納 付 金	919,059 千円

() 書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額	構 成 比	経 常 一 般 財 源 等	構 成 比	区 分	決 算 額	構 成 比	充 当 一 般 財 源 等	経 常 経 費 充 当 一 財 等	経 常 収 支 比 率
	千円	%	千円	%		千円	%	千円	千円	%
地 方 税	29,725,348	43.7	27,401,308	78.7	人 件 費	10,873,988	16.3	10,216,516	9,904,467	25.5
地 方 譲 与 税	299,919	0.5	299,919	0.9	うち 職 員 給	6,798,604	10.2	6,318,317	6,277,308	16.2
利 子 割 交 付 金	217,584	0.3	217,584	0.6	扶 助 費	14,464,377	21.7	3,810,929	3,781,538	9.7
配 当 割 交 付 金	82,075	0.1	82,075	0.2	公 債 費	5,496,332	8.3	5,496,332	5,464,722	14.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,267	0.0	25,267	0.1	元 利 償 還 金	5,495,842	8.3	5,495,842	5,464,232	14.1
地 方 消 費 税 交 付 金	1,846,997	2.7	1,846,997	5.3	一 時 借 入 金 利 子	490	0.0	490	490	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	30,834,697	46.3	19,523,777	19,150,727	49.3
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	10,157,312	15.3	8,104,940	6,489,585	16.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	177,934	0.3	177,934	0.5	維 持 補 修 費	281,661	0.4	260,159	259,780	0.7
地 方 特 例 交 付 金	327,535	0.5	327,535	1.0	補 助 費 等	6,749,005	10.2	5,027,903	4,518,525	11.6
地 方 交 付 税	4,684,671	6.9	4,253,208	12.2	積 立 金	2,134,832	3.2	2,130,602		
普 通	4,253,208	6.3	4,253,208	12.2	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	9,660	0.0	2,596	2,596	0.0
特 別	431,463	0.6			繰 出 金	8,459,100	12.7	8,002,787	3,438,240	8.9
交 通 安 全 対 策 特 例 交 付 金	24,722	0.0	24,722	0.1	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
国 有 提 供 施 設 交 付 金	0	0.0	0	0.0	投 資 的 経 費	7,907,532	11.9	1,088,275		
小 計	37,412,052	55.0	34,656,549	99.6	うち 人 件 費	134,803	0.2	132,526	45,516,215 千円	
分 担 金 ・ 負 担 金	257,616	0.4	0	0.0	普 通 建 設 事 業 費	7,891,756	11.9	1,087,266	経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等	
使 用 料	549,545	0.8	116,706	0.3	補 助	1,195,534	1.8	28,440	33,859,453 千円	
手 数 料	472,701	0.7	0	0.0	単 独	6,696,222	10.1	1,058,826		
国 庫 支 出 金	8,747,395	12.9			そ の 他	0	0.0	0		
都 支 出 金	7,159,821	10.5			災 害 復 旧 事 業 費	15,776	0.0	1,009	減 収 補 填 債 (特 例 分) 及 び	
財 産 収 入	795,559	1.2	26,020	0.1	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	臨 時 財 政 対 策 債 を 歳 入 経 常	
寄 附 金	203,056	0.3			合 計	66,533,799	100.0	44,141,039	一 般 財 源 等 に 加 え ない 場 合	
繰 入 金	2,058,896	3.0							の 経 常 収 支 比 率	97.3 %
繰 越 金	1,244,862	1.8								
諸 収 入	425,136	0.6	984	0.0						
地 方 債	8,717,856	12.8								
(うち 減収補填債特例分)	0	(0.0)								
(うち 臨時財政対策債)	4,045,556	(5.9)								
合 計	68,044,495	100.0	34,800,259	100.0						
市 町 村					税 目 的 別 歳 出					
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	基 準 税 額 × 100 / 75	超 過 課 税 分 収 入 済 額	区 分	決 算 額	構 成 比	充 当 一 般 財 源 等	
	千円	%	%	千円	千円		千円	%	千円	
市 町 村 民 税	13,948,773	46.9	4.6	13,326,892		議 会 費	438,317	0.7	438,317	
個人分						総 務 費	7,178,852	10.8	6,414,626	
法人分	1,504,987	5.1	44.2	735,428	117,920	民 生 費	31,383,548	47.2	15,599,940	
固 定 資 産 税	11,000,914	37.0	1.7	10,443,107		衛 生 費	5,051,746	7.6	3,873,193	
軽 自 動 車 税	76,957	0.3	1.4	76,193		労 働 費	470,579	0.7	368,294	
市 町 村 た ば こ 税	869,677	2.9	4.0	825,796		農 林 水 産 業 費	68,572	0.1	46,306	
鉦 産 税	0	0.0				商 工 費	496,523	0.7	373,884	
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0				土 木 費	7,153,705	10.8	4,301,729	
法 定 外 普 通 税	0	0.0				消 防 費	2,502,725	3.8	1,892,104	
目 的 税	2,324,040	7.8	1.3			教 育 費	6,277,124	9.4	5,335,305	
入 湯 税	0	0.0				災 害 復 旧 費	15,776	0.0	1,009	
事 業 所 税	0	0.0				公 債 費	5,496,332	8.2	5,496,332	
都 市 計 画 税	2,324,040	7.8	1.3			諸 支 出 金	0	0.0	0	
法 定 外 目 的 税	0	0.0				前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	
旧 法 に よ る 税	0	0.0				合 計	66,533,799	100.0	44,141,039	
合 計	29,725,348	100.0	0.1	25,407,416	117,920					
平成 22 年度 大規模事業 (単位: 百万円)										
納 税 義 務 者 数	下保谷福祉会館・児童館整備事業				1,175	徴 収 率	区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
	都市計画道路 3・4・21号線整備事業				1,082					
	(仮称)障害者福祉総合センター建設等事業				1,010			%	%	%
個人均等割	下保谷森林公園(下保谷緑地)整備事業				859	市 町 村 税 合 計	98.4	29.3	95.3	
	(仮称)ひばりが丘団地内保育園・児童館整備事業				837	(徴収猶予分除く)	(98.4)	(29.3)	(95.3)	
93,285 人	完全給食設備等整備事業				374	市 町 村 民 税	98.1	25.7	93.7	
	すみよし保育園整備事業				364	純 固 定 資 産 税	98.7	38.3	96.9	
法人税割	一般排水施設整備事業				215	国 民 健 康 保 険 税 (料)	88.3	21.5	73.8	
	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業				206					
3,754 人	特別養護老人ホーム建設費等助成事業				166					
	道路新設改良事業				136					

【平成22年度財務書類(速報版)】

市では、平成20年度決算より、地方公共団体及び関連団体等も含む連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類(以下「財務4表」という)を作成し、ホームページにて公表しています。財務4表の作成にあたっては、分析の際の比較検討などを考慮し、多摩地域の多くの市で採用している「総務省方式改訂モデル」で作成しています。

各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

貸借対照表

会計年度末(基準日:平成23年3月31日)時点で、借方(左側)で地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、貸方(右側)でその資産がどのような財源で賄われているのかを対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

<市単体貸借対照表>

(単位:百万円)

平成22年度				平成21年度			
資産の部	金額	負債の部	金額	資産の部	金額	負債の部	金額
1 公共資産	235,187	1 固定負債	72,164	1 公共資産	230,844	1 固定負債	70,591
2 投資等	8,238	2 流動負債	8,737	2 投資等	9,057	2 流動負債	8,420
3 流動資産	6,625	負債合計	80,901	3 流動資産	6,084	負債合計	79,011
		純資産の部				純資産の部	
		純資産合計	169,149			純資産合計	166,975
資産合計	250,050	負債及び純資産合計	250,050	資産合計	245,986	負債及び純資産合計	245,986

合併特例債事業の最終年度ということもあり、前年度に引き続き公共投資が増加し、公共資産が4,343百万円の増となりました。投資等については、西東京市文化・スポーツ振興財団の清算が完了したことなどにより819百万円の減となりましたが、流動資産が財政調整基金残高の増加により541百万円の増で、資産全体として4,064百万円の増となっています。負債については、下水道事業特別会計における地方債の償還は進んでいるものの、合併特例債や臨時財政対策債などの発行により、全体で1,890百万円の増となっています。

行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常行政コスト)と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常収益)を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、資産形成に結びつかない経常的な行政活動について、税収等で賄うべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかにされます。

<市単体行政コスト計算書>

(単位:百万円)

平成22年度		平成21年度	
	金額		金額
経常行政コスト	81,598	経常行政コスト	80,315
1 人にかかるコスト	10,996	1 人にかかるコスト	11,391
2 物にかかるコスト	15,889	2 物にかかるコスト	15,763
3 移転支出的なコスト	51,851	3 移転支出的なコスト	50,601
4 その他のコスト	2,862	4 その他のコスト	2,560
経常収益	20,289	経常収益	19,555
純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益)	61,310	純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益)	60,760

移転支的コストのうち、定額給付金給付事業が終了したことで補助費等が減となりましたが、生活保護費や子ども手当の増加により社会保障給付が大幅な増となったことから、結果として 1,250 百万円の増、経常行政コスト全体では 1,283 百万円の増となっています。一方、経常収益についても、保谷駅南口再開発事業における 街区保留床等の売払収入があったことから、734 百万円の増となっていますが、経常行政コストの増が大きいことから、純経常行政コストは 550 百万円の増となりました。

純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1 年間でどのように変動したかを表す財務書類です。地方税、地方交付税などの一般財源、国都支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1 年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

<市単体純資産変動計算書>

(単位:百万円)

平成 22 年度	金額	平成 21 年度	金額
期首純資産残高	166,975	期首純資産残高	169,604
純経常行政コスト	61,310	純経常行政コスト	60,760
財源調達(補助金等)	63,286	財源調達(補助金等)	58,245
臨時損益	82	臨時損益	106
資産評価替・無償受入	280	資産評価替・無償受入	8
その他	0	その他	0
期末純資産残高	169,149	期末純資産残高	166,975

財源調達(補助金等)は、市税収入が前年度と比べほぼ横ばいとなっていますが、地方交付税、生活保護費や子ども手当に係る補助金が増となった結果、5,041 百万円の増で、純資産全体としては 2,174 百万円の増となっています。

資金収支計算書

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる 3 つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれ、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

<市単体資金収支計算書>

(単位:百万円)

平成 22 年度	金額	平成 21 年度	金額
1 経常的収支	9,709	1 経常的収支	5,410
2 公共資産整備収支	1,301	2 公共資産整備収支	1,229
3 投資・財務的収支	8,174	3 投資・財務的収支	7,813
当年度資金増減額	233	当年度資金増減額	3,632
期首資金残高	1,725	期首資金残高	5,356
期末資金残高	1,958	期末資金残高	1,725

経常的収支は、社会保障給付が増となりましたが、地方交付税、補助金なども増となり、4,299 百万円の増となっています。また、投資・財務的収支は下水道事業における借換債の発行が減となったことから 361 百万円の減で、この結果全体では 233 百万円資金が増加し、22 年度期末資金残高が 1,958 百万円となりました。

市単体の財務 4 表は普通会計と公営事業会計(特別会計)を対象として作成しています。

一部事務組合・広域連合及び第三セクター等を含めた連結財務書類については、今後ホームページで公表を予定しています。



用語集

財政白書には専門用語が多くて・・・という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

あ

維持補修費（いじほしゅうひ）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上が図られる場合は普通建設事業費になります。

依存財源（いぞんざいげん）： 対義語・・・自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

一時借入金（いちじかりいれきん）： 類義語・・・市債 対義語・・・公債費

歳入の1区分。市の手持ち現金が一時的に不足した場合に、市中の金融機関等から借入れるお金。運転資金。その償還（返済）は一会計年度内に終えなくてはなりません。西東京市では繰替運用（手持ち現金が不足する際に基金を一時的に取り崩し、手持ち現金が充足した際には取り崩した額に利子相当額を付加して、基金に戻し入れること）を行っているため、市中の金融機関等からは一時借入金を調達（借入れ）していません。そのため、西東京市において公債費のうち一時借入金利子は、その支出額がそのまま基金の増加という形で表れることから、実質的には積立金と同じと言えます。

一般会計（いっばんかいけい）： 対義語・・・特別会計

いわゆる市の会計と言えばこの会計を意味します。下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

一般行政経費（いっばんぎょうせいけいひ）： 対義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。義務的経費に、その他の経費（物件費、補助費等、繰出金など）を加えたもの。

一般財源（いっばんざいげん）： 対義語・・・特定財源

財源の使い道が法令等で定められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

一般財源比率（いっばんざいげんひりつ）：

歳入に占める一般財源の割合。地方公共団体が、行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、一般財源比率ができるだけ高いことが望ましいとされています。

衛生費（えいせいひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。ごみ処理、休日診療所に要する費用などが該当します。

か

貸付金（かしつけきん）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。各種融資資金などの貸付けに要する費用が該当します。

合併特例債（がっぺいとくれいさい）：

建設地方債の1種。自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う、市町村建設計画（西東京市では新市建設計画がこれに当たります）に基づく事業を対象とした借入れができるもの。事業費の95%について地方債が発行でき、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

元利償還金（がんにしょうかんきん）： 類義語・・・公債費

公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。

起債制限比率（きさいせいげんひりつ）： 類義語・・・公債費比率・実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還（返済）に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこの値が一定割合を越えると段階的に市債の発行が制限される重要な指標でしたが、平成18年度以降は実質公債費比率が用いられるようになりました。

基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく）： 対義語・・・基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方公共団体の独自性は担保されていると言われています。

基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅうようがく）： 対義語・・・基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出（財政需要の水準）を表しています。したがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方公共団体における最低限必要な行政サービス水準（ナショナル・ミニマム）を、金額で表したものとと言えます。詳細はP14 コラム記事を参照。

基礎的財政収支（きそてきざいせいしゅうし）：

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、

現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。プライマリーバランスと呼ばれることもあります。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、臨時財政対策債は本来地方交付税として措置されるべきという考えから、

(歳入決算額 - (市債発行額(臨時財政対策債を除く))

- (歳出決算額 - (元利償還金(臨時財政対策債を除く))とされています。

義務的経費(ぎむてきけいひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

教育費(きょういくひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。小・中学校、公民館、図書館の運営費などが該当します。

繰入金(くりいれきん): 対義語・・・繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されてきたお金のこと。

繰越金(くりこしきん):

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

繰出金(くりだしきん): 対義語・・・繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、又は定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金 西東京市では土地開発基金が該当)に積立てるお金のこと。

形式収支(けいしきしゅうし): 類義語・・・実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。

算出方法は、歳入決算額 - 歳出決算額です。

経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ):

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合を表します。詳細は P19 「7 経常収支比率」を参照。

減収補填債(げんしゅうほてんさい):

市民税法人税割又は利子割交付金が、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に見込んだ額を下回ることが見込まれた場合に、その減収見込み額に応じて発行することができる地方債です。結果的に普通交付税の不足額を市が肩代わりする意味合いがあるので、元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

減税補填債（げんぜいほてんさい）:

減税補填債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補填するものです。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

建設地方債（けんせつちほうさい）:

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、道路や施設等の整備、いわゆるハコモノ整備の財源として発行できるもの。ただし現状は国の財源不足に伴って借入れている臨時財政対策債などが相当額を占めることから、平成22年度末残高における建設地方債の割合は53.4%、301億1千4百万円にまで低下しています。

公営企業会計・公営事業会計（こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい）:

対義語・・・普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したもの。西東京市の平成22年度地方財政状況調査では下水道事業、駐車場整備事業、住宅用地造成事業（市街地再開発事業）、介護サービス事業（以上公営企業会計）、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業（以上公営事業会計）の8事業が該当しました。一般会計・特別会計の区分とは分け方が一部異なるほか、財政健全化法とも取扱いが異なります。

公債費（こうさいひ）: 対義語・・・市債・一時借入金 類義語・・・元利償還金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金利子が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費（物件費＝借入事務費等）を含んでいることもあります。詳細はP21「8 公債費」を参照。

公債費比率（こうさいひひりつ）: 類義語・・・起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還（返済）に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表します。

国庫支出金（こっこししゅつきん）: 類義語・・・都支出金

歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

さ

災害復旧費（さいがいふっきゅうひ）:

歳出を性質別・目的別に分けた場合の1区分。暴風、洪水、地震、火災等により被害を受けた公用・公共用の施設を原状に復旧するための費用。性質別では投資的経費の1種です。

財産収入（ざいさんしゅうにゅう）:

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払収入、物品売払収入、不動産売払収入などが該当します。

歳出（さいしゅつ）: 対義語・・・歳入

一会計年度における一切の支出のこと。

財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）: 対義語・・・特定目的基金

歳計剰余金を地方財政法の規定にしたがって積立てたり、大幅な税収増があった場合などに積立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取り崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

財政調整基金現在高比率（ざいせいちょうせいききんげんざいだかひりつ）:

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を表すものです。安定的な財政運営を図ることを目的とする財政調整基金の残高を把握することで、不測の収入減や支出増にどれだけ弾力的に対応できるかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010（第3次行財政改革大綱）における算出方法は、
財政調整基金現在高 ÷ 標準財政規模 × 100 としています。

財政力指数（ざいせいりょくしすう）:

市の財政力を判断する理論上の指標です。地方交付税上の標準的団体における標準的な需要と収入を前提としているため、この指数の高低だけをもって財政の富裕度を即断することはできないので注意が必要です。詳細はP11「4 地方交付税」を参照。

算出方法は、基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額です。これを直近3ヶ年にわたって計算し、それを平均します。つまり、平成22年度の財政力指数といった場合は、平成20年度、平成21年度、平成22年度の3ヶ年の平均値です。

歳入（さいにゅう）: 対義語・・・歳出

一会計年度における一切の収入のこと。

債務負担行為（さいむふたんこうい）:

翌年度以降にわたる、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

市債（しさい）: 類義語・・・一時借入金 対義語・・・公債費

歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還（返済）は会計年度をまたがります。詳細はP23「9 市債」を参照。

市債現在高倍率（しさいげんざいだかばいりつ）:

標準財政規模に占める市債現在高の割合を表す指標で、標準財政規模で償還すると何年で市債の償還が終わるかを表します（100% = 1年で償還可能を意味します）。将来の公債費負担を把握し、市債が適正に管理されているかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010（第3次行財政改革大綱）における算出方法は、臨時財政対策債は本来普通交付税として措置されるべきという考えから、

$$\left(\text{市債現在高} - \text{臨時財政対策債残高} \right) \div \left(\text{標準財政規模} - \text{臨時財政対策債発行可能額} \right) \times 100$$
と
しています。

自主財源（じしゅざいげん）: 対義語・・・依存財源

市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

自主財源比率（じしゅざいげんひりつ）:

歳入に占める、自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されると言われています。

実質経常収支比率（じっしつけいじょうしゅうしひりつ）: 類義語・・・経常収支比率

経常収支比率における経常経費充当一般財源に、実質的に経常的な経費である国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する赤字繰出額を加えたものです。詳細は P31「平成 22 年度決算にみる実質経常収支比率への影響」を参照。

実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）: 類義語・・・公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、一時借入金利子、公営企業や一部事務組合・広域連合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行が制限されます。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

実質収支（じっしつしゅうし）: 類義語・・・形式収支、実質単年度収支、単年度収支

形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

実質収支比率（じっしつしゅうしひりつ）:

標準財政規模に対する実質収支の割合で、財政運営の状況を見る上で重要な指標です。実質収支が赤字の場合は一般的に赤字比率と言い替えます。しかし実質収支比率が高ければ高いほど財政運営が良好であるというわけでもなく、おおむね 3%から 5%が適切であると言われています。算出方法は、 $\text{実質収支の額} \div \text{標準財政規模} \times 100$ です。

実質単年度収支（じっしつたんねんどしゅうし）: 類義語・・・形式収支、実質収支、単年度収支

単年度収支から、基金（貯金）の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金（貯

金)の取崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようになるかを判断するものです。

児童福祉費(じどうふくしひ):

民生費の1区分。保育園・児童館・学童クラブの運営費、子ども手当、乳幼児医療助成などの児童福祉や、ひとり親家庭等医療助成などの母子福祉などが該当します。

社会福祉費(しゃかいふくしひ):

民生費の1区分。障害者福祉センターの運営費、心身障害者福祉手当などの障害福祉や、国民年金事務費、国民健康保険事業会計への繰出金などが該当します。

消防費(しょうぼうひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

使用料及び手数料(しょうりょうおよびてすうりょう):

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、又は公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

職員給(しょくいんきゅう):

人件費の1区分。一般職の給料及び各種手当(退職手当を除く)が該当します。

諸収入(しょしゅうにゅう):

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入全て。市税の延滞金などが該当します。

人件費(じんけんひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

生活保護費(せいかつほごひ):

民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。

総務費(そうむひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。市報や、徴税、住民票に要する経費などが該当します。

た

単年度収支(たんねんどしゅうし): 類義語・・・形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が

上回らないと、単年度収支は黒字にならない（赤字になる）という特性があります。

地方交付税（ちほうこうふぜい）:

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。詳細は P11「4 地方交付税」を参照。

地方譲与税（ちほうじょうよぜい）:

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

積立基金（つみたてききん）: 対義語・・・定額運用基金

財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができます。

積立金（つみたてきん）:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金（詳細は P27「10 基金」を参照。）に積立て（貯金）する費用。ただし定額運用基金への積立ては繰出金となります。

定額運用基金（ていがくうんようききん）: 対義語・・・積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

投資及び出資金（とうしおよびしゅっしきん）:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や、財団法人などへの出資や出捐に要する費用。

投資的経費（とうしてきけいひ）: 類義語・・・普通建設事業費 対義語・・・一般行政経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類に分けられます。平成 22 年度の西東京市は普通建設事業費と災害復旧事業費の支出がありました。

特定財源（とくていざいげん）: 対義語・・・一般財源

用途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。詳細は P5「2 市の歳入」を参照。

特定目的基金（とくていもくてきききん）: 対義語・・・財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

特別会計（とくべつかいけい）： 対義語・・・一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 22 年度の西東京市には国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、老人保険（医療）下水道事業、駐車場事業、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業、中小企業従業員退職金等共済事業の 8 つの特別会計がありました。

都支出金（とししゅつきん）： 類義語・・・国庫支出金

歳入の 1 区分。都から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の 3 種類があります。

土木費（とぼくひ）：

歳出を目的別に分けた場合の 1 区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水道特別会計への繰出金などが該当します。

は

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）：

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や公債費比率など、各種の財政指標を算出するに当たり、基礎数値として用いられます。平成 20 年度決算からは、実質的な交付税である臨時財政対策債発行可能額を含むように変更されました。

扶助費（ふじょひ）：

歳出を性質別に分けた場合の 1 区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助（現金又は物品、サービスの提供）に要する経費。生活保護費、子ども手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

普通会計（ふつうかいけい）： 対義語・・・公営企業会計・公営事業会計

地方財政状況調査上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。西東京市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス事業などを控除し、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計のうち、駅前広場整備に係る事業費及び中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加えたものです。

普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）： 類義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の 1 区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の 1 種です。

物件費（ぶつけんひ）：

歳出を性質別に分けた場合の 1 区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に

分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

分担金及び負担金（ぶんたんきんおよびふたんきん）：

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。西東京市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部又は一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を西東京市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

補助費等（ほじょひとう）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費（自動車重量税など市が納める税金）や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ま

民生費（みんせいひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険事業会計への繰出金や、心身障害者福祉手当、子ども手当、生活保護費、障害者福祉センター・老人福祉センター・保育園・児童館・学童クラブの運営費などが該当します。

ら

臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）：

国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債です。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借入れることから実質的な地方交付税であるといえます。そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、期限到来の都度延長されて、現在では平成25年度までの時限的な措置とされています。詳細はP12「4 地方交付税」を参照。

老人福祉費（ろうじんふくしひ）：

民生費の1区分。福祉会館・老人福祉センターの運営費、敬老金贈呈などの老人福祉や、後期高齢者医療・老人保健医療・介護保険の各事業会計への繰出金などが該当します。

今回の財政白書に登場してくれたキャラクター
を紹介します！！



シンエイ / 西東京市

西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」

市内のアニメ会社（シンエイ動画株）により作成された候補作品 3 点に対する投票と名前の募集を行いました。これらの結果をもとに、新しいキャラクターが誕生し、応募作品の「いこいの森って楽しくていいな」というイメージから「いこいな」と名付けられました。

「いこいな」は、自然と人と生き物のふれあいを守る森の妖精です。武蔵野の雑木林の復元を目指す西東京いこいの森公園に住んでいて、みどりや生き物を育てるお手伝いをしています。

これから市の広報活動に協力してくれることになりました。皆さんも応援してくださいね。

西東京市財政白書

平成 22 年度決算版

平成 23 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188 - 8666 東京都西東京市南町 5 - 6 - 13

電話 042 - 460 - 9802(直通)

ホームページアドレス

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>